

令和2年版
(2020年版)

たかさき環境白書

【資料編】

(高崎市第4次環境基本計画 年次報告書)

【令和元年度（2019年度）実績】



高崎市

目次

資料編

第1節	測定データ	
1	大気	1
2	水質	20
3	騒音・振動	42
4	化学物質	53
5	放射性物質	56
第2節	工場・事業場等に対する規制	
1	大気・悪臭	73
2	水質・土壌	78
3	騒音・振動	88
4	化学物質	99
5	その他項目	103
第3節	地球温暖化対策	
1	温室効果ガス排出量の算定	105
2	太陽光発電設備の導入	109
第4節	廃棄物処理関係	
1	ごみ・資源物の収集運搬体制	110
2	廃棄物処理施設	112
3	し尿処理（浄化槽・汲取りによる）	116
4	ごみ処理フロー図	118
第5節	環境行政年表	
1	条例・計画等	121
2	公害対策関係	123
3	廃棄物関係	126

年次報告書

別冊

第1節 測定データ

1 大気

①一般環境大気／自動車排出ガスの測定

＜調査の目的（法根拠等）＞

大気汚染に係る経年変化等を把握し、大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的に測定局を設置しています。測定局は、一般的な地域の代表地点を調べる一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）と幹線道路を通る自動車の排出ガスの影響を調べる自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）があり、得られた結果は、次のとおり活用しています。

- ・市内の環境基準の達成状況を継続的に把握する。
- ・大気汚染により人の健康及び生活環境に係る被害の発生を未然に防止するための緊急時の措置を円滑に進めるための資料を得る。
- ・大気汚染の防止対策の策定とその効果の評価のための資料を得る。
- ・都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請する際、当該道路の部分の構造等に関して道路管理者または関係行政機関の長に意見を述べる際に、その根拠となる資料を得る。

また、測定局で得られたデータは、大気汚染常時監視システムによってオンラインで中央監視局（高崎市環境部環境政策課）に伝送され、収録・処理されます。この常時監視システムは、大気汚染状況をリアルタイムで把握することができます。

■関係法令

〈大気汚染防止法〉

（自動車排出ガスの濃度の測定）

第 20 条 都道府県知事は、交差点等があるため自動車の交通が渋滞することにより自動車排出ガスによる大気の著しい汚染が生じ、又は生ずるおそれがある道路の部分及びその周辺の区域について、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行うものとする。

（常時監視）

第 22 条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第 24 条第 1 項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（※）本市は、平成 7 年 4 月 1 日に大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する政令市となったことから、都道府県と同様に上記の法定受託事務を行っています。

<測定地点>

本市では、以下のとおり 5 地点の測定局（一般局 4 局、自排局 1 局）において、常時監視を行っています。

[表] 市内の測定地点及び測定項目（令和元年度）

測定地点 (所在地)	測定局 区分	測定項目						
		SO ₂	NO ₂	CO	Ox	SPM	PM2.5	風向・ 風速
並榎測定局 (並榎町)	一般局	○	—	—	—	○	○	○
台新田測定局 (台新田町)	一般局	○	○	—	○	○	—	○
箕郷測定局 (箕郷町生原)	一般局	—	—	—	○	○	—	○
榛名測定局 (上里見町)	一般局	—	—	—	—	○	○	○
城南自排局 (下和田町)	自排局	—	○	○	—	—	—	○

(※) 「○」: 測定機を設置している地点 「—」: 測定機を設置していない地点

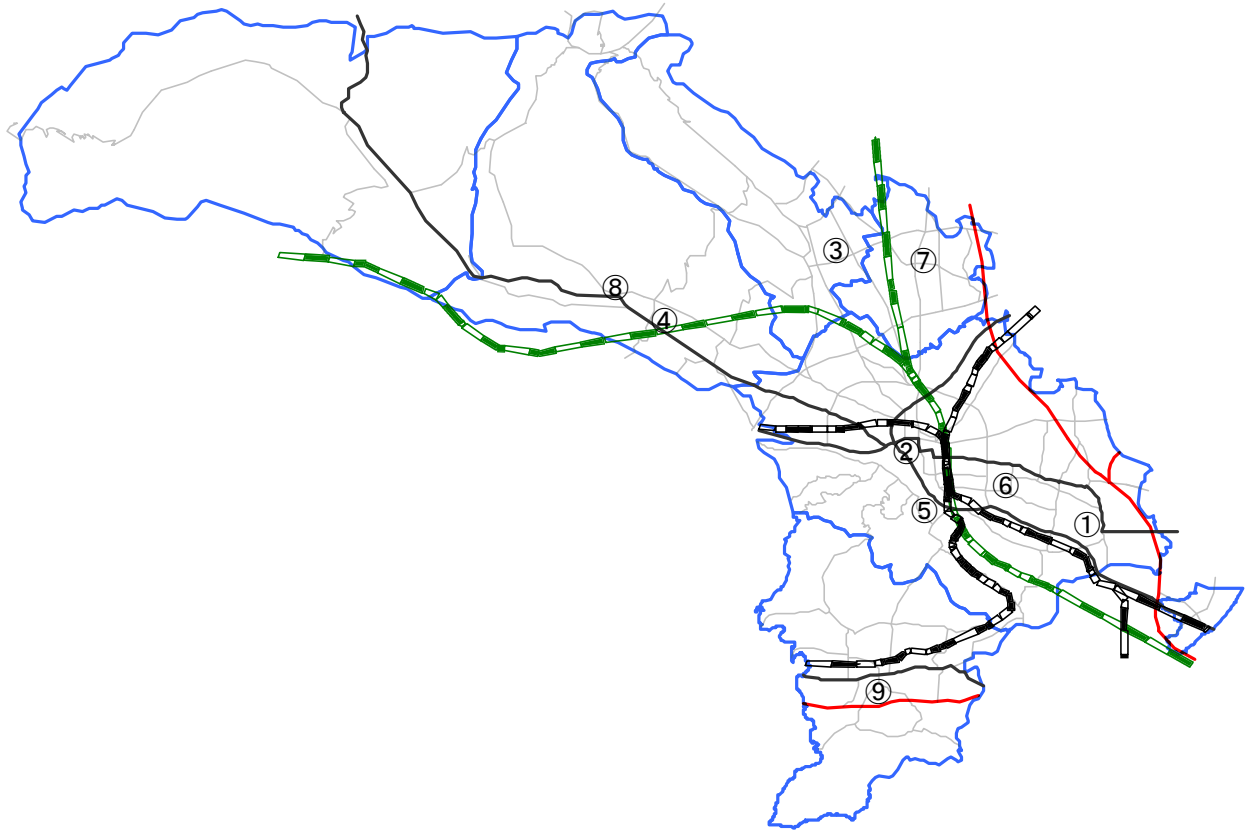
<環境基準>

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。

大気汚染の常時監視における環境基準及び達成状況は、以下のとおりです。

[表] 大気の常時監視における環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。



[図] 大気環境測定地点

[表] 測定地点ごとの測定項目

測定項目 測定地点		一酸化窒素	一酸化炭素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	有害大気汚染物質	降下ばいじん	酸性雨	石綿(アスベスト)	ダイオキシン類
		○	○		○	○		○			○		
①	台新田測定局	○	○		○	○		○					
②	並木測定局	○				○	○	○			○		
	勤労青少年ホーム									○			
③	箕郷測定局				○	○		○					
④	榛名測定局					○	○	○					
⑤	城南自排局		○	○				○				○	
⑥	中居公民館								○			○	○
⑦	群馬支所								○				○
⑧	榛名支所												○
⑨	吉井支所												○

<測定結果（項目物質別）>

■二酸化硫黄（SO₂）

[人の健康や環境に及ぼす影響]

石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。

[環境基準]

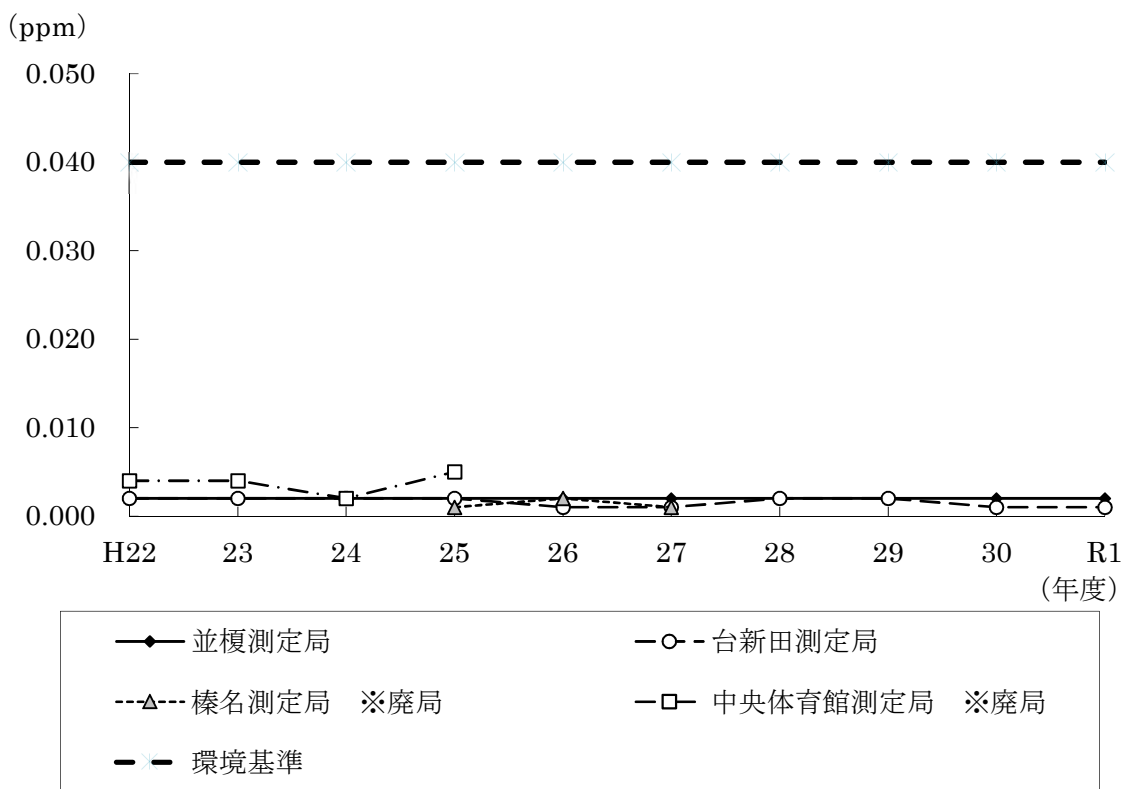
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

(短期的評価)

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

(長期的評価)

1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。



[図] 二酸化硫黄（SO₂）濃度の推移（年間日平均値 2%除外値）（平成 22～令和元年度）

[表] 二酸化硫黄 (SO₂) の測定結果 (令和元年度)

[並榎測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	日平均 値の最 低値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%	有×、無○
H31.4月	30	708	0.001	0.003	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
R1.5月	31	737	0.001	0.003	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	714	0.001	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	736	0.001	0.001	0.001	0.001	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	732	0.001	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	710	0.001	0.004	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	735	0.001	0.004	0.001	0.001	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	712	0.001	0.004	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	735	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
R2.1月	31	733	0.001	0.004	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0	○
2月	29	688	0.001	0.003	0.002	0.001	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	737	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
通年	366	8677	0.001	0.004	0.002	0.000	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (ppm)						0.002					

[台新田測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	日平均 値の最 低値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを超 えた日が2日 以上連続した ことの有無
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%	有×、無○
H31.4月	30	711	0.000	0.001	0.000	0.000	0	0.0	0	0.0	○
R1.5月	31	736	0.000	0.001	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	714	0.000	0.001	0.000	0.000	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	737	0.000	0.001	0.000	0.000	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	732	0.000	0.001	0.000	0.000	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	712	0.000	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	735	0.000	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	714	0.000	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	735	0.000	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
R2.1月	31	737	0.000	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
2月	29	690	0.000	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	737	0.000	0.001	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
通年	366	8690	0.000	0.002	0.001	0.000	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (ppm)						0.001					

■二酸化窒素 (NO₂)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

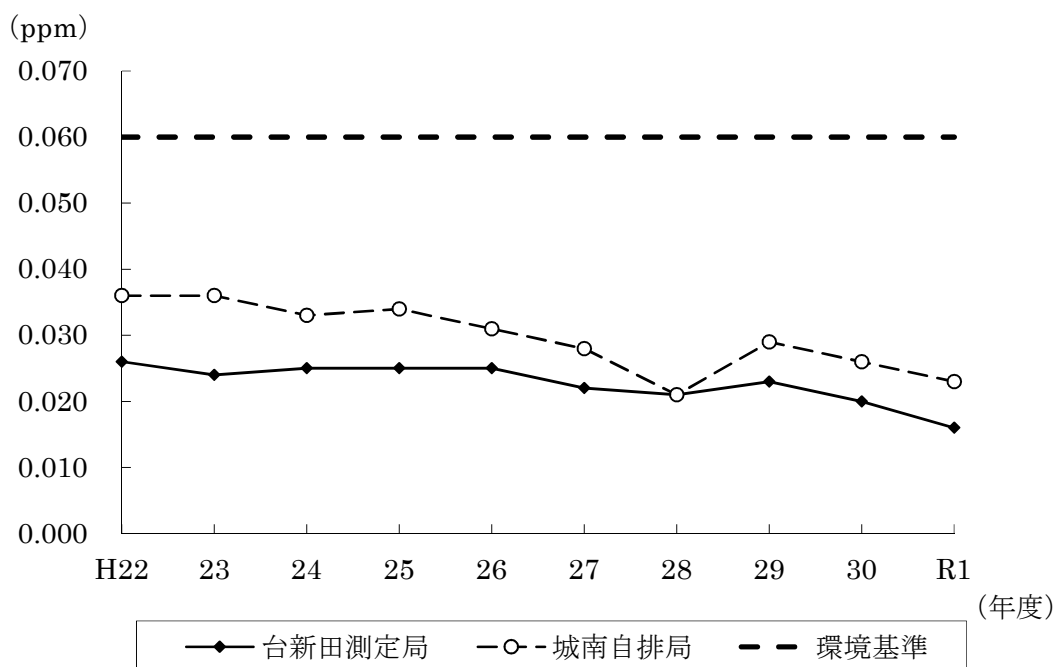
二酸化窒素（窒素酸化物）は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物です。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様です。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

[環境基準]

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

(長期的評価)

1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。



[表] 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の推移 (年間日平均値 98%値) (平成 22~令和元年度)

[表] 二酸化窒素 (NO₂) の測定結果 (令和元年度)

[台新田測定局]

区分 年月	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の最低値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%	日	%	日	%
H31.4月	30	714	0.008	0.031	0.014	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
R1.5月	31	741	0.007	0.034	0.014	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6月	30	717	0.006	0.020	0.011	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7月	31	740	0.007	0.018	0.010	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8月	31	739	0.007	0.021	0.013	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9月	30	716	0.006	0.022	0.012	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10月	31	742	0.007	0.026	0.013	0.001	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11月	30	718	0.008	0.031	0.018	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12月	31	735	0.011	0.040	0.023	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
R2.1月	31	742	0.010	0.035	0.021	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2月	29	694	0.009	0.047	0.015	0.002	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3月	31	741	0.008	0.032	0.021	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通年	366	8739	0.008	0.047	0.023	0.001	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
日平均値の年間98%値 (ppm)						0.016								

[城南自排局]

区分 年月	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の最低値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合	
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	時間	%	日	%	日	%	日	%
H31.4月	30	717	0.013	0.042	0.023	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
R1.5月	31	740	0.013	0.038	0.022	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6月	30	718	0.013	0.056	0.023	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7月	31	741	0.014	0.038	0.021	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8月	31	739	0.012	0.032	0.019	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9月	30	713	0.010	0.030	0.016	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10月	31	741	0.012	0.035	0.020	0.001	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11月	30	718	0.012	0.040	0.022	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12月	31	738	0.014	0.036	0.024	0.005	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
R2.1月	31	741	0.013	0.038	0.024	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2月	29	692	0.013	0.034	0.023	0.003	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3月	31	741	0.012	0.037	0.027	0.004	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通年	366	8739	0.013	0.056	0.027	0.001	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
日平均値の年間98%値 (ppm)						0.023								

■一酸化炭素（CO）

[人の健康や環境に及ぼす影響]

炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られています。

[環境基準]

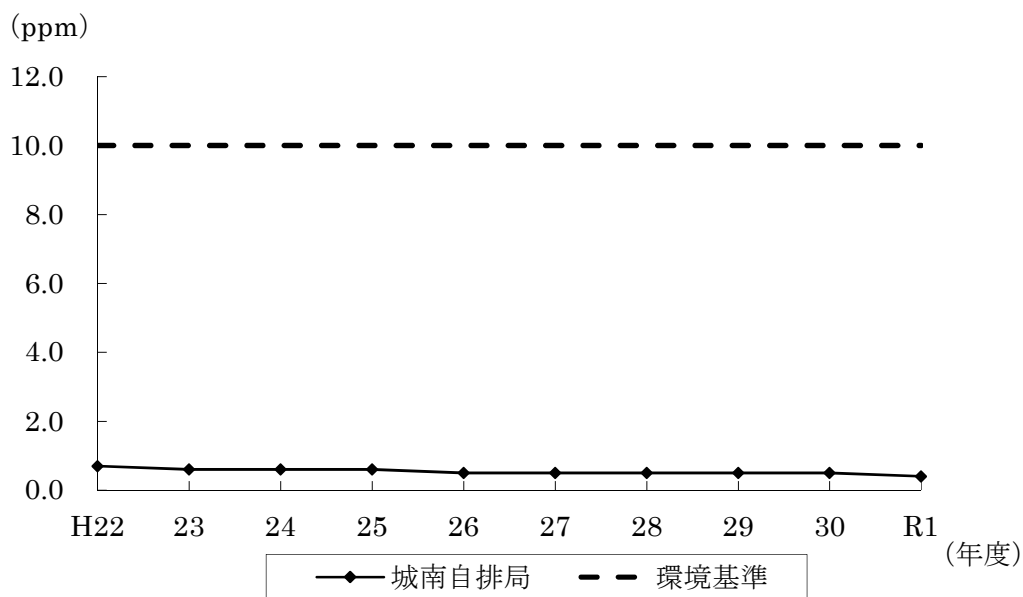
1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間値平均値が20ppm以下であること。

(短期的評価)

1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間値平均値が20ppm以下であること。

(長期的評価)

1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。



[図] 一酸化炭素（CO）濃度の推移（年間日平均値2%除外値）

(平成22～令和元年度)

[表] 一酸化炭素 (CO) の測定結果 (令和元年度)

[城南自排局]

区分 年月	有効測定日数	測定時間	平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となったことがある日数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数が2日以上連続したことの有無	環境基準値の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数
						時間	%	日	%	日	%		
H31.4月	30	713	0.3	1.3	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
R1.5月	31	736	0.3	1.0	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
6月	30	714	0.3	1.3	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
7月	31	738	0.3	0.9	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
8月	31	734	0.3	1.0	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
9月	30	710	0.3	1.2	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
10月	31	737	0.3	0.9	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
11月	30	713	0.3	1.2	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
12月	31	737	0.4	2.0	0.5	0	0	0	0	0	0	○	0
R2.1月	31	736	0.3	1.9	0.5	0	0	0	0	0	0	○	0
2月	29	687	0.3	1.4	0.5	0	0	0	0	0	0	○	0
3月	31	737	0.3	2.2	0.4	0	0	0	0	0	0	○	0
通年	366	8692	0.3	2.2	0.5	0	0	0	0	0	0	○	0
日平均値の2%除外値 (ppm)					0.4								

■光化学オキシダント (Ox)

[人の健康や環境に及ぼす影響]

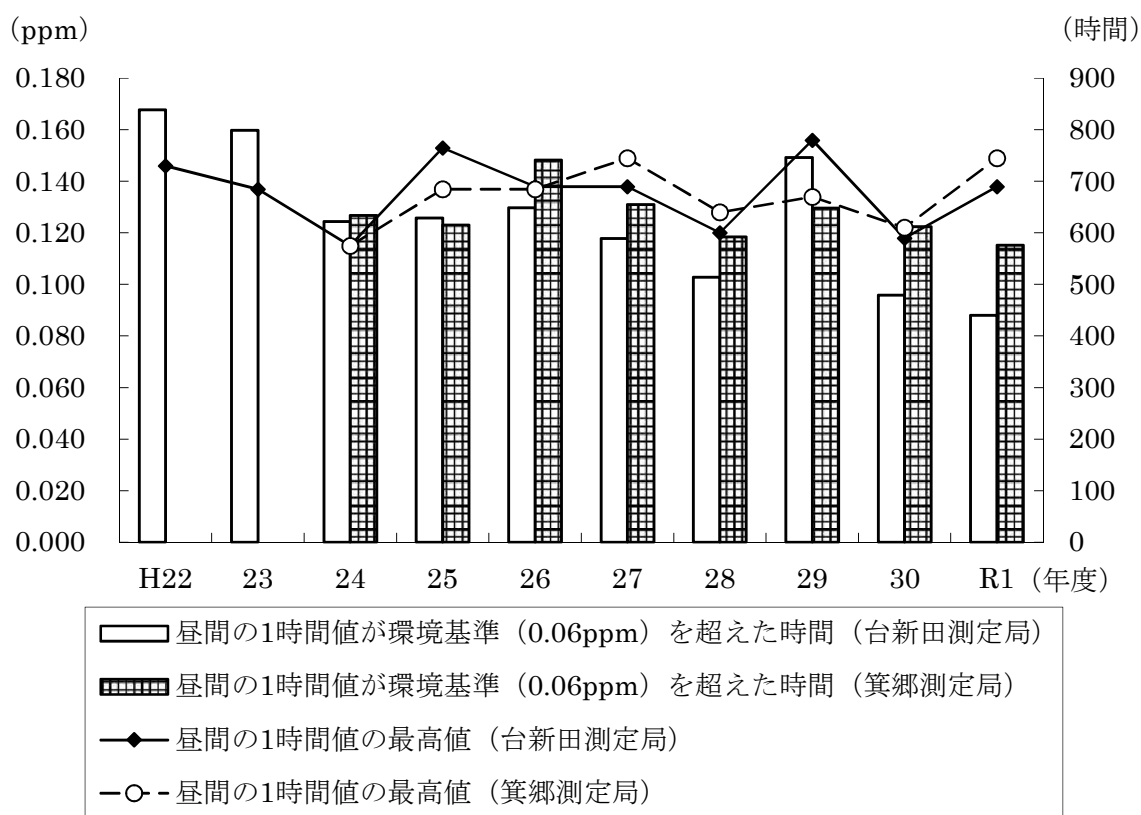
大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されています。

[環境基準]

1時間値が0.06ppm以下であること。

(短期的評価)

昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。



[図] 光化学オキシダント (Ox) 濃度の推移

(昼間1時間値の最高値/環境基準の超過時間)(平成22~令和元年度)

[表] 光化学オキシダント (Ox) の測定結果 (令和元年度)

[台新田測定局]

区分 年月	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の1 時間値 の最高 値	昼間の 日最高 1時間値 の平均 値	昼間の 平均値	昼間の 日平均 値の最 高値	昼間の 日平均 値の最 低値	昼間の1時 間値が 0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm 以上の日数 と時間数	
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	日	時間	日	時間
H31.4月	30	446	0.083	0.057	0.045	0.060	0.024	11	56	0	0
R1.5月	31	462	0.138	0.069	0.050	0.086	0.032	19	125	1	1
6月	30	448	0.099	0.060	0.042	0.059	0.017	15	92	0	0
7月	31	463	0.100	0.052	0.033	0.049	0.016	7	31	0	0
8月	31	460	0.109	0.060	0.037	0.065	0.007	14	61	0	0
9月	30	447	0.090	0.054	0.035	0.051	0.017	10	40	0	0
10月	31	463	0.085	0.047	0.031	0.057	0.013	4	20	0	0
11月	30	444	0.049	0.039	0.027	0.037	0.008	0	0	0	0
12月	31	462	0.041	0.033	0.022	0.034	0.003	0	0	0	0
R2.1月	31	463	0.046	0.037	0.026	0.037	0.010	0	0	0	0
2月	29	431	0.053	0.043	0.032	0.043	0.018	0	0	0	0
3月	31	458	0.070	0.045	0.036	0.050	0.008	3	15	0	0
通年	366	5447	0.138	0.050	0.035	0.086	0.003	83	440	1	1

[箕郷測定局]

区分 年月	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の1 時間値 の最高 値	昼間の 日最高 1時間値 の平均 値	昼間の 平均値	昼間の 日平均 値の最 高値	昼間の 日平均 値の最 低値	昼間の1時 間値が 0.06ppm を超えた日数 と時間数		昼間の1時 間値が 0.12ppm 以上の日数 と時間数	
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	日	時間	日	時間
H31.4月	30	447	0.088	0.060	0.049	0.068	0.026	15	90	0	0
R1.5月	31	463	0.149	0.074	0.055	0.089	0.032	25	183	1	2
6月	30	448	0.105	0.064	0.046	0.068	0.018	16	119	0	0
7月	30	448	0.079	0.053	0.035	0.052	0.019	10	40	0	0
8月	30	445	0.107	0.060	0.040	0.067	0.012	14	77	0	0
9月	30	447	0.076	0.051	0.033	0.047	0.015	8	29	0	0
10月	31	463	0.086	0.045	0.032	0.059	0.012	3	17	0	0
11月	30	445	0.051	0.039	0.030	0.039	0.012	0	0	0	0
12月	31	461	0.045	0.036	0.027	0.038	0.006	0	0	0	0
R2.1月	31	463	0.046	0.039	0.031	0.041	0.012	0	0	0	0
2月	29	430	0.056	0.045	0.036	0.042	0.025	0	0	0	0
3月	31	457	0.077	0.048	0.040	0.054	0.012	3	21	0	0
通年	364	5417	0.149	0.051	0.038	0.089	0.006	94	576	1	2

■浮遊粒子状物質（SPM）

[人の健康や環境に及ぼす影響]

浮遊粉じんのうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

[環境基準]

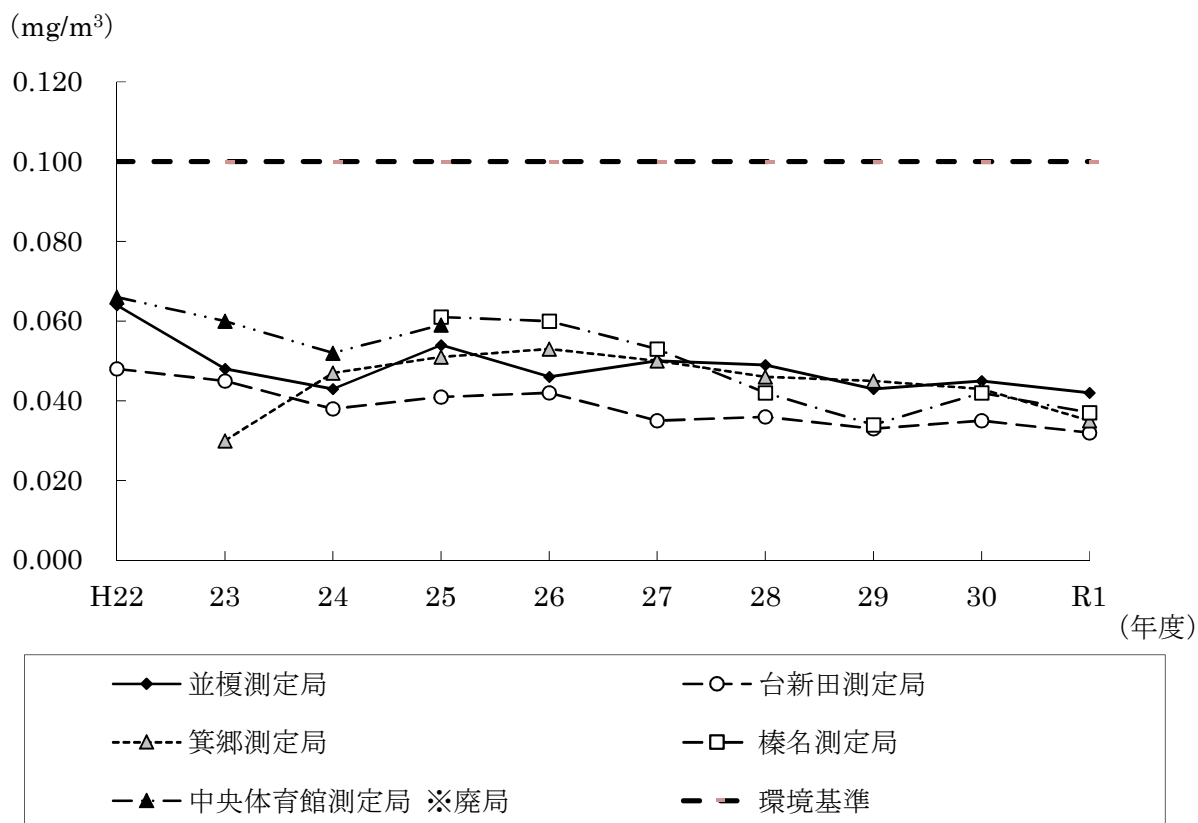
1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

(短期的評価)

1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

(長期的評価)

1 日平均値の 2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。



[図] 浮遊粒子状物質（SPM）濃度推移（年間日平均値 2%除外値）

(平成 22～令和元年度)

[表] 浮遊粒子状物質 (SPM) の測定結果 (令和元年度)

[並榎測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	有×、無○
H31.4月	30	717	0.012	0.083	0.042	0.002	0	0.0	0	0.0	○
R1.5月	31	743	0.015	0.062	0.034	0.003	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	719	0.017	0.083	0.044	0.002	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	741	0.022	0.132	0.050	0.002	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	740	0.027	0.185	0.060	0.012	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	716	0.013	0.066	0.028	0.003	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	742	0.009	0.054	0.037	0.000	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	719	0.006	0.046	0.017	0.001	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	742	0.007	0.045	0.017	0.001	0	0.0	0	0.0	○
R2.1月	31	742	0.006	0.039	0.018	0.000	0	0.0	0	0.0	○
2月	27	665	0.008	0.081	0.035	0.001	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	743	0.008	0.046	0.020	0.002	0	0.0	0	0.0	○
通年	364	8729	0.013	0.185	0.060	0.000	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (mg/m ³)					0.042						

[台新田測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	有×、無○
H31.4月	30	719	0.012	0.041	0.028	0.003	0	0.0	0	0.0	○
R1.5月	31	741	0.014	0.046	0.035	0.003	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	719	0.015	0.053	0.036	0.001	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	742	0.016	0.071	0.034	0.001	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	740	0.020	0.075	0.043	0.007	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	718	0.012	0.042	0.026	0.004	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	743	0.010	0.045	0.033	0.002	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	719	0.007	0.032	0.018	0.002	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	743	0.008	0.041	0.019	0.002	0	0.0	0	0.0	○
R2.1月	31	742	0.006	0.074	0.016	0.000	0	0.0	0	0.0	○
2月	27	664	0.009	0.059	0.030	0.001	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	743	0.009	0.048	0.020	0.002	0	0.0	0	0.0	○
通年	364	8733	0.012	0.075	0.043	0.000	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (mg/m ³)					0.032						

[箕郷測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	有×、無○
H31.4月	30	720	0.013	0.057	0.030	0.002	0	0.0	0	0.0	○
R1.5月	31	743	0.015	0.042	0.029	0.004	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	720	0.016	0.056	0.039	0.003	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	742	0.017	0.073	0.041	0.003	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	739	0.025	0.074	0.051	0.013	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	718	0.016	0.047	0.032	0.007	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	744	0.013	0.052	0.035	0.005	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	719	0.011	0.042	0.023	0.004	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	743	0.011	0.062	0.027	0.005	0	0.0	0	0.0	○
R2.1月	31	741	0.009	0.031	0.018	0.003	0	0.0	0	0.0	○
2月	27	667	0.012	0.056	0.034	0.004	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	742	0.011	0.038	0.025	0.004	0	0.0	0	0.0	○
通年	364	8738	0.014	0.074	0.051	0.002	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (mg/m ³)					0.035						

[榛名測定局]

区分 年月	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 最低値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数と その割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が2日 以上連続した ことの有無
	日	時間	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	時間	%	日	%	有×、無○
H31.4月	30	718	0.014	0.052	0.035	0.005	0	0.0	0	0.0	○
R1.5月	31	744	0.016	0.045	0.030	0.005	0	0.0	0	0.0	○
6月	30	719	0.017	0.053	0.039	0.003	0	0.0	0	0.0	○
7月	31	742	0.019	0.087	0.052	0.003	0	0.0	0	0.0	○
8月	31	740	0.027	0.188	0.056	0.012	0	0.0	0	0.0	○
9月	30	718	0.016	0.053	0.032	0.006	0	0.0	0	0.0	○
10月	31	743	0.011	0.045	0.035	0.003	0	0.0	0	0.0	○
11月	30	719	0.009	0.043	0.019	0.003	0	0.0	0	0.0	○
12月	31	743	0.008	0.036	0.016	0.003	0	0.0	0	0.0	○
R2.1月	31	742	0.008	0.031	0.016	0.002	0	0.0	0	0.0	○
2月	27	666	0.010	0.049	0.029	0.003	0	0.0	0	0.0	○
3月	31	744	0.010	0.038	0.021	0.003	0	0.0	0	0.0	○
通年	364	8738	0.014	0.188	0.056	0.002	0	0.0	0	0.0	○
日平均値の2%除外値 (mg/m ³)					0.037						

■微小粒子状物質（PM2.5）

[人の健康や環境に及ぼす影響]

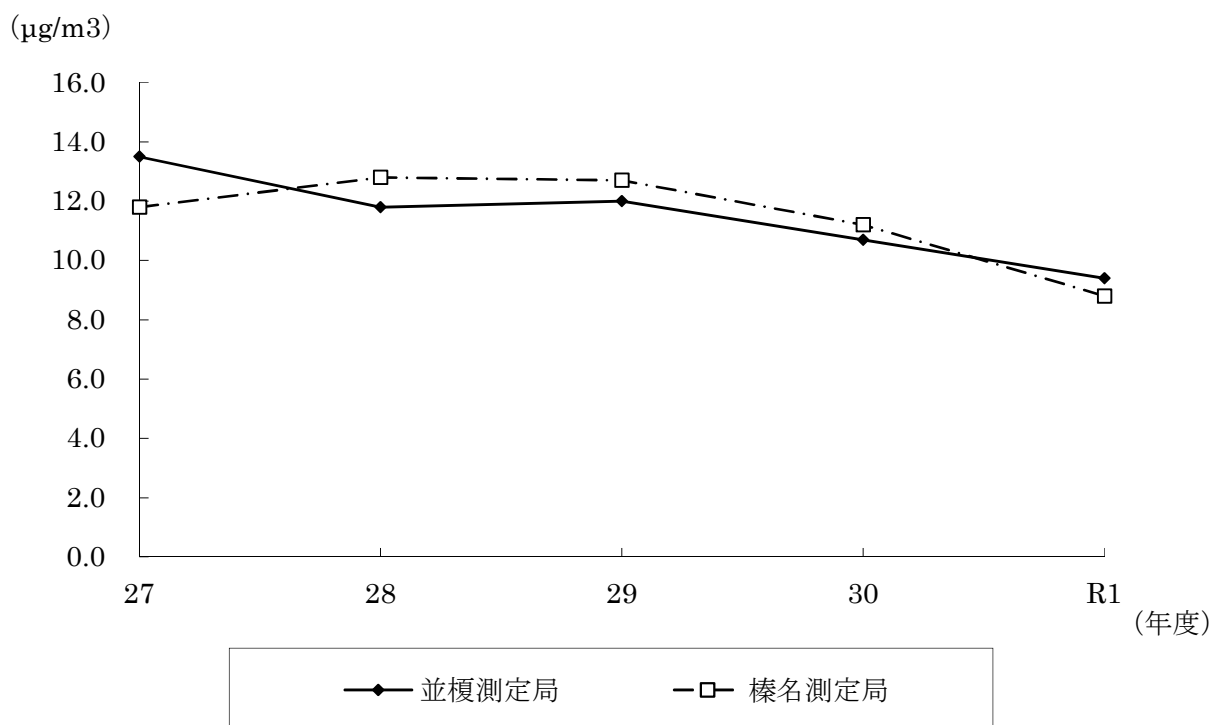
呼吸器疾患、循環器疾患及び肺がんの疾患に関して総体として人々の健康に一定の影響を与えていると言われています。

[環境基準]

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

(長期的評価)

- ① 長期基準に関する評価は、測定結果の1年平均値を長期基準(1年平均値)と比較する。
- ② 短期基準に関する評価は、測定結果の1日平均値のうち年間98パーセンタイル値を代表値として選択して、これを短期基準(1日平均値)と比較する。



[図] 微小粒子状物質（PM2.5）濃度推移（年平均値）（平成27～令和元年度）

[表] 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定結果 (令和元年度)

[並榎測定局]

年月	区分	有効測定 日数	平均値	日平均値 の最高値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
		日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
平成 31 年 4 月		30	9.1	17.6	0	0.0
令和元年 5 月		23	9.7	17.4	0	0.0
6 月		16	10.8	24.8	0	0.0
7 月		29	10.1	19.7	0	0.0
8 月		31	13.6	27.2	0	0.0
9 月		30	11.0	24.3	0	0.0
10 月		31	9.0	29.3	0	0.0
11 月		30	7.7	17.6	0	0.0
12 月		31	8.1	17.2	0	0.0
令和 2 年 1 月		31	7.3	16.5	0	0.0
2 月		26	8.7	21.3	0	0.0
3 月		31	7.8	15.6	0	0.0
通年		339	9.4	29.3	0	0.0
日平均値の年間 98 パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				21.3		

[榛名測定局]

年月	区分	有効測定 日数	平均値	日平均値 の最高値	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合	
		日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
平成 31 年 4 月		30	9.6	19.7	0	0.0
令和元年 5 月		31	11.1	23.8	0	0.0
6 月		30	11.8	27.3	0	0.0
7 月		31	10.6	22.0	0	0.0
8 月		31	13.7	29.4	0	0.0
9 月		30	9.4	23.8	0	0.0
10 月		31	7.4	27.2	0	0.0
11 月		30	6.2	14.5	0	0.0
12 月		31	6.0	11.6	0	0.0
令和 2 年 1 月		31	5.6	11.5	0	0.0
2 月		22	7.7	19.3	0	0.0
3 月		31	6.7	14.8	0	0.0
通年		359	8.8	29.4	0	0.0
日平均値の年間 98 パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				22.0		

②有害大気汚染物質

<調査の目的（法根拠等）>

有害大気汚染物質とは、継続的に摂取される場合に人の健康を損なうおそれのある物質で、大気汚染の原因となるものをいいます。有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質は 247 物質あり、その中でも有害性の程度や大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられている優先取組物質として 22 物質が指定されています。

本市では、有害大気汚染物質による大気汚染の状況や、環境基準の達成状況を把握し、市民の健康への被害を未然に防止することを目的に、上記優先取組物質と水銀及びその化合物について調査を行っています。

- (※) 優先取組物質である 22 物質のうち、「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」は、現時点で単体での測定が困難であるため「クロム及びその化合物」として総量を測定。「ダイオキシン類」は別途測定（53～54 ページを参照）。

■関係法令

〈大気汚染防止法〉

（地方公共団体の施策）

第 18 条の 39 地方公共団体は、その区域に係る有害大気汚染物質による大気の汚染の状況を把握するための調査の実施に努めなければならない。

（常時監視）

第 22 条 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、大気の汚染（放射性物質によるものを除く。第 24 条第 1 項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、環境省令で定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

- (※) 本市は、平成 7 年 4 月 1 日に大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する政令市となったことから、都道府県と同様に上記の法定受託事務を行っています。

<測定地点>

- ・中居公民館（中居町）
- ・群馬支所（足門町）

- (※) 測定地点は、3 ページの図を参照してください。

<環境基準及び指針値>

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として環境基準が 4 物質について定められています。また、健康リスクの低減を図るための指針として指針値が 9 物質について定められています。

<測定結果>

[表] 有害大気汚染物質のうち優先取組物質の測定結果（令和元年度）

区分	No.	物質名（単位）	測定値（年平均値）		環境基準又は指針値
			中居公民館	群馬支所	
環境基準 設定物質	1	ベンゼン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.76	0.62	3 以下
	2	トリクロロエチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.78	0.47	200 以下
	3	テトラクロロエチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.39	0.37	200 以下
	4	ジクロロメタン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	2.2	1.4	150 以下
指針値 設定物質	5	アクリロニトリル（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.084	0.079	2 以下
	6	塩化ビニルモノマー（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.009	0.02	10 以下
	7	クロロホルム（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.3	0.28	18 以下
	8	1,2-ジクロロエタン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.29	0.29	1.6 以下
	9	水銀及びその化合物（ ngHg/m^3 ）	1.8	1.6	40 以下
	10	ニッケル化合物（ Ni/m^3 ）	2.2	2.4	25 以下
	11	ヒ素及びその化合物（ ngAs/m^3 ）	0.93	0.83	6 以下
	12	1,3-ブタジエン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.098	0.097	2.5 以下
	13	マンガン及びその化合物 （ ngMn/m^3 ）	20	18	140 以下
その他	14	アセトアルデヒド（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	1.9	1.6	—
	15	塩化メチル（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	3.1	1.8	—
	16	クロム及びその化合物（ ngCr/m^3 ）	3.5	3.3	—
	17	酸化エチレン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	0.056	0.051	—
	18	トルエン（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	6.5	4.1	—
	19	ベリリウム及びその化合物 （ ngBe/m^3 ）	0.033	0.03	—
	20	ベンゾ [a] ピレン（ ng/m^3 ）	0.055	0.072	—
	21	ホルムアルデヒド（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	2.8	2.3	—

③大気環境に関するその他の調査

〔降下ばいじん〕

大気中に排出された「ばいじん」や風により地表から舞い上がった土壌粒子などのうちで、粒子が比較的大きく重いため、大気中に浮かんでいられずに地上に落下（降下）するもの、あるいは雨や雪などに取り込まれて地上に降下するものを指します。

<調査方法>

降下ばいじんの測定は、デポジットゲージを用いて2か月ごとに試料を採取し、重量を測定します。

(※) 平成28年度以前は1か月ごとに試料採取をしていましたが、平成29年度より2か月ごとの採取としました。

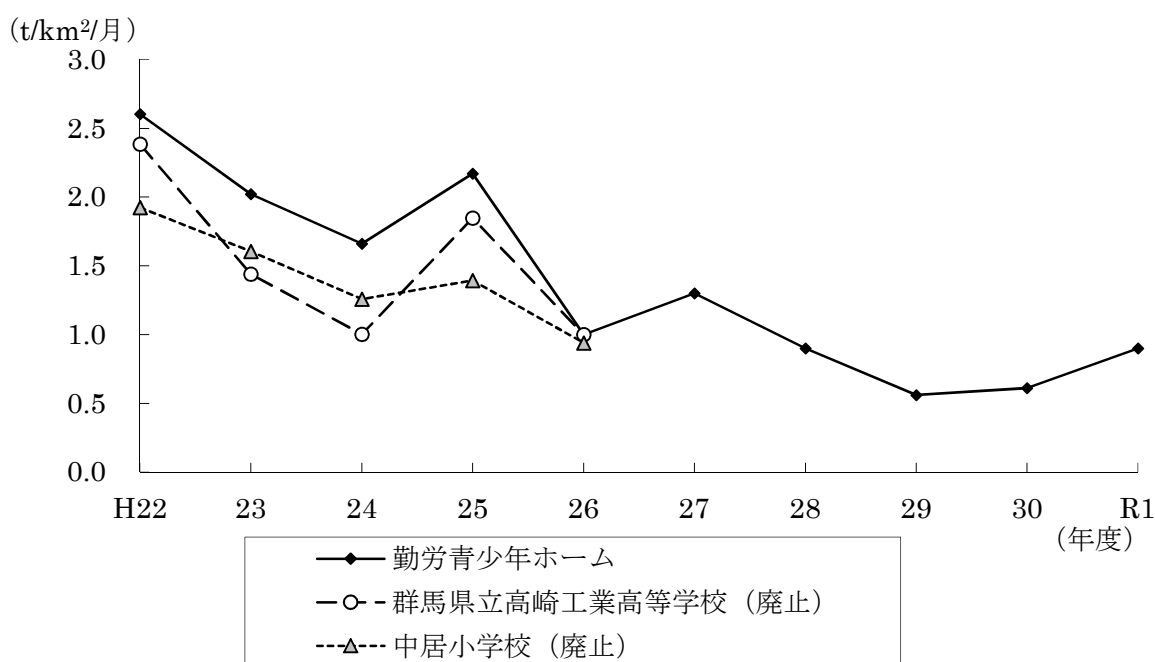
<測定地点>

・勤労青少年ホーム（並榎町）（※）測定地点は、3ページの図をご参照ください。

<測定結果>

〔表〕 降下ばいじん量の測定結果（令和元年度）（単位：t/km²/2ヶ月）

年月	測定値
平成31年4月 - 令和元年5月	5.6
6 - 7月	1.7
8 - 9月	1.3
10 - 11月	0.8
12月 - 令和2年1月	0.7
2 - 3月	1.1
2ヶ月平均(1ヶ月平均)	1.9(0.9)



〔図〕 降下ばいじん量の推移（平成22～令和元年度）

2 水質

①公共用水域及び地下水の水質概要

<調査の目的（法根拠等）>

市内の公共用水域及び地下水の汚濁状況を把握するために、本市では、群馬県の水質測定計画等に基づき河川や湖沼、地下水の水質調査を実施しています。

調査結果は、市内の公共用水域の環境基準達成状況の継続的な把握や、水質汚濁に係る被害の未然防止のために活用しています。

■関係法令

<水質汚濁防止法>

（常時監視）

第 15 条 都道府県知事は、環境省令に定めるところにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（放射性物質によるものを除く。第 17 条第 1 項において同じ。）の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、環境省令に定めるところにより、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（測定計画）

第 16 条 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画（以下「測定計画」という。）を作成するものとする。

2 測定計画には、国及び地方公共団体の行う当該公共用水域及び地下水の水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

3 環境大臣は、指定水域ごとに、当該指定水域に流入する水の汚濁負荷量の総量を把握するため、測定計画の作成上都道府県知事が準拠すべき事項を指示することができる。

4 国及び地方公共団体は、測定計画に従って当該公共用水域及び地下水の水質の測定を行い、その結果を都道府県知事に送付するものとする。

(※) 本市は、平成 4 年 4 月 1 日に水質汚濁防止法施行令第 10 条に基づく政令市となったことから、都道府県と同様に公共用水域及び地下水の常時監視に係る事務を行っています。

<測定地点>

[公共用水域（河川・湖沼）]

令和元年度は、群馬県の水質測定計画に基づく調査として 8 河川 22 地点 1 湖沼 1 地点、市独自の調査として 39 河川 47 地点、合わせて 44 河川 69 地点 1 湖沼 1 地点の調査を実施しました。

[表] 公共用水域調査地点及び調査回数（令和元年度）

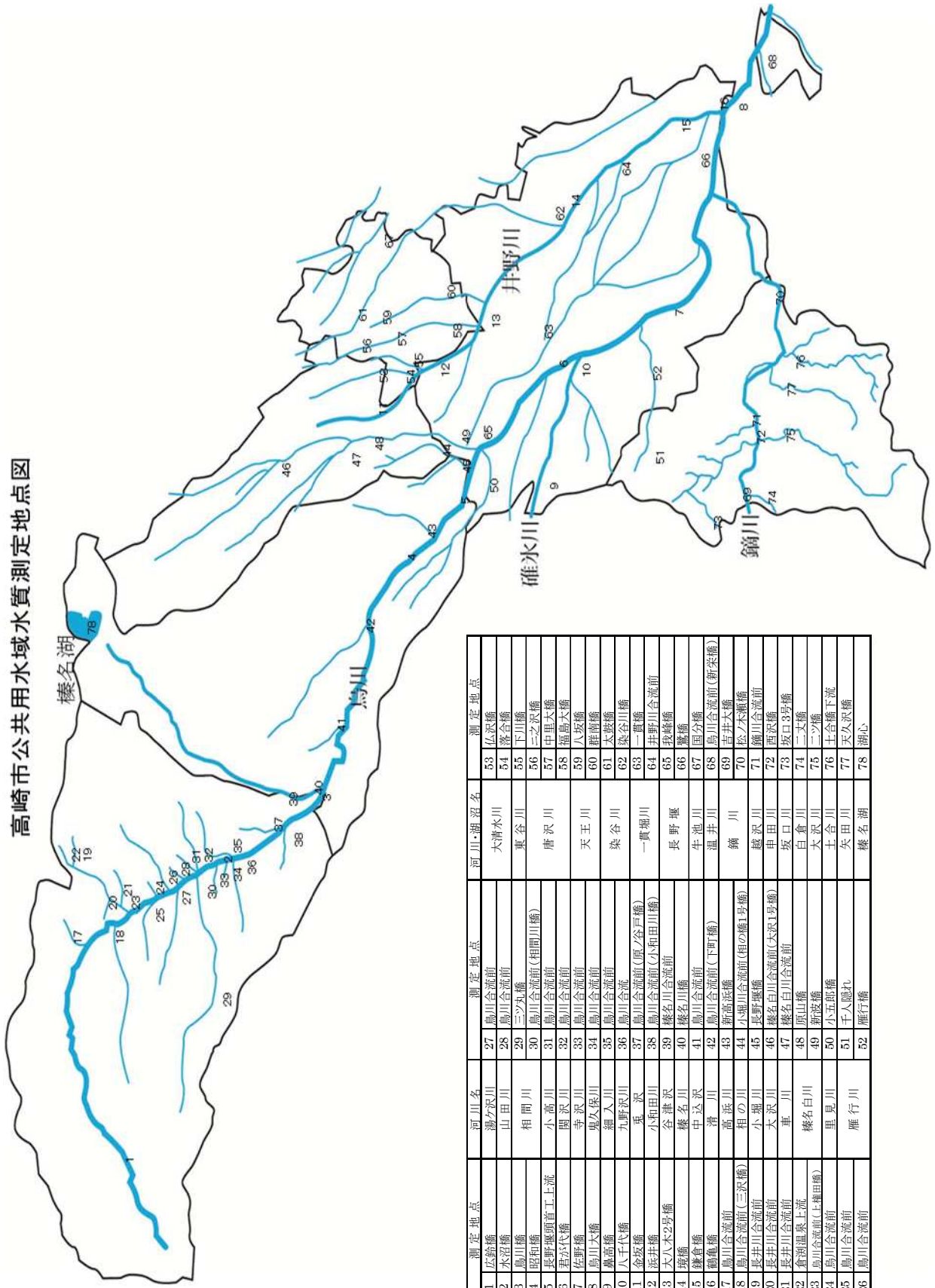
河川名	調査地点名	調査頻度
烏川	広鈴橋・水沼橋・烏川橋・昭和橋・長野堰頭首工上流・君が代橋・佐野橋・烏川大橋	毎月
碓氷川	鼻高橋・八千代橋	〃
井野川	金坂橋・浜井橋・大八木 2 号橋・境橋・鎌倉橋・鶴亀橋	〃

河川名	調査地点名	調査頻度
鏑川	吉井大橋・松ノ木瀬橋	〃
榛名川	榛名川橋	年4回
榛名白川	原山橋・新波橋	〃
雁行川	千人隠れ・雁行橋	〃
染谷川	太鼓橋・染谷川橋	〃
一貫堀川	一貫橋・井野川合流前	〃
亀沢川	烏川合流前	年2回
三沢川	烏川合流前（三沢橋）	〃
百六沢川（相満川）	長井川合流前	〃
熊久保川	長井川合流前	〃
上ノ久保川	長井川合流前	〃
長井川	倉渕温泉上流・烏川合流前（上権田橋）	〃
浄土川	烏川合流前	〃
内手川	烏川合流前	〃
至沢川	烏川合流前	〃
相間川	三ツ丸橋・烏川合流前（相間川橋）	〃
細入川	烏川合流前	〃
兎沢	烏川合流前（原ノ谷戸橋）	〃
谷津沢	榛名川合流前	〃
中込沢	烏川合流前	〃
滑川	烏川合流前（下町橋）	〃
高浜川	新高浜橋	〃
相の川	小堀川合流前（相の橋1号橋）	〃
小堀川	長野堰橋	〃
大沢川	榛名白川合流前（大沢1号橋）	〃
車川	榛名白川合流前	〃
里見川	小五郎橋	〃
大清水川	仏沢橋・落合橋	〃
東谷川	下川橋	〃
唐沢川	二之沢橋・中里大橋・福島大橋	〃
天王川	八坂橋・群南橋	〃
長野堰	我峰橋・鷺橋	〃
牛池川	国分橋	〃
温井川	烏川合流前（新栄橋）	〃
越沢川	鏑川合流前	〃
申田川	西沢橋	〃

河川・湖沼名	調査地点名	調査頻度
坂口川	坂口 3 号橋	年 2 回
白倉川	二丈橋	〃
大沢川	二ツ橋	〃
土合川	土合橋下流	〃
矢田川	天久沢橋	〃
榛名湖	湖心	年 6 回

(※) 網掛け箇所は群馬県の水質測定計画に基づく調査

高崎市公共用水域水質測定地点図



河川名	測定地点	河川名	測定地点	河川・湖沼名	測定地点
鳥川	1 広鈴橋	湯ヶ沢川	27 鳥川合流前	大清水川	53 広沢橋
	2 水沼橋	山田川	28 鳥川合流前	東谷川	54 登谷橋
	3 鳥川橋	相間川	29 三ツ丸橋	唐沢川	55 上山橋
	4 昭和橋	小高川	30 鳥川合流前(相間川橋)	天王川	56 三之沢橋
	5 長野堰頭工上流	開沢川	31 鳥川合流前	染谷川	57 中里大橋
	6 津次代橋	寺沢川	32 鳥川合流前	一貫堀川	58 稲島大橋
	7 佐野橋	鬼女保川	33 鳥川合流前	長野堰	59 入波橋
	8 鳥川大橋	細入川	34 鳥川合流前	牛池川	60 新野橋
碓氷川	9 轟高橋	丸野沢川	35 鳥川合流前	温井川	61 太鼓橋
	10 八千代橋	鬼沢	36 鳥川合流	鏡川	62 染谷川橋
	11 金坂橋	小和田川	37 鳥川合流前(原ノ谷戸橋)	西分橋	63 一貫橋
	12 大八木2号橋	谷津沢	38 鳥川合流前(小和田川橋)	吉井大橋	64 井野川合流前
井野川	13 鏡倉橋	中込沢	39 鏡名川合流前	鏡川	65 我崎橋
	14 鏡橋	滑川	40 鏡名川橋	鏡川	66 鏡橋
	15 鏡倉橋	高底川	41 鳥川合流前	鏡川	67 西分橋
	16 鶴亀橋	相の川	42 鳥川合流前(下町橋)	鏡川	68 鳥川合流前(新栄橋)
	17 鳥川合流前	小堀川	43 新高浜橋	鏡川	69 吉井大橋
	18 鳥川合流前(三沢橋)	大沢川	44 小堀川合流前(相の橋1号橋)	鏡川	70 松ノ木瀬橋
	19 長井川合流前	車川	45 長野堰橋	鏡川	71 鏡川合流前
	20 長井川合流前	榑名白川	46 榑名白川合流前(大沢川身橋)	鏡川	72 西沢橋
鳥沢川(相澤川)	21 長井川合流前	榑名白川	47 榑名白川合流前	鏡川	73 坂口3号橋
	22 倉浦温泉上流	里見川	48 岡山橋	鏡川	74 二ツ橋
	23 鳥川合流前(上藤田橋)	雁行川	49 新渡橋	鏡川	75 二ツ橋
	24 鳥川合流前		50 小五郎橋	鏡川	76 土合橋下流
	25 鳥川合流前		51 千人隠れ	鏡川	77 土合久沢橋
	26 鳥川合流前		52 雁行橋	鏡川	78 湖心

[地下水]

本市が実施している地下水の水質調査は以下のとおりです。

概況調査

群馬県の地下水質測定計画に基づき、県内を4km×4kmの区画に区切り、地下水の水質調査を実施しています。令和元年度は、本市では17区画が該当し調査を行いました。

継続監視調査

平成3年度概況調査により片岡地区でテトラクロロエチレンによる地下水汚染が、平成6年度概況調査により豊岡地区でトリクロロエチレンによる地下水汚染が、平成6年度と平成17年度の概況調査により倉賀野町で砒素による地下水汚染が確認されました。3地区とも汚染源の特定ができなかったため、周辺の井戸（片岡地区1箇所、豊岡地区5箇所、倉賀野地区3箇所）で毎年調査を実施しています。

また、平成22年度概況調査の柳川町、平成23年度概況調査の鼻高町において確認された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染についても、11月に両地点で継続監視調査を実施し、状況の把握を行っています。なお、柳川町の継続監視調査については、継続して地下水環境基準が満たされていること、周辺の地下水にも影響がないことが確認できたため、令和元年度を以って終了しました。

<環境基準>

人の健康の保護や、生活環境を保全する上で達成・維持することが望ましい基準として環境基準が定められており、国や地方公共団体は、これを目標として水質汚濁防止法を中心に水質保全対策を進めています。

水質に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）、生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）及び地下水の汚濁に係る環境基準の3つからなっています。

健康項目は、カドミウム、全シアン、六価クロム等27項目について定められており、公共用水域の全てに一律に適用されます。

生活環境項目は、河川ではpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの8項目について、湖沼ではpH、COD、SS、DO、大腸菌群数、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS、全窒素及び全燐の10項目について定められており、利水目的に応じて水域類型が指定され、類型ごとに適用されます。本市内の河川については、烏川上流(AA、生物A)、烏川下流(B、生物B)、碓氷川下流(B、生物B)、井野川上流(B、生物B)、井野川下流(C、生物B)及び鐺川下流(A、生物B)について、湖沼については、榛名湖(A、II、生物A)について、類型指定されており、環境基準が適用されます。

地下水の汚濁に係る環境基準は、カドミウム、全シアン、六価クロム等28項目について定められており、地下水の全てに一律に適用されます。

[表] 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

[表] 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

[河川（湖沼を除く。）]

ア

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	高崎市 該当水域
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	烏川（上流）
A	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	鐮川
B	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下	烏川（下流） 碓氷川（下流） 井野川（上流）
C	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	井野川（下流）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			高崎市 該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール (※1)	LAS (※2)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	烏川（上流）
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	烏川（下流） 碓氷川（下流） 鏑川（下流） 井野川
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—

(※1) 平成 24 年 8 月 22 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号）が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールを追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

(※2) 平成 25 年 3 月 27 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号）が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）を追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

〔湖沼（天然湖沼及び貯水量 1000 万 m³以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）〕

ア

項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数	高崎市 該当水域
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下	—
A	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下	榛名湖
B	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2 mg/L 以上	—	—

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		高崎市 該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	—
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	榛名湖
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に 掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	—
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	—
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	—

(※) 全窒素については、当分の間適用しない。

(※) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域（貧栄養湖型の水域）の水産生物用並び
に水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域（貧栄養湖型の水域）の水産生物用
及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域（腐栄養湖型の水域）の水産生物用

水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

〃 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

〃 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			高崎市 該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール (※ ₁)	LAS (※ ₂)	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	榛名湖
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	—
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	—

(※₁) 平成 24 年 8 月 22 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成 24 年 8 月環境省告示第 127 号) が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点からノニルフェノールを追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

(※₂) 平成 25 年 3 月 27 日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」(平成 25 年 3 月環境省告示第 30 号) が告示され、生活環境の保全に関する環境基準として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) を追加するとともに、これについて基準値が設定されました。

[地下水]

[表] 地下水の汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

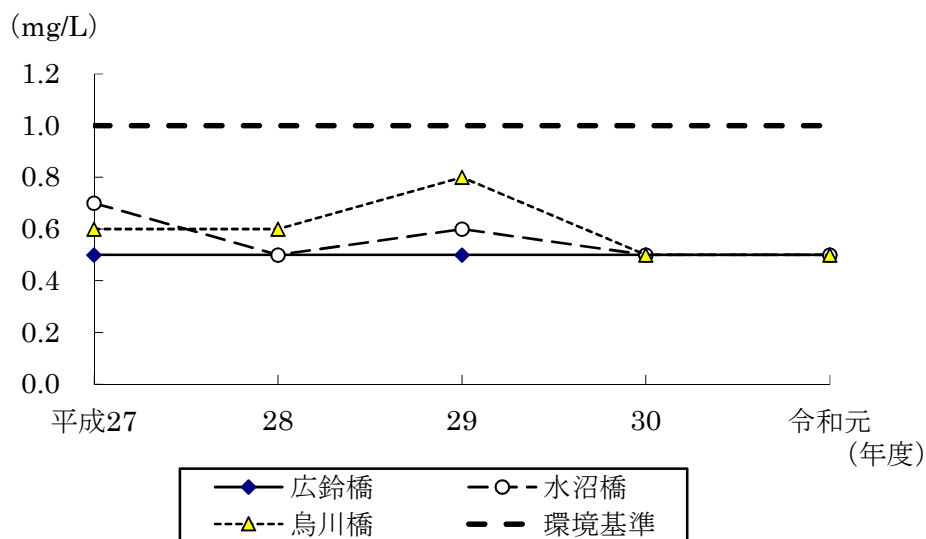
<測定結果（項目物質別）>

[公共用水域（河川・湖沼）]

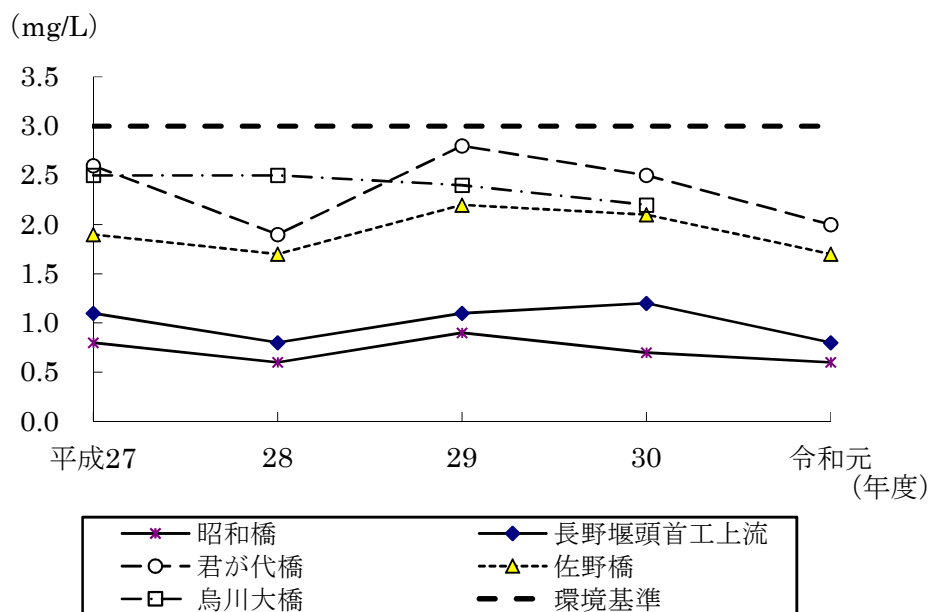
・烏川

烏川は、群馬県西部の県境に位置する鼻曲山にその源を発し、榛名山の南西麓を流下して高崎地域の北西部から南部へ縦貫しながら榛名白川、碓氷川、鐺川、井野川など市内を流れている中小河川の全てを合流して利根川に流入する河川で、森下橋より上流はAA 類型・生物 A 類型、下流は B 類型・生物 B 類型に指定されています。

烏川の水質調査は、広鈴橋、水沼橋、烏川橋、昭和橋、長野堰頭首工上流前、君が代橋、佐野橋及び烏川大橋の 8 地点で行っており、河川の代表的な水質指標である BOD（75% 値）をみると全ての地点で環境基準を達成していました。



[図] 鳥川上流のBOD (75%値) の推移 (平成27～令和元年度)

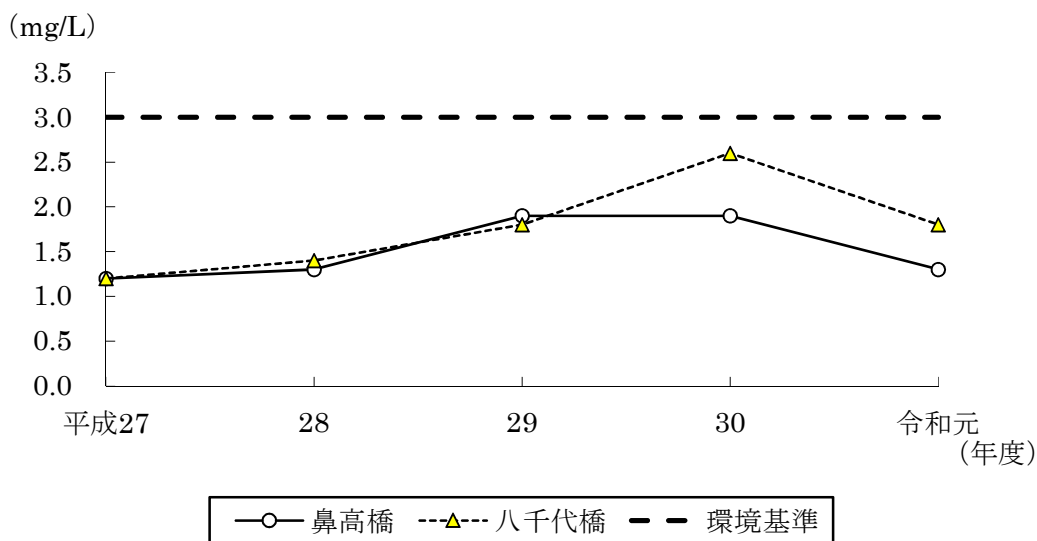


[図] 鳥川下流のBOD (75%値) の推移 (平成27～令和元年度)

・碓氷川

碓氷川は、群馬県西部の県境の山間部にその源を発し、国道18号線に沿って安中市を流下した後、本市の西部を流れて和田橋の上流で鳥川に流入する河川で、下流部はB類型・生物B類型に指定されています。

碓氷川の水質調査は、鼻高橋及び八千代橋の2地点で行っており、河川のBOD (75%値) をみると、両地点共に環境基準を達成していました。

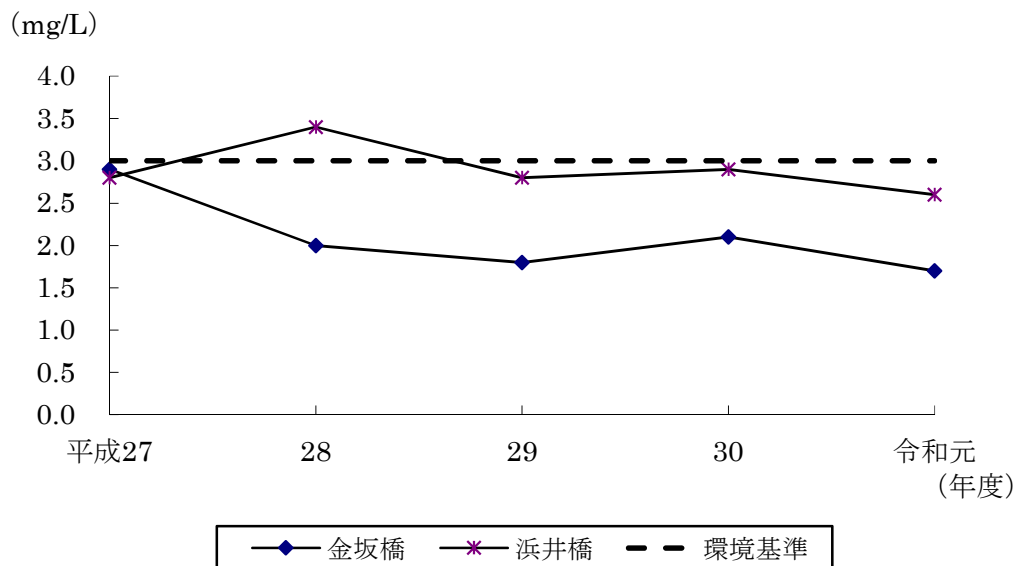


[図] 碓氷川の BOD (75%値) の推移 (平成 27～令和元年度)

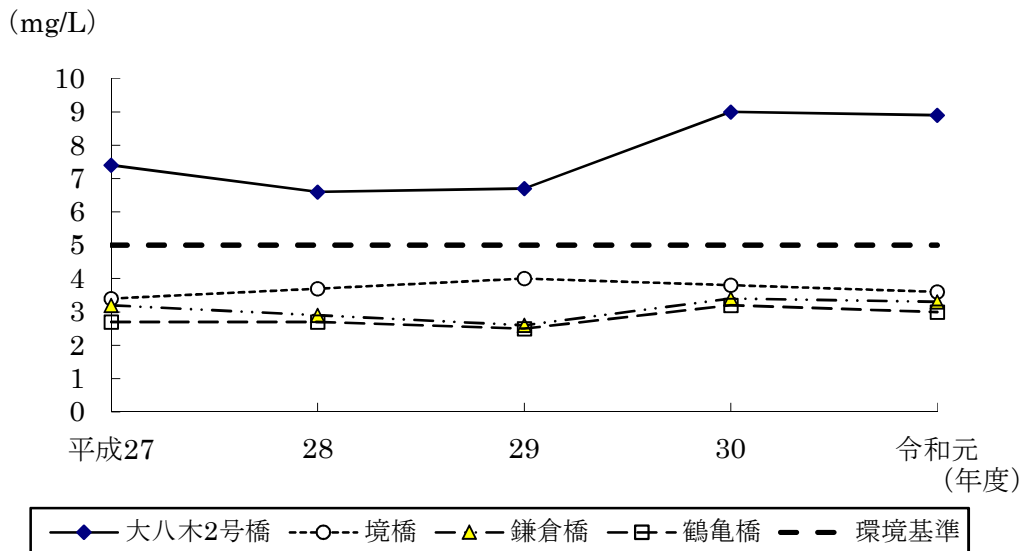
・井野川

井野川は、箕郷町にその源を発し、高崎地域の北部を北西から南東に流下しながら大清水川、唐沢川、正観寺川、染谷川、一貫堀川等の支川を合わせて岩鼻町で烏川に流入する河川で、早瀬川合流点より上流は B 類型・生物 B 類型に、下流は C 類型・生物 B 類型に指定されています。

井野川の水質調査は、金坂橋、浜井橋、大八木 2 号橋、境橋、鎌倉橋及び鶴亀橋の 6 地点で行っており、河川の BOD (75%値) をみると大八木 2 号橋を除く全ての地点で環境基準を達成していました。



[図] 井野川上流の BOD (75%値) の推移 (平成 27～令和元年度)

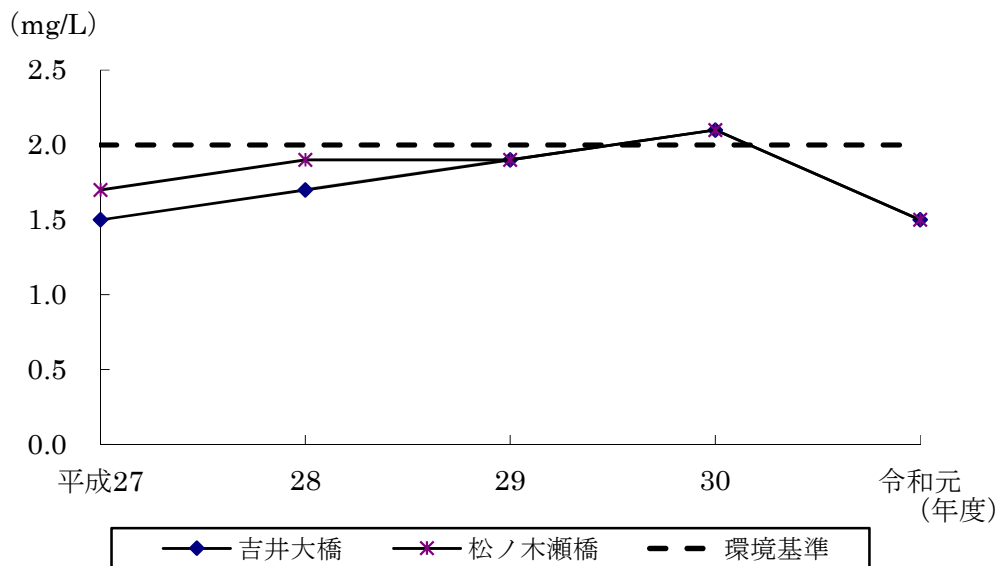


[図] 井野川下流の BOD (75%値) の推移 (平成 27～令和元年度)

・ 鐺川

群馬県と長野県の県境に位置する物見山付近に源を発して南東へと流下し、市野萱川、南牧川を合流しながら妙義山麓を下り東に進路を変え、雄川、高田川を合わせて富岡市街地を流下し、さらに鮎川を合流して鳥川へと流れ込む河川で、A 類型・生物 B 類型に指定されています。

鐺川の水質調査は、吉井大橋及び松ノ木瀬橋の 2 地点で行っており、河川の BOD (75% 値) をみると、両地点共に環境基準を達成していました。

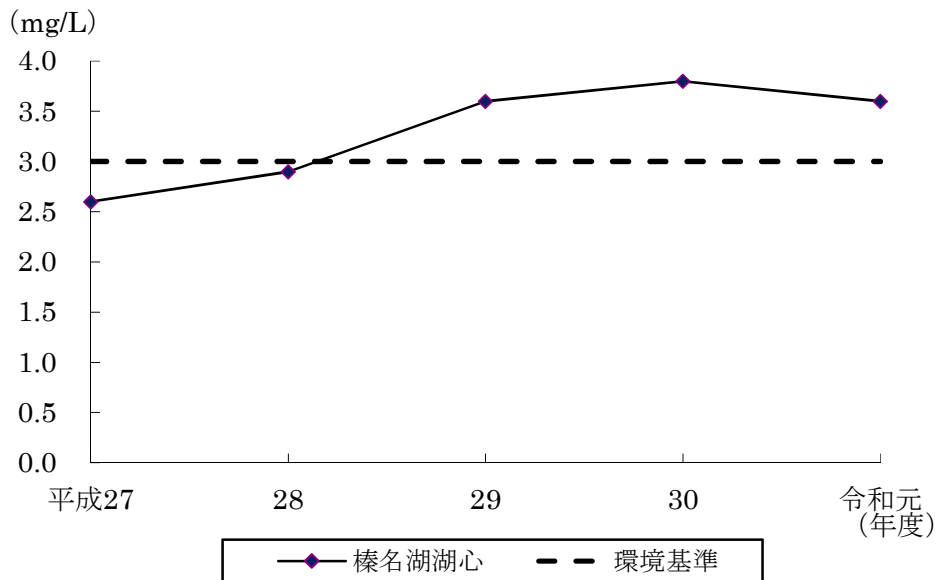


[図] 鐺川の BOD (75%値) の推移 (平成 27～令和元年度)

・ 榛名湖

榛名湖は、群馬県中部に位置する榛名山のカルデラ湖であり、湖の水は北端から沼尾川が流出して吾妻川へ注いでいて、A 類型・II 類型・生物 A 類型に指定されています。

榛名湖の水質調査は、湖心で行っており、平成 28 年度からは上層・下層による多層採水を行っています。湖沼の代表的な水質指標である COD (75%値) をみると、環境基準を達成していませんでした。



[図] 榛名湖の COD (75%値) の推移 (平成 27~令和元年度)

河川名 類型	長井川	長井川	龜沢川	三沢川	相間川	相間川	相間川	相間川	熊久保川	上之久保川	浄土川	細入川	内手川	鬼沢	至沢川	谷津沢	榛名川
試験項目	倉瀧温泉 上流	鳥川合流前 (上権田橋)	鳥川合流前	鳥川合流前 (三沢橋)	三ツ丸橋	鳥川合流前 (相間川橋)	長井川合流 前	長井川合流 前	長井川合流 前	長井川合流 前	鳥川合流前	鳥川合流前	鳥川合流前	鳥川合流前 (原ノ倉戸橋)	鳥川合流前	榛名川 合流前	榛名川橋
pH	7.7	7.9	7.7	7.6	7.5	7.7	7.9	7.8	7.9	7.9	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	8.1	7.8
DO	9.0	9.2	9.4	9.7	9.5	9.6	9.6	9.1	9.6	9.3	9.4	8.9	9.8	9.5	9.6	10	9.9
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5
COD	1.2	1.5	1.6	1.0	1.1	1.5	1.4	1.1	1.4	1.0	0.8	1.2	1.1	1.5	1.2	1.7	1.1
SS	6	5	7	2	1	1	1	2	1	3	7	6	3	1	3	1	2
大腸菌群数	11000	7200	6700	1300	470	2600	2800	2800	2500	2800	12000	810000	3600	40000	6500	25000	8600
全窒素	6.1	3.9	1.8	1.0	0.6	1.4	3.0	3.8	3.0	3.1	1.4	1.7	1.6	1.5	1.4	1.1	1.7
全磷	0.039	0.0055	0.024	0.006	0.004	0.010	0.037	0.037	0.030	0.080	0.032	0.049	0.012	0.037	0.016	0.006	0.021
全亜鉛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001
ノルブエノール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
LAS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003
全シアン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND
鉛	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005
六価クロム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005
砒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005
総水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005
アルキル水銀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チカラム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンジカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.02
フェノール類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.01
銅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リン酸イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	130	120	98	68	53	180	110	120	110	110	82	110	93	120	94	130	110
塩素イオン	4.3	3.5	2.2	1.5	1.3	32	3.0	3.3	3.0	4.0	1.9	2.7	2.2	2.8	1.8	1.9	29
陰イオン界面活性剤	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.97
アンモニア性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
EPN	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tertブチルフェノール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,4-ジクロロフェノール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大腸菌群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120

(単位:pHなし、大腸菌群数、大腸菌数:MPN/100ml、電気伝導率:μS/cm、その他:mg/L)

※数値は年平均値、BODのみ75%値

河川名 類型	中込沢	滑川	高浜川	相の川	小堀川	大沢川	東川	榛名白川	里見川	雁行川	大清水橋	大清水橋	東谷川	唐沢川	
試験項目	鳥川合流前 (下町橋)	鳥川合流前 (下町橋)	新高浜橋	小堀川合流前 (相の橋一号橋)	長野橋	榛名白川 合流前 (大沢一男橋)	榛名白川 合流前	原山橋	新波橋	小五郎橋	千人隠丸	雁行橋	大清水橋	下川橋	二之沢橋
生活環境 項目	pH	7.8	8.0	7.9	7.7	7.6	8.0	8.2	8.4	7.8	7.8	7.8	7.9	7.8	8.0
	DO	9.1	9.6	10.0	8.7	8.5	9.6	9.9	9.6	10.0	9.4	9.4	9.3	8.6	8.9
	BOD	4.6	0.6	0.5	2.0	4.3	0.8	0.8	0.7	1.3	0.9	1.6	1.7	1.5	1.2
	COD	6.7	1.5	2.1	3.0	4.7	1.9	2.1	1.6	2.5	6.2	4.9	3.4	3.4	2.0
	SS	1	3	3	2	5	3	4	3	8	1	3	2	2	2
	大腸菌群数	13000	31000	130000	87000	94000	17000	17000	13000	6500	9500	73000	110000	36000	66000
	全窒素	4.7	2.6	6.8	4.2	5.9	1.7	2.0	1.8	1.5	5.7	2.2	5.2	5.4	3.5
	全磷	0.036	0.082	0.10	0.077	0.25	0.015	0.023	0.019	0.019	0.023	0.052	0.15	0.21	0.055
	全亜鉛	-	-	-	-	-	-	-	0.006	0.004	0.004	0.003	-	-	-
	ノニルフェノール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	LAS	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	-	-
	カドミウム	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	-	-	-
	金シアン	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
	鉛	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	-	-
	人の健康の 保護に 関する 環境 項目	砒素	-	-	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-
総水銀		-	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	
アルキル水銀		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ボリ塩化フェニル		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジクロロメタン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
トリクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,3-ジクロロプロパン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チカラム		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
シマジン		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
チオベンジカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ベンゼン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
セレン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ふっ素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
ほう素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
亜硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.28	0.05	-	-	-	
硝酸性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.3	1.9	-	-	-	
クロム	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	-	-	
フェノール類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
銅	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	-	-	
リン酸イオン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
揮発性有機炭素	1400	130	200	220	230	100	110	120	120	180	630	240	270	200	
塩素イオン	380	4.3	8.9	8.5	9.0	3.7	2.4	4.0	4.4	9.6	69	12	12	6.9	
陰イオン界面活性剤	0.02	<0.02	0.02	0.03	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.03	<0.02	
アンモニウム性窒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.96	0.073	-	-	-	
EPN	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ホルムアルデヒド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
4-オクタアルフェノール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
アニリン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2,4-ジクロロフェノール	-	-	-	-	-	-	-	98	70	-	-	-	-	-	
大腸菌群数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(単位:pH:なし、大腸菌群数:大腸菌数:MPN/100mL、電気伝導率:μS/cm、その他:mg/L)
※数値は年平均値、BODのみ75%値

河川名 類型	坂口川	白倉川	大沢川	土合川	矢田川	河川名 類型	
						坂口川	白倉川
試験項目	坂口川	白倉川	大沢川	土合川	矢田川	坂口川	白倉川
pH	8.1	7.9	8.0	8.0	8.0	8.1	7.9
DO	9.1	9.8	10.0	9.5	9.9	9.1	9.8
BOD	0.9	1.1	1.3	2.7	1.3	0.9	1.1
COD	—	—	—	—	—	—	—
SS	2	3	2	4	2	2	3
大腸菌群数	31000	72000	69000	65000	18000	31000	72000
全窒素	1.6	2.9	3.4	4.5	4.1	1.6	2.9
全亜鉛	0.041	0.054	0.052	0.21	0.071	0.041	0.054
ノニルフェノール	—	—	—	—	—	—	—
LAS	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム	—	—	—	—	—	—	—
全シアン	—	—	—	—	—	—	—
鉛	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム	—	—	—	—	—	—	—
砒素	—	—	—	—	—	—	—
総水銀	—	—	—	—	—	—	—
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—
セレン	—	—	—	—	—	—	—
ほう素	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素	—	—	—	—	—	—	—
フェノール類	—	—	—	—	—	—	—
銅	—	—	—	—	—	—	—
リン酸イオン	—	—	—	—	—	—	—
電気伝導率	—	—	—	—	—	—	—
塩素イオン	—	—	—	—	—	—	—
陰イオン界面活性剤	—	—	—	—	—	—	—
アンモニウム性窒素	—	—	—	—	—	—	—
EPN	—	—	—	—	—	—	—
ホルムアルデヒド	—	—	—	—	—	—	—
4-tert-オクチルフェノール	—	—	—	—	—	—	—
アズリン	—	—	—	—	—	—	—
大腸菌数	—	—	—	—	—	—	—

(単位: pH:なし、大腸菌群数:MPN/100mL、電気伝導率:μS/cm、その他:mg/L)
※数値は年平均値、BODのみ75%値

湖沼名 類型	湖沼地点	湖沼名 類型	
		A、II、生物A	A、II、生物A
試験項目	湖沼地点	A、II、生物A	A、II、生物A
pH	—	8.3	7.1
DO	—	8.3	—
BOD	—	1.2	1.8
COD	—	2.8	3.7
SS	—	1	4
大腸菌群数	—	1000	3000
全窒素	—	0.19	1.1
全亜鉛	—	0.013	0.049
全亜鉛	—	0.003	—
ノニルフェノール	—	<0.00006	—
LAS	—	0.0007	—
カドミウム	—	<0.0003	—
全シアン	—	ND	—
鉛	—	<0.005	—
六価クロム	—	<0.02	—
砒素	—	<0.005	—
総水銀	—	<0.0005	—
アルキル水銀	—	—	—
ポリ塩化ビフェニル	—	ND	—
ジクロロメタン	—	<0.002	—
四塩化炭素	—	<0.0005	—
1,2-ジクロロエタン	—	<0.0004	—
1,1-ジクロロエチレン	—	<0.002	—
1,1,2-ジクロロエタン	—	<0.0005	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	<0.0006	—
1,1,2-ジクロロエチレン	—	<0.0002	—
トリクロロエチレン	—	<0.0005	—
1,3-ジクロロプロペン	—	<0.0005	—
1,4-ジオキサン	—	<0.0005	—
チウラム	—	<0.0006	—
シマジン	—	<0.0005	—
チオベンカルブ	—	<0.002	—
ベンゼン	—	<0.001	—
セレン	—	<0.005	—
ほう素	—	0.06	—
亜硝酸性窒素	—	0.07	—
硝酸性窒素	—	<0.01	—
クロム	—	0.06	—
フェノール類	—	<0.02	—
銅	—	<0.01	—
リン酸イオン	—	—	—
クロロフィルa	—	2.7	—
DOC	—	2.2	—
電気伝導率	—	—	—
塩素イオン	—	—	—
陰イオン界面活性剤	—	—	—
アンモニウム性窒素	—	0.35	—
大腸菌数	—	1.5	—
溶存酸素	—	5.3	—
透明度	—	—	—
EPN	—	—	—
ホルムアルデヒド	—	<0.0001	—
4-tert-オクチルフェノール	—	<0.002	—
アズリン	—	<0.002	—
大腸菌数	—	<0.003	—

(単位: pH:なし、大腸菌群数、大腸菌数:MPN/100mL、電気伝導率:μS/cm、その他:mg/L)
※数値は年平均値、但しBOD、CODのみ75%値

〔地下水〕

〔表〕地下水概況調査結果（令和元年度）

地区名	春満町水沼	上堂田町	下堂田町	箕郷町西明屋	金古町	下堂田町	行方町	榎高町	上堂田町	中盤田町	貝塚町	上佐野町	下佐野町	吉井町塩川	新町	吉井町吉井	吉井町神保
井戸の深さ	m	80	4~6	60	13	10	6	10	不明	不明	不明	不明	6	不明	20	不明	3~4
井戸の種類	浅井戸	深井戸	不明	深井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	不明	不明	不明	不明	浅井戸	浅井戸	浅井戸	不明	浅井戸
用途	工業用水	生活用水	飲料水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
採取年月日	令和元年11月12日	令和元年11月12日	令和元年11月12日	令和元年11月12日	令和元年11月12日	令和元年11月12日	令和元年11月11日	令和元年11月12日	令和元年11月13日	令和元年11月13日	令和元年11月13日	令和元年11月13日	令和元年11月13日	令和元年11月13日	令和元年11月13日	令和元年11月13日	令和元年11月13日
天気	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴
気温	℃	18.4	21.3	21.2	22.9	21.9	19.8	21.3	23.3	23.7	22.7	20.5	20.3	15.8	15.7	15.2	17.2
水温	℃	23.4	15.8	14.5	26.0	14.0	16.1	19.3	18.8	19.0	13.8	18.0	17.6	14.7	18.6	13.5	18.4
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
色相		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
臭気		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
鉛	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
六価クロム	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
砒素	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
多環芳香族炭化水素(PAH)	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
シロロタン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
四氯化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
クロロエチレン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
ジクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
シクロヘキサン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満
シメタン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
チオニオン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
セレン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
硝酸性窒素	mg/L	4.3	1.4	5.0	16	7.8	8.9	4.7	2.1	2.1	5.0	20	10	15	0.96	2.3	18
亜硝酸性窒素	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
アンモニア	mg/L	0.03	0.02	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.06	0.02	0.08	0.05	0.06	0.02未満	0.06	0.05	0.02	0.19	0.04
硝酸	mg/L	0.04	0.02未満	0.02未満	0.05	0.02	0.04	0.03	0.05	0.04	0.02	0.04	0.02未満	0.09	0.15	0.15	0.03
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満

[表] 地下水継続監視調査結果（令和元年度）

地区名	片岡町	片岡町	上豊岡町	上豊岡町	上豊岡町	八幡町	上豊岡町	中豊岡町
井戸の諸元	井戸深度(m)	2	36	15	80	6	不明	
	井戸の種類	浅井戸	深井戸	浅井戸	深井戸	浅井戸		
採水年月日	用途	生活用水	工業用水	工業用水	工業用水	工業用水	工業用水	生活用水
		平成31年4月12日	令和元年10月25日	令和元年10月25日	令和元年10月25日	令和元年10月25日	令和元年10月25日	令和元年10月25日
天気		曇り	雨	雨	雨	雨	雨	
気温	℃	13.5	16.0	16.0	16.0	15.0	17.0	
水温	℃	11.0	20.5	15.0	22.0	19.5	19.0	
透視度	cm	50	50	50	50	50	50	
色相		無	無	無	無	無	無	
臭気		無	無	無	無	無	無	
調査項目	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
	トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
	テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満

地区名	柳川町	鼻高町
井戸の諸元	井戸深度(m)	4
	井戸の種類	浅井戸
採水年月日	用途	生活用水
		令和元年11月11日
天気		晴
気温	℃	20.7
水温	℃	15.8
透視度	cm	50
色相		無
臭気		無
調査項目	硝酸性窒素	2.3
	亜硝酸性窒素	0.01未満

地区名	倉賀野町	倉賀野町	倉賀野町
井戸の諸元	井戸深度(m)	140	206
	井戸の種類	深井戸	深井戸
採水年月日	用途	工業用水	生活用水
		令和元年10月25日	令和元年10月25日
天気	雨	雨	雨
気温	℃	17.0	15.5
水温	℃	16.0	17.5
透視度	cm	50	50
色相		無	無
臭気		無	無
調 査 項 目	全シアン	検出されず	検出されず
	六価クロム	0.01未満	0.01未満
	砒素	0.005未満	0.04
	ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満
	四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満
	1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満
	トリクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満
	テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満
	溶解性鉄	0.01未満	0.07
	溶解性マンガン	2.3	3.3
		0.07	
		0.48	

3 騒音・振動

①環境騒音調査

<調査の目的（法根拠等）>

本市では、市内の一般地域や道路に面する地域の環境基準達成状況の継続的把握や、環境基準達成に向けた施策を進めるために環境騒音調査を実施しています。

■関係法令

<騒音規制法>

（常時監視）

第 18 条 都道府県知事（市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。）は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（騒音の測定）

第 21 条の 2 市町村長は、指定地域について、騒音の大きさを測定するものとする。

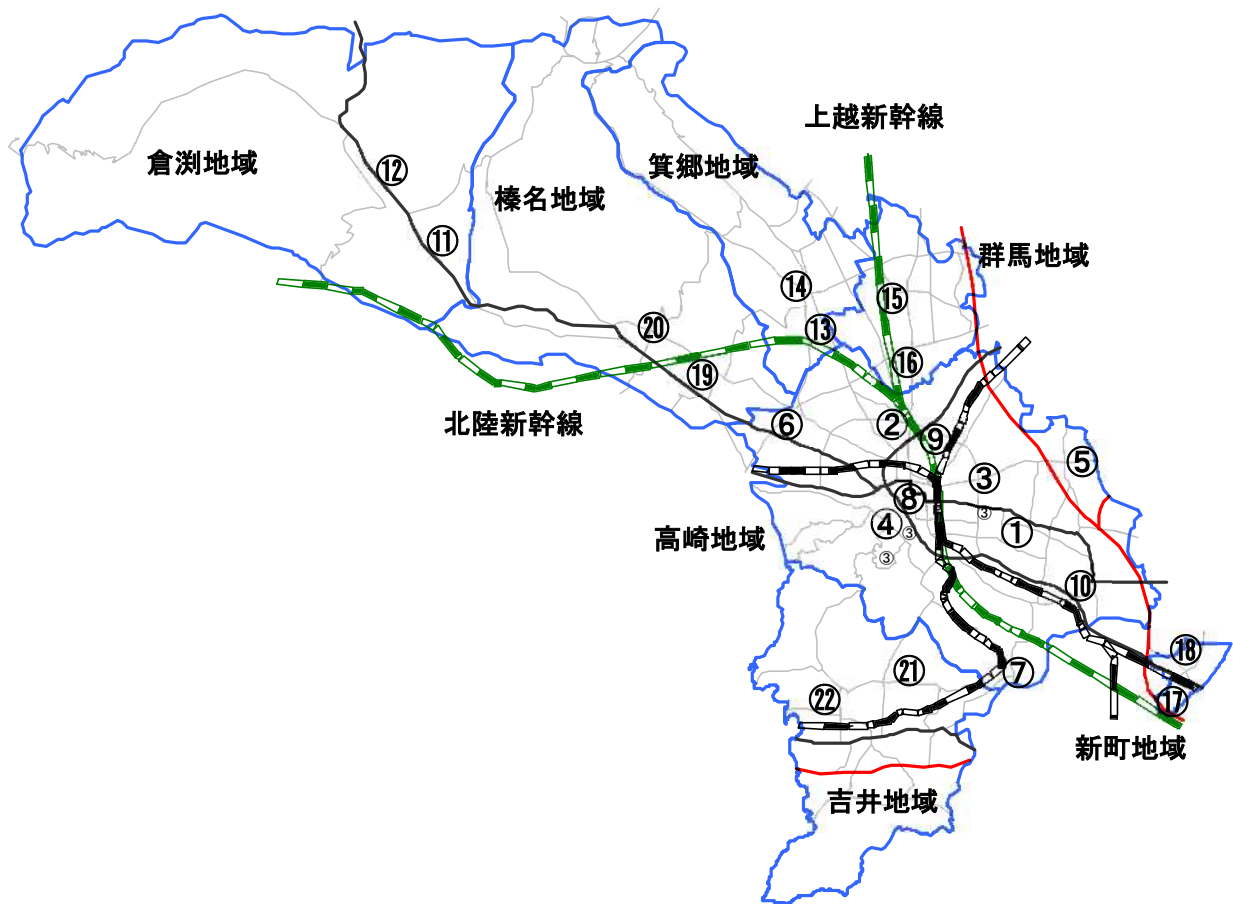
<測定地点>

用途地域や、騒音規制の区域区分等を考慮し、市内のさまざまな状況を把握できるように測定場所を選定しています。

一般地域では、データに継続性を持たせるため同一測定地点において測定を実施しています。令和元年度は、22 地点で測定を行いました。

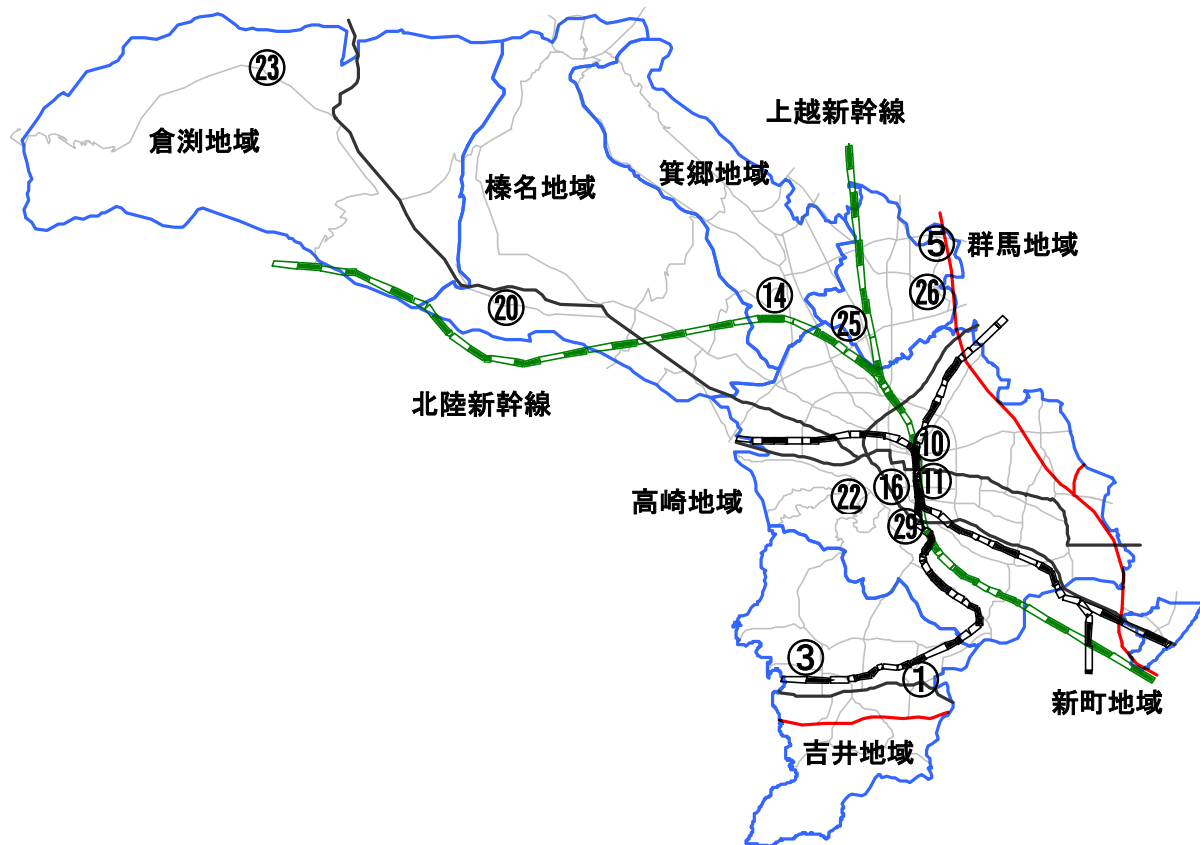
道路に面する地域では、地点測定をもとに自動車騒音の面的評価（道路端から 50m の範囲の環境基準達成状況）を実施しています。令和元年度は 13 地点で測定を行い、13 路線 29 区間の面的評価を行いました。

測定地点につきましては、43～44 ページの図をご参照ください。



[図] 令和元年度 環境騒音調査（一般地域） 測定地点

番号	測定地点	番号	測定地点
①	道林児童公園（中居町）	⑫	第4区公民館（倉渕町三ノ倉）
②	六郷公園（下小鳥町）	⑬	けやき公園（箕郷町上芝）
③	土井児童公園（江木町）	⑭	十三区集会所（箕郷町上芝）
④	片岡第1号児童公園（片岡町）	⑮	金古南足門公民館（足門町）
⑤	市立京ヶ島公民館（京目町）	⑯	福島公園（福島町）
⑥	市立西部公民館（金井淵町）	⑰	みどり公園（新町）
⑦	（旧）市立南八幡公民館（山名町）	⑱	笛木町児童公園（新町）
⑧	姉妹都市公園（高松町）	⑲	仲通り公民館（下里見町）
⑨	問屋町中央公園（問屋町）	⑳	新井田中住民センター（上里見町）
⑩	倉賀野東公園（倉賀野町）	㉑	南陽台2丁目公民館（吉井町南陽台）
⑪	第1区公民館（倉渕町三ノ倉）	㉒	片山公民館（吉井町片山）



[図] 令和元年度 環境騒音調査（道路に面する地域）測定地点

地点番号	路線名	測定地点
①	一般国道254号	吉井町小串59-1地内
③	一般国道254号（バイパス）	吉井町片山436-1地先
⑤	主要地方道前橋箕郷線	北原町439地先
⑩	主要地方道前橋高崎線	芝塚町1901-1地先
⑪	主要地方道前橋高崎線	東町80-7地先
⑭	主要地方道高崎安中渋川線	箕郷町上芝608地内
⑯	主要地方道あら町下室田線	宮元町279地先
⑳	主要地方道下仁田安中倉淵線	上里見町2908-1地先
㉒	主要地方道藤木高崎線	八千代町1-13-10地先
㉓	主要地方道長野原倉淵線	倉淵町川浦1186-2地内
㉕	一般県道柏木沢大八木線	井出町482-5地先
㉖	一般県道足門前橋線	引間町42-2地先
㉙	一般県道新田町新後閑線	下和田町4-1-18地先

<環境基準>

騒音については、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで望ましい基準として環境基準が定められています。

[表] 騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A	専ら住居の用に供される地域	55dB以下	45dB以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域	60dB以下	50dB以下

(※) ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

[表] 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

(※) この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
70dB以下	65dB以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下）によることができる。	

(※) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車道、国道、県道及び4車線以上の市町村道という。

(※) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により、その範囲を特定する。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15 m
- ② 2車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路 20 m

<測定結果>

[表] 騒音に係る環境基準達成状況（令和元年度）

区分	類型	測定 地点数	昼(6時～22時)		夜(22時～6時)		全時間帯 環境基準 達成率 (%)
			環境基準達成		環境基準達成		
			地点数	比率 (%)	地点数	比率 (%)	
一般地域	A	6	6	100.0	6	100.0	100.0
	B	11	11	100.0	9	81.8	81.8
	C	5	5	100.0	5	100.0	100.0
	小計	22	22	100.0	20	90.9	90.9
道路に面する地域		13	13	100.0	12	92.3	92.3
全地点計		35	35	100.0	32	91.4	91.4

[表] 環境騒音測定結果（一般地域）

A 類型(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域)

<特定工場等の騒音規制基準の第1種区域に属する地域>

測定場所 (所在地)	昼間 (6:00～22:00)			夜間 (22:00～翌6:00)		
	基準値	測定値	基準値 比	基準値	測定値	基準値 比
道林児童公園（中居町）	55	50	-5	45	40	-5
六郷公園（下小鳥町）	55	51	-4	45	39	-6
土井児童公園（江木町）	55	51	-4	45	43	-2
けやき公園（箕郷町上芝）	55	44	-11	45	35	-10
仲通り公民館（下里見町）	55	43	-12	45	37	-8
南陽台2丁目公民館（吉井町南陽台）	55	43	-12	45	33	-12

B 類型（第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域）

<特定工場等の騒音規制基準の第 2 種区域に属する地域>

測定場所 (所在地)	昼間 (6:00~22:00)			夜間 (22:00~翌 6:00)		
	基準値	測定値	基準値 比	基準値	測定値	基準値 比
片岡第 1 号児童公園（片岡町）	55	49	-6	45	40	-5
市立京ヶ島公民館（京目町）	55	53	-2	45	47	2
市立西部公民館（金井淵町）	55	50	-5	45	45	0
（旧）市立南八幡公民館（山名町）	55	42	-13	45	36	-9
第 1 区公民館（倉渚町三ノ倉）	55	50	-5	45	46	1
十三区集会所（箕郷町上芝）	55	43	-12	45	35	-10
金古南足門公民館（足門町）	55	50	-5	45	43	-2
みどり公園（新町）	55	48	-7	45	44	-1
笛木町児童公園（新町）	55	47	-8	45	44	-1
新井田中住民センター（上里見町）	55	44	-11	45	39	-6
片山公民館（吉井町片山）	55	42	-13	45	40	-5

(※) 測定値の網掛け部分は、「騒音に係る環境基準」の超過を表す。

C 類型（商業地域、近隣商業地域、工業専用地域、工業地域、準工業地域）

<特定工場等の騒音規制基準の第 3 種・第 4 種区域に属する地域>

測定場所 (所在地)	昼間 (6:00~22:00)			夜間 (22:00~翌 6:00)		
	基準値	測定値	基準値 比	基準値	測定値	基準値 比
姉妹都市公園（高松町）	60	50	-10	50	44	-6
問屋町中央公園（問屋町）	60	49	-11	50	44	-6
倉賀野東公園（倉賀野町）	60	58	-2	50	50	0
第 4 区公民館（倉渚町三ノ倉）	60	53	-7	50	50	0
福島公園（福島町）	60	48	-12	50	40	-10

[表] 環境騒音測定結果（道路に面する地域）

自動車騒音測定結果（13地点）

道路名称	測定地点	昼間（6:00～22:00）			夜間（22:00～翌6:00）		
		基準値 (dB)	測定値 (dB)	基準値 比	基準値 (dB)	測定値 (dB)	基準値 比
一般国道254号	吉井町小串59-1地内	70	70	0	65	67	2
一般国道254号 (バイパス)	吉井町片山436-1地先	70	65	-5	65	60	-5
主要地方道 前橋箕郷線	北原町439地先	70	66	-4	65	61	-4
主要地方道 前橋高崎線	芝塚町1901-1地先	70	64	-6	65	61	-4
主要地方道 前橋高崎線	東町80-7地先	70	65	-5	65	59	-6
主要地方道 高崎安中渋川線	箕郷町上芝608地内	70	67	-3	65	59	-6
主要地方道 あら町下室田線	宮元町279地先	70	65	-5	65	58	-7
主要地方道 下仁田安中倉淵線	上里見町2908-1地先	70	63	-7	65	52	-13
主要地方道 藤木高崎線	八千代町1-13-10地先	70	65	-5	65	59	-6
主要地方道 長野原倉淵線	倉淵町川浦1186-2地内	70	62	-8	65	51	-14
一般県道 柏木沢大八木線	井出町482-5地先	70	65	-5	65	59	-6
一般県道 足門前橋線	引間町42-2地先	70	64	-6	65	58	-7
一般県道 新田町新後閑線	下和田町4-1-18地先	70	62	-8	65	55	-10

(※) 測定値の網掛け部分は、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」の超過を表す。

自動車騒音の面的評価結果（13路線、29区間）

番号	区調 間査 番 単 号	道路名称	評価区間		車 線 数	幹線交通を担う道路に面する地域における 環境基準の達成状況評価（面的評価）								
			評価区間の起点	区間 延長 (km)		評価区間 内住居等 全戸数 (戸)	昼夜とも 達成		昼のみ 達成		夜のみ 達成		昼夜とも 超過	
							戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)	戸数 (戸)	率 (%)
1	19050	一般国道254号	藤岡市・高崎市境	3.6	2	197	174	88.3	21	10.7	0	0.0	2	1.0
		主要地方道高崎神流秩父線												
2	19060	一般国道254号	主要地方道高崎神流秩父線 高崎市・甘楽町境	3.1	2	330	279	84.5	44	13.3	0	0.0	7	2.1
3	19130	一般国道254号 (バイパス)	一般県道吉井安中線 一般県道金井高崎線	1.8	2	32	32	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
4	19140	一般国道254号 (バイパス)	一般県道金井高崎線 高崎市・甘楽町境	0.1	2	2	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5	40280	主要地方道 前橋箕郷線	前橋市・高崎市境 主要地方道高崎渋川線	1.6	2	148	148	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	40290	主要地方道 前橋箕郷線	主要地方道高崎渋川線 主要地方道高崎安中渋川線	4.4	2	553	551	99.6	0	0.0	1	0.2	1	0.2
7	41150	主要地方道 前橋安中富岡線	主要地方道あら町下室田線 主要地方道前橋安中富岡線	0.3	2	24	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	40520	主要地方道 前橋高崎線	前橋市・高崎市境 一般県道井野停車場線	1.9	2	241	241	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	40530	主要地方道 前橋高崎線	一般県道井野停車場線 一般県道飯玉本町線	2.1	2	804	804	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	40540	主要地方道 前橋高崎線	一般県道飯玉本町線 一般国道354号	1.1	2	457	455	99.6	2	0.4	0	0.0	0	0.0
11	40550	主要地方道 前橋高崎線	一般国道354号 主要地方道高崎神流秩父線	1.5	6	805	805	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12	40560	主要地方道 前橋高崎線	主要地方道高崎神流秩父線 一般国道17号	0.5	2	169	169	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
13	41130	主要地方道 高崎安中渋川線	一般国道406 一般国道18号	1.6	2	416	414	99.5	2	0.5	0	0.0	0	0.0
14	41150	主要地方道 高崎安中渋川線	主要地方道前橋安中富岡線 主要地方道前橋箕郷線	4.0	2	453	452	99.8	0	0.0	1	0.2	0	0.0
15	41160	主要地方道 高崎安中渋川線	主要地方道前橋箕郷線 高崎市・榛東村境	2.5	2	288	287	99.7	0	0.0	1	0.3	0	0.0
16	41290	主要地方道 あら町下室田線	主要地方道高崎渋川線 一般国道354号	1.2	4	300	294	98.0	6	2.0	0	0.0	0	0.0
17	41300	主要地方道 あら町下室田線	主要地方道高崎渋川線 主要地方道前橋安中富岡線	4.7	2	1,083	1,077	99.4	0	1.0	1	0.1	5	0.5
18	41310	主要地方道 あら町下室田線	主要地方道前橋安中富岡線 一般国道406号	7.8	2	550	550	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
19	41350	主要地方道 高崎停車場線	主要地方道高崎渋川線	0.3	4	78	77	98.7	0	0.0	0	0.0	1	1.3
20	42070	主要地方道 下仁田安中倉渕線	安中市・高崎市境 一般国道406号	5.8	2	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
21	42110	主要地方道 藤木高崎線	一般県道吉井安中線 主要地方道藤木高崎線(旧道)	4.3	2	20	20	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
22	42120	主要地方道 藤木高崎線	主要地方道藤木高崎線(旧道) 主要地方道高崎渋川線	4.8	2	567	567	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
23	42240	主要地方道 長野原倉渕線	長野原町・高崎市境 一般国道406号	18.5	2	188	188	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
24	60290	一般県道 柏木沢大八木線	主要地方道高崎安中渋川線 主要地方道前橋安中富岡線	5.2	2	495	495	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
25	60300	一般県道 柏木沢大八木線	主要地方道前橋安中富岡線 主要地方道高崎渋川線	1.9	2	184	182	98.9	0	0.0	0	0.0	2	1.1
26	60430	一般県道 足門前橋線	主要地方道高崎渋川線 高崎市・前橋市境	2.6	2	335	334	99.7	0	0.0	0	0.0	1	0.3
27	60440	一般県道 足門前橋線(バイパス)	主要地方道高崎渋川線(バイパス) 一般県道足門前橋線	1.1	4	54	54	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
28	60450	一般県道 足門前橋線(バイパス)	一般県道足門前橋線 高崎市・前橋市境	0.1	4	6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
29	60540	一般県道 新田町新後関線	主要地方道高崎渋川線 主要地方道前橋高崎線	1.0	4	473	473	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計				87.2		9,309	9,211	98.9	75	0.8	4	0.0	19	0.2

※ 面的評価は、幹線交通を担う道路の道路端から50 m範囲で、近接空間(2車線以下の道路:道路端から15 m、2車線を越える道路:道路端から20 m)及び非近接空間(近接空間以外の場所)を対象範囲とする。

※ 測定値の網掛け部分は、「幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準」の超過を表す。

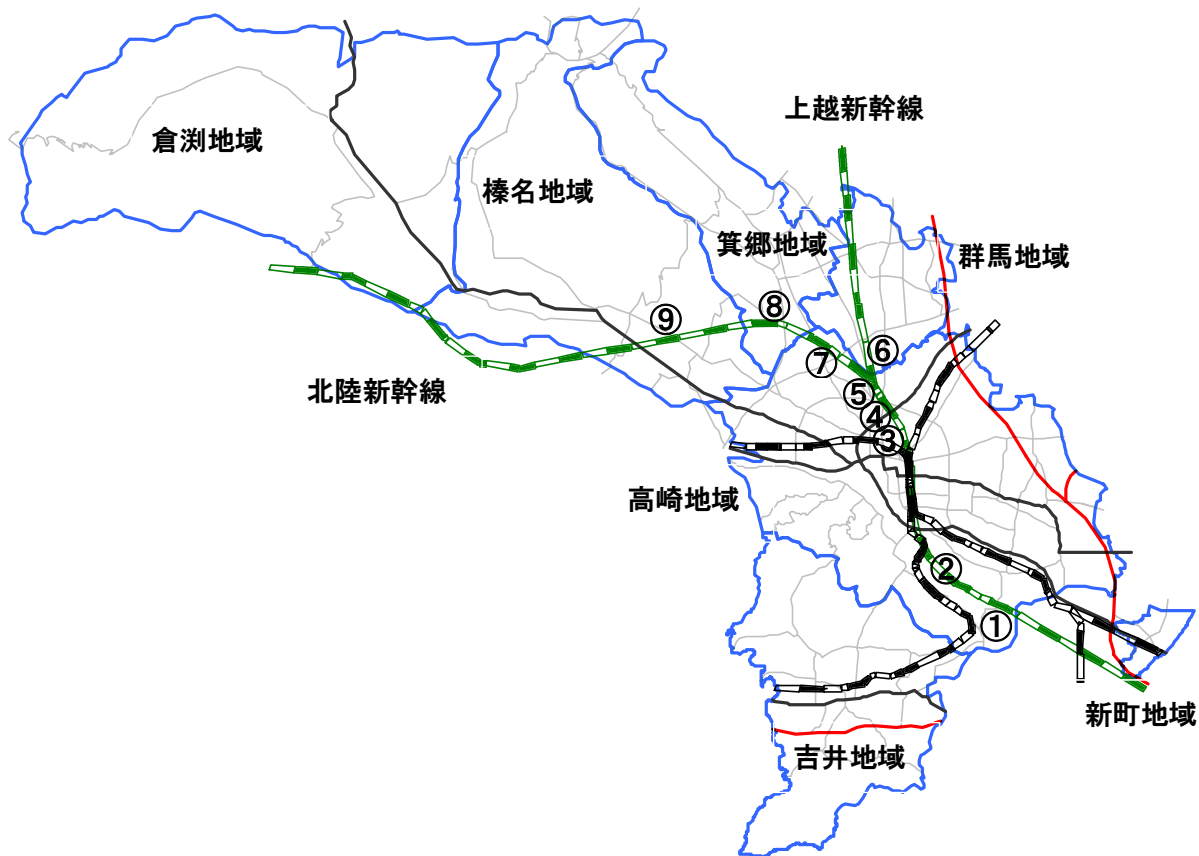
②新幹線鉄道・振動調査

<調査の目的>

上越新幹線は昭和 57 年に、北陸新幹線は平成 9 年に営業を開始しました。

本調査は、新幹線の列車通過時に発生する騒音及び振動の状況を把握し、新幹線公害対策の資料とすることを目的として、上越・北陸新幹線の沿線 9 箇所において定点測定を継続して実施しています。

<測定地点>



[図] 令和元年度 新幹線鉄道騒音振動測定地点

上越新幹線		北陸新幹線	
番号	測定地点	番号	測定地点
①	心洞寺付近(木部町)	⑦	浜川競技場付近(浜川町)
②	天満宮付近(上佐野町)	⑧	新箕郷変電所付近(箕郷町下芝)
③	東金井市住(飯塚町)	⑨	榑名文化会館付近(中里見町)
④	貝沢堀付近(問屋町)		
⑤	東京インテリア付近(下小鳥町)		
⑥	鳥屋銅鐵店付近(福島町)		

<環境基準>

[表] 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値	指定地域		指定から 除外する 区域
		区域の範囲	都市計画地域	
I	70dB 以下	軌道中心線から左右両側 それぞれ 300m 以内の区 域 ただし次の区間は 400m 以内の区域 ・神流川、鑓川、烏川、 吾妻川及び赤谷川の橋梁 に係る部分については、 橋梁の両側に 400m を加 えた区間	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めがない地 域については、騒音規制 法に基づく指定地域のう ち第1種区域及び第2種 区域に指定された区域	工業専用地域 河川の地域 トンネル出入 口からトンネ ル中央部方向 150m(トンネ ルと橋梁が連 続する部分に ついては、ト ンネル中央部 方向 400m) を超える区域
II	75dB 以下	・トンネルの出入口につ いては、トンネル出入口 からトンネル中央部方向 へ 150m、反対方向へ 400m の区間	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 用途地域の定めがない地 域については、騒音規制 法に基づく指定地域のう ち第3種区域及び第4種 区域に指定された区域	

[新幹線鉄道振動に係る指針]

ア 新幹線鉄道の補正加速度レベルが、70dB を越える地域について緊急に振動源及び障
害防止対策等を講ずること。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮
をするとともに、可及的速やかに措置すること。

<測定結果（地点別）>

[表] 令和元年度 新幹線鉄道騒音・振動測定結果

測定場所 (住所)	地域 類型	騒音 環境 基準 (dB)	騒音 評価値 (dB)	平均 列車速度 (km/h)	振動 指針値 (dB)	振動 評価値 (dB)	平均 列車速度 (km/h)
木部町 222-2 付近 (心洞寺付近)	I	70	70	209	70	55	215
上佐野町 8 付近 (天満宮付近)	I	70	71	173	70	47	182
飯塚町 1188-2 付近 (東金井市営住宅)	I	70	69	148	70	48	136
問屋町西 2 丁目 1-9 付近 (貝沢堀付近)	II	75	70	181	70	52	178
下小島町 457-1 付近 (東京インテリア付近)	I	70	69	168	70	54	165
福島町 17-1 付近 (鳥屋銅鉄店付近)	I	70	78	174	70	54	174
浜川町 1448-1 付近 (浜川競技場付近)	I	70	68	198	70	57	203
箕郷町下芝 707-1 付近 (新箕郷変電所付近)	I	70	73	240	70	57	242
中里見 1200-1 付近 (榛名文化会館 (エコール) 付近)	II	75	72	239	70	48	242

(※) 測定値の網掛け部分は、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の超過を表す。

4 化学物質

①ダイオキシン類による汚染状況の調査

<調査の目的（法根拠等）>

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、ダイオキシン類による汚染の状況や、環境基準の達成状況を把握し市民の健康への被害を未然に防止することを目的としています。

■関係法令

<ダイオキシン類対策特別措置法>

（常時監視）

第 26 条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質（水底の底質含む。以下同じ。）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の常時監視の結果を環境大臣に報告しなければならない。

（都道府県知事等による調査測定）

第 27 条 都道府県知事は、国の地方行政機関の長及び地方公共団体の長と協議して、当該都道府県の区域に係る大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について調査測定をするものとする。

（※）ダイオキシン類対策特別措置法施行令第 8 条の規定により、中核市も都道府県と同様に上記の事務を行っています。

<項目別の測定地点、測定結果及び環境基準>

令和元年度のダイオキシン類による汚染状況の調査は、大気について 4 地点、河川水及び河川の底質について 3 河川 3 地点、土壌について 4 地点で測定を実施しました。

なお、測定回数は、大気については年 2 回、河川水・河川の底質・土壌について年 1 回の測定を実施しました。

項目別の測定地点、測定結果及び環境基準は、以下のとおりです。

[表]大気

(単位:pg-TEQ/m³)

測定地点（所在地）	測定結果	環境基準
中居公民館（中居町）	0.013	0.6 以下
群馬支所（足門町）	0.011	
榛名支所（下室田町）	0.0085	
吉井支所（吉井町吉井川）	0.0096	

（※）測定結果は、年平均値

[表] 河川水 (単位: pg-TEQ/L)

測定地点 (河川名)	測定結果	環境基準
烏川大橋 (烏川)	0.13	1 以下
八千代橋 (碓氷川)	0.078	
相間川橋 (相間川)	0.028	

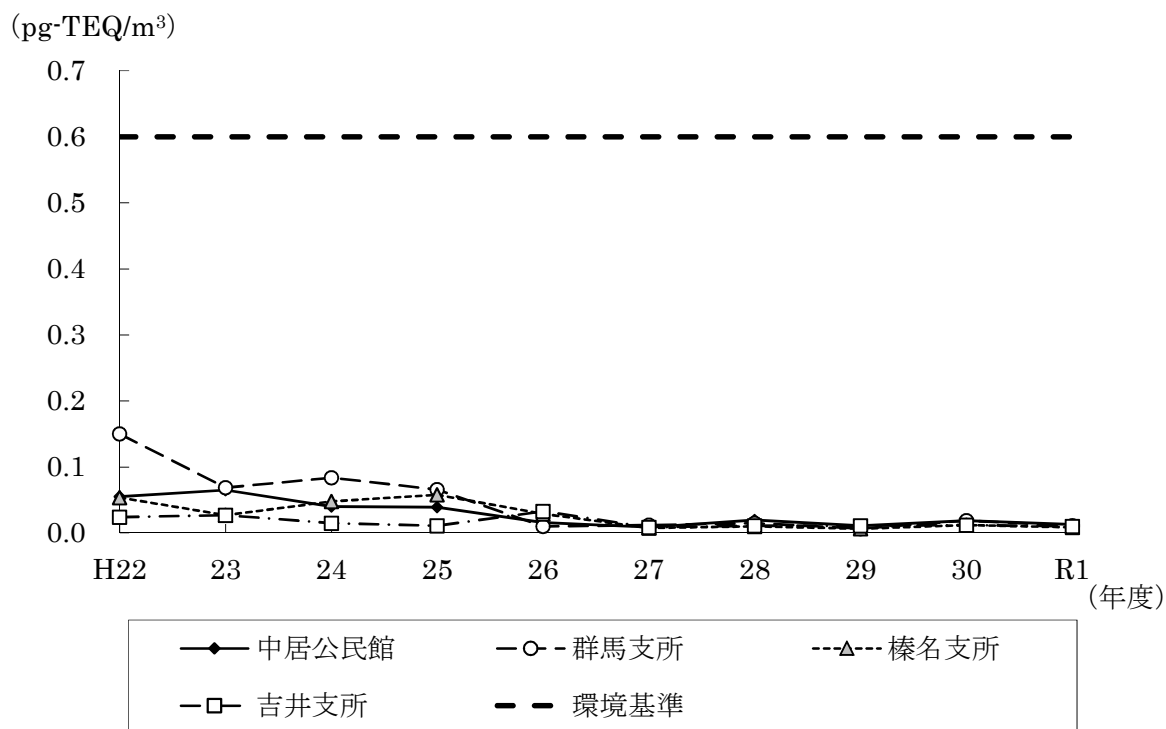
(※) 測定結果は、年平均値

[表] 河川の底質 (単位: pg-TEQ/g)

測定地点 (河川名)	測定結果	環境基準
烏川大橋 (烏川)	0.39	150 以下
八千代橋 (碓氷川)	0.43	
相間川橋 (相間川)	0.28	

[表] 土壌 (単位: pg-TEQ/g)

測定地点 (所在地)	測定結果	環境基準
高崎公園 (旧高崎地域)	0.0021	1,000 以下
倉渕せせらぎ公園 (倉渕地域)	0.012	
烏川公園 (榛名地域)	0.088	
ふれあい公園 (箕郷地域)	2.3	



[図] ダイオキシン類濃度の推移 (大気環境) (平成 22~令和元年度)

②石綿（アスベスト）による汚染状況の調査

<調査の目的>

石綿（アスベスト）は、天然にできた鉱物繊維で、熱に強く切れにくい等の特性を持っており、ビルの高層化や鉄骨構造化に伴い、鉄骨造建築物などの軽量耐火被覆材として昭和 40 年代の高度成長期に多く使用されました。石綿（アスベスト）は、丈夫で変化しにくいいため、人が吸入すると体内に長く滞留し、15～40 年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあります。

本市では、一般環境中のアスベスト濃度について住居環境や道路沿線などで調査を実施しています。

<測定地点及び測定結果>

[表] 石綿（アスベスト）の測定結果（令和元年度）

（単位：本/L）

測定地点（所在地）	地域の種類	測定結果
城南自排局（下和田町）	道路沿線	<0.05
中居公民館（中居町）	住居地域	<0.05

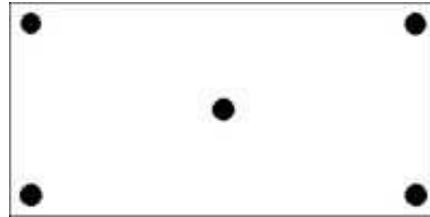
5 放射性物質

①空間放射線量の定点測定

本市では、日常生活における放射線管理の参考としていただくため、学校の校庭、幼稚園や保育園の園庭、公共施設の駐車場など市内 120 箇所において毎月 2 回、身の回りの空間放射線量を測定し、その結果を公表します。

<測定方法>

測定場所の平均的な空間放射線量を測定するため、各測定箇所についてサイコロの 5 の目の形状で 5 点を測定し、その平均を測定値とします。測定高は地表 50cm、地表 1m の 2 段階です。



<測定結果>

これまで国の除染基準（地表 1m の高さ、面的測定で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上）に該当する結果は出ていません。

詳細データについては、57～59 ページの表をご参照ください。

■空間放射線量定点測定結果（市内全 120 地点：平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月）

（単位：μSv/h ※数値は平均値）

高崎地域（53地点）

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
1	高崎市役所本庁	高松町 35-1	50cm	0.04
			1m	0.04
2	中央小学校	常盤町 48-1	50cm	0.04
			1m	0.04
3	北小学校	請地町 20-2	50cm	0.03
			1m	0.03
4	南小学校	八島町 70-1	50cm	0.05
			1m	0.05
5	東小学校	弓町 121-1	50cm	0.04
			1m	0.04
6	西小学校	並榎町 109-1	50cm	0.04
			1m	0.04
7	塚沢小学校	飯玉町 134-1	50cm	0.05
			1m	0.04
8	片岡小学校	片岡町 2丁目12-11	50cm	0.04
			1m	0.04
9	寺尾小学校	寺尾町 290	50cm	0.04
			1m	0.04
10	佐野小学校	上佐野町 918-2	50cm	0.04
			1m	0.04
11	六郷小学校	筑縄町 32-2	50cm	0.04
			1m	0.04
12	城南小学校	新後閑町 301-1	50cm	0.04
			1m	0.04
13	城東小学校	江木町 128-1	50cm	0.04
			1m	0.04
14	新高尾小学校	日高町 592-1	50cm	0.04
			1m	0.04
15	中川小学校	小八木町 1860-1	50cm	0.03
			1m	0.03
16	八幡小学校	八幡町 179-1	50cm	0.03
			1m	0.03
17	豊岡小学校	中豊岡町 24	50cm	0.04
			1m	0.04
18	長野小学校	南新波町 77	50cm	0.03
			1m	0.03
19	大類小学校	南大類町 543-1	50cm	0.04
			1m	0.04
20	南八幡小学校	山名町 24-1	50cm	0.04
			1m	0.04
21	倉賀野小学校	倉賀野町 1744	50cm	0.03
			1m	0.03
22	岩鼻小学校	台新田町 1	50cm	0.05
			1m	0.05
23	京ヶ島小学校	京目町 44-1	50cm	0.04
			1m	0.04
24	滝川小学校	下滝町 585-2	50cm	0.05
			1m	0.04
25	東部小学校	上大類町 1372	50cm	0.03
			1m	0.04
26	中居小学校	中居町 3丁目28-1	50cm	0.04
			1m	0.04
27	北部小学校	下小埜町 719-1	50cm	0.04
			1m	0.04

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
28	西部小学校	八幡町 1414	50cm	0.05
			1m	0.05
29	乗附小学校	乗附町 155-1	50cm	0.04
			1m	0.04
30	浜尻小学校	浜尻町 210-1	50cm	0.04
			1m	0.04
31	矢中小学校	矢中町 160-1	50cm	0.04
			1m	0.04
32	城山小学校	城山町 2丁目16-1	50cm	0.04
			1m	0.04
33	鼻高小学校	鼻高町 58-2	50cm	0.05
			1m	0.05
34	中川保育所	小八木町 37-1	50cm	0.03
			1m	0.03
35	倉賀野保育所	倉賀野町 2313-1	50cm	0.05
			1m	0.05
36	大類保育所	南大類町 538-6	50cm	0.04
			1m	0.04
37	岩鼻保育所	栗崎町 409-2	50cm	0.07
			1m	0.07
38	八幡中央保育所	八幡町 170-2	50cm	0.04
			1m	0.05
39	新高尾北部保育所	中尾町 925-1	50cm	0.04
			1m	0.04
40	新高尾南部保育所	新保町 855-2	50cm	0.04
			1m	0.04
41	京ヶ島保育所	島野町 543-1	50cm	0.04
			1m	0.04
42	群南南部保育所	綿貫町 130-1	50cm	0.04
			1m	0.04
43	滝川保育所	下滝町 744-2	50cm	0.05
			1m	0.05
44	八幡北部保育所	下大島町 213	50cm	0.04
			1m	0.04
45	高崎幼稚園	末広町 88-1	50cm	0.05
			1m	0.05
46	南八幡幼稚園	山名町 140-1	50cm	0.05
			1m	0.05
47	倉賀野幼稚園	倉賀野町 4293-5	50cm	0.05
			1m	0.05
48	塚沢幼稚園	飯塚町 1721	50cm	0.04
			1m	0.04
49	観音山公園	石原町 乗附町	50cm	0.05
			1m	0.05
50	高崎公園	宮元町 127	50cm	0.05
			1m	0.05
51	和田橋公園	八千代町 1丁目7	50cm	0.05
			1m	0.05
52	北三公園	緑町 1丁目21	50cm	0.04
			1m	0.03
53	若宮公園	上大類町地内	50cm	0.04
			1m	0.04

倉渕地域（11地点）

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
1	倉渕支所	倉渕町三ノ倉 303	50cm	0.05
			1m	0.05
2	倉渕小学校	倉渕町権田 314-1	50cm	0.05
			1m	0.05
3	くらぶちこども園	倉渕町岩氷 724-2	50cm	0.05
			1m	0.05
4	倉渕せせらぎ公園	倉渕町岩氷 27-1	50cm	0.08
			1m	0.08
5	わらび平森林公園 (※1)	倉渕町川浦 27-9	50cm	0.05
			1m	0.05
6	はまゆう山荘	倉渕町川浦 27-80	50cm	0.05
			1m	0.06
7	くらぶち英語村	倉渕町川浦 1414-1	50cm	0.06
			1m	0.06
8	第8区ちびっこ広場	倉渕町権田 5445	50cm	0.05
			1m	0.05
9	らんず花の里前広場	倉渕町三ノ倉 4550	50cm	0.05
			1m	0.06
10	元三沢公民館	倉渕町川浦 2932-171	50cm	0.07
			1m	0.07
11	川浦第1班公会堂	倉渕町川浦 1575-1	50cm	0.06
			1m	0.06
(※1) わらび平森林公園の年平均値については、冬季閉鎖期間を除いた、平成31年4月第2週～令和元年11月第2週までの測定値をもとに計算				

群馬地域（12地点）

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
1	群馬支所	足門町 1658	50cm	0.04
			1m	0.04
2	金古小学校	金古町 1271-1	50cm	0.03
			1m	0.03
3	国府小学校	後疋間町 184-1	50cm	0.03
			1m	0.03
4	堤ヶ岡小学校	棟高町 2227-1	50cm	0.04
			1m	0.04
5	桜山小学校	棟高町 2489-1	50cm	0.07
			1m	0.07
6	上郊小学校	保渡田町 2107-1	50cm	0.03
			1m	0.03
7	金古南小学校	金古町 658	50cm	0.03
			1m	0.03
8	群馬北保育園	金古町 707-1	50cm	0.04
			1m	0.04
9	国府保育園	引間町 310	50cm	0.06
			1m	0.06
10	群馬南保育園	三ツ寺町 846-1	50cm	0.06
			1m	0.06
11	上郊保育園	保渡田町 2102-1	50cm	0.07
			1m	0.06
12	三ツ寺公園	三ツ寺町 221	50cm	0.04
			1m	0.04

箕郷地域（12地点）

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
1	箕郷支所	箕郷町西明屋 702-4	50cm	0.05
			1m	0.04
2	箕輪小学校	箕郷町西明屋 196-1	50cm	0.04
			1m	0.04
3	車郷小学校	箕郷町富岡 255-1	50cm	0.04
			1m	0.04
4	箕郷東小学校	箕郷町生原 922-2	50cm	0.05
			1m	0.05
5	箕郷第一保育園	箕郷町上芝 1063-1	50cm	0.08
			1m	0.08
6	箕郷第二保育園	箕郷町柏木沢 209-1	50cm	0.05
			1m	0.04
7	箕郷第三保育園	箕郷町富岡 281	50cm	0.08
			1m	0.08
8	箕郷第五保育園	箕郷町下芝 66-1	50cm	0.04
			1m	0.04
9	ふれあい公園	箕郷町西明屋 740	50cm	0.04
			1m	0.04
10	みさと芝桜公園	箕郷町松之沢 12-1	50cm	0.05
			1m	0.05
11	駒寄集会所	箕郷町善地 1954-1	50cm	0.05
			1m	0.05
12	中善地集会所	箕郷町善地 820-1	50cm	0.05
			1m	0.05

新町地域（4地点）

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
1	新町支所	新町 3152-1	50cm	0.07
			1m	0.07
2	新町第一小学校	新町 345-1	50cm	0.04
			1m	0.04
3	新町第二小学校	新町 2010-1	50cm	0.04
			1m	0.04
4	七曲公園	新町 2267-16	50cm	0.05
			1m	0.05

榛名地域（14地点）

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
1	榛名支所	下室田町 900-1	50cm	0.06
			1m	0.06
2	下室田小学校	下室田町 1206	50cm	0.07
			1m	0.07
3	中室田小学校	中室田町 1561-1	50cm	0.08
			1m	0.08
4	上室田小学校	上室田町 4210	50cm	0.09
			1m	0.09
5	里見小学校	上里見町 42-2	50cm	0.09
			1m	0.09
6	久留馬小学校	高浜町 2321-1	50cm	0.08
			1m	0.08
7	下里見小学校	下里見町 380	50cm	0.09
			1m	0.09
8	宮沢小学校	宮沢町 1100-1	50cm	0.09
			1m	0.09
9	榛名公園	榛名湖町	50cm	0.06
			1m	0.06
10	榛名ポケットパーク	上室田町 2587-1	50cm	0.05
			1m	0.05
11	烏川公園	下室田町 1072-2	50cm	0.06
			1m	0.06
12	榛名湖温泉 ゆうすげ	榛名湖町 846-3	50cm	0.06
			1m	0.05
13	榛名歴史民俗 資料館	榛名山町 138-1	50cm	0.06
			1m	0.06
14	榛名湖西側 市営駐車場	榛名湖町 847-2	50cm	0.06
			1m	0.06

吉井地域（14地点）

No.	施設名	住所	測定高	年平均値
1	吉井支所	吉井町吉井川 371	50cm	0.06
			1m	0.06
2	吉井小学校	吉井町吉井 235-1	50cm	0.05
			1m	0.04
3	吉井西小学校	吉井町長根 1930-1	50cm	0.08
			1m	0.07
4	多胡小学校	吉井町塩 24-3	50cm	0.07
			1m	0.06
5	入野小学校	吉井町小串 130	50cm	0.04
			1m	0.04
6	馬庭小学校	吉井町馬庭 1033-1	50cm	0.08
			1m	0.08
7	南陽台小学校	吉井町南陽台 3丁目16-1	50cm	0.03
			1m	0.03
8	岩平小学校	吉井町下奥平 205-1	50cm	0.08
			1m	0.08
9	吉井保育所	吉井町吉井 甲322	50cm	0.09
			1m	0.09
10	吉井幼稚園	吉井町吉井 338-1	50cm	0.05
			1m	0.05
11	吉井西幼稚園	吉井町長根 1923-1	50cm	0.04
			1m	0.04
12	かぶら幼稚園	吉井町小串 119-1	50cm	0.05
			1m	0.05
13	吉井運動公園 (※2)	吉井町池 1660	50cm	0.04
			1m	0.04
14	牛伏山展望台 駐車場	吉井町多比良 4458-1	50cm	0.06
			1m	0.06

(※2) 吉井運動公園の年平均値については、冠水により立入禁止となっているため、平成31年4月第2週～令和元年10月第2週までの測定値をもとに計算

②各施設における放射性物質の測定

<焼却施設等における放射性物質の測定>

本市では「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）」に基づき、市内の焼却施設（高浜クリーンセンター、吉井クリーンセンター）から排出される焼却灰について、放射性物質の測定を行っています。

測定の結果、以下の表（61～62 ページ）のとおり、埋立て処分の基準値（8,000Bq/kg）を大きく下回っていることから、本市の焼却施設から排出される焼却灰については、これまでどおりの埋立て処理が継続できることとなります。

[表] 焼却灰の測定結果（令和元年度）

[高浜クリーンセンター]

(単位：Bq/kg)

種別	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計
主灰	H31.4.26	不検出	18	18
	R1.5.10	不検出	41	41
	R1.6.28	不検出	18	18
	R1.7.1	不検出	21	21
	R1.8.23	不検出	24	24
	R1.9.13	不検出	20	20
	R1.10.11	4.1	22	26
	R1.11.15	不検出	15	15
	R1.12.27	不検出	14	14
	R2.1.9	不検出	7.6	8
	R2.2.28	不検出	7.1	7
	R2.3.2	不検出	不検出	不検出
飛灰	H31.4.26	不検出	99	99
	R1.5.10	9.2	100	109
	R1.6.28	不検出	76	76
	R1.7.1	不検出	110	110
	R1.8.23	9	76	85
	R1.9.13	不検出	86	86
	R1.10.11	不検出	91	91
	R1.11.15	不検出	72	72
	R1.12.27	7.2	67	74
	R2.1.9	不検出	51	51
	R2.2.28	不検出	66	66
	R2.3.2	不検出	55	55

※主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰です。

※飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）です。

※「廃棄物関係ガイドライン（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）平成 25 年 3 月第 2 版 環境省」に記載されている測定方法により測定しました。

[表] 焼却灰の測定結果（令和元年度）

[吉井クリーンセンター]

(単位：Bq/kg)

種別	採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計
主灰	H31.4.3	不検出	8.5	8.5
	R1.5.8	不検出	19	19
	R1.6.25	不検出	11	11
	R1.7.3	不検出	9.4	9.4
	R1.8.14	不検出	12	12
	R1.9.10	不検出	18	18
	R1.10.2	不検出	13	13
	R1.11.7	不検出	20	20
	R1.12.4	不検出	8.3	8.3
	R2.1.8	不検出	不検出	不検出
	R2.2.4	不検出	不検出	不検出
	R2.3.10	不検出	不検出	不検出
飛灰	H31.4.3	不検出	53	53
	R1.5.8	不検出	85	85
	R1.6.25	不検出	51	51
	R1.7.3	不検出	33	33
	R1.8.14	不検出	46	46
	R1.9.10	不検出	57	57
	R1.10.2	不検出	70	70
	R1.11.7	不検出	68	68
	R1.12.4	不検出	47	47
	R2.1.8	不検出	43	43
	R2.2.4	不検出	31	31
	R2.3.10	不検出	61	61

※主灰とは、ごみを燃やした際の燃えがらのことで焼却炉から排出される灰です。

※飛灰とは、ろ過式集じん機などで捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）です。

※「廃棄物関係ガイドライン（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン）平成25年3月第2版 環境省」に記載されている測定方法により測定しました。

＜水道水中における放射性物質の測定＞

本市では、水道水の安全性を確保することを目的として、水道水中に含まれる放射能濃度が指標値（10 Bq/kg）を超過しているか否かの確認をしています。

測定方法は、「水道水等の放射能測定マニュアル」「水道水中の放射性物質のモニタリング実施計画」に基づき、ゲルマニウム半導体検出器を用いて、セシウム 134 及びセシウム 137 それぞれについて、検出限界値 1Bq/kg（=Bq/L）以下を確保することを目標として測定しています。

[表] 測定結果（令和元年度）

採水日	採水地点	測定値(Bq/kg)	
		放射性セシウム	
		セシウム 134	セシウム 137
H31.4.3	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.7 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
	倉淵地域簡易水道(中部)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.5 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.9 未満)
H31.4.16	下之原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
R1.5.8	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.6 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
R1.5.21	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
R1.6.5	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
R1.6.18	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
R1.7.3	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.9 未満)

採水日	採水地点	測定値(Bq/kg)	
		放射性セシウム	
		セシウム 134	セシウム 137
R1.7.3	倉渚地域簡易水道(中部)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.9 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
R1.7.16	下之原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
R1.8.7	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.9 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.8 未満)
R1.8.20	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
R1.9.4	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.8 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
R1.9.18	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
R1.10.2	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	倉渚地域簡易水道(中部)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.6 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.7 未満)
R1.10.15	下之原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
R1.11.6	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.9 未満)	不検出(0.8 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.8 未満)
R1.11.19	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.5 未満)	不検出(0.8 未満)
	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.5 未満)	不検出(0.6 未満)

採水日	採水地点	測定値(Bq/kg)	
		放射性セシウム	
		セシウム 134	セシウム 137
R1.12.4	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.9 未満)
R1.12.17	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.5 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
R2.1.8	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.9 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.6 未満)
	矢原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.8 未満)
	倉淵地域簡易水道(中部)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	箕郷地域簡易水道(中善地)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	榛名地域簡易水道(中室田)	不検出(0.7 未満)	不検出(1.0 未満)
R2.1.21	下之原浄水場(箕郷地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.5 未満)
	新町浄水場(新町地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
R2.2.5	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.6 未満)
R2.2.18	金古浄水場(群馬地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.6 未満)
	上里見浄水場(榛名地域)	不検出(0.6 未満)	不検出(0.7 未満)
R2.3.4	若田浄水場(高崎地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.7 未満)
	唐松浄水場(箕郷地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.6 未満)
	岩崎浄水場(吉井地域)	不検出(0.8 未満)	不検出(0.8 未満)
R2.3.16	白岩浄水場(榛名地域)	不検出(0.7 未満)	不検出(0.7 未満)
	高浜浄水場(榛名地域)	不検出(0.5 未満)	不検出(0.7 未満)

<下水汚泥における放射性物質の測定>

阿久津水処理センターでは、下水道汚泥に関する放射性物質の測定を行っています。

[表] 下水汚泥の測定（令和元年度）（単位：Bq/kg）

採取日	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計
H31.4.4	不検出	0.9	0.9
R1.5.9	不検出	5.7	5.7
R1.6.6	不検出	3.0	3.0
R1.7.4	不検出	1.6	1.6
R1.8.1	1.7	11.8	13.5
R1.9.5	不検出	2.3	2.3
R1.10.3	不検出	2.9	2.9
R1.11.7	不検出	3.4	3.4
R1.12.5	不検出	不検出	不検出
R2.1.9	不検出	不検出	不検出
R2.2.7	不検出	1.2	1.2
R2.3.5	不検出	不検出	不検出

<学校のプール水における放射性物質の検査>

本市では、市内小中学校のプール水の放射性物質の測定を行っています。

令和元年度は、京ヶ島小学校、新町第一小学校、群馬中央中学校を抽出校として、プール指導開始の6月25日にプール水を採取し測定しました。

[表] プール水の測定（令和元年度）（単位：Bq/kg）

回数	採水日	京ヶ島小学校		新町第一小学校		群馬中央中学校	
		セシウム 134	セシウム 137	セシウム 134	セシウム 137	セシウム 134	セシウム 137
1	R1.6.25	不検出		不検出		不検出	

<学校・保育所(園)等の給食における放射性物質検査>

本市では、公立保育所(園)・幼稚園、小・中学校、特別支援学校、学校給食センターの給食施設を対象に、給食における放射性物質の検査を実施しています。

検査の対象は、保育所(園)については月曜日から土曜日までの間の保存食、幼稚園、小・中学校、特別支援学校、学校給食センターについては月曜日から金曜日までの間の保存食としています。

[表] 給食の放射性物質検査結果（令和元年度）

（単位：Bq/kg ※検出下限値は10Bq/kg）

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
4月24日	平成31年4月15日～4月19日	第1地域	中央小学校	不検出	不検出	不検出
	平成31年4月15日～4月19日	第2地域	片岡中学校	不検出	不検出	不検出
	平成31年4月15日～4月19日	第3地域	豊岡小学校	不検出	不検出	不検出
5月15日	令和元年5月7日～5月10日	第4地域	西小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月7日～5月11日	第5地域	中川保育所	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月7日～5月10日	第6地域	大類中学校	不検出	不検出	不検出
5月22日	令和元年5月13日～5月18日	第7地域	岩鼻保育所	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月13日～5月17日	第8地域	佐野中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月13日～5月17日	第9地域	倉賀野幼稚園	不検出	不検出	不検出
5月29日	令和元年5月20日～5月25日	第10地域	群馬北保育園	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月20日～5月24日	第11地域	新町第一小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月20日～5月24日	第12地域	榛名中学校	不検出	不検出	不検出
6月5日	令和元年5月27日～5月31日	第1地域	第一中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月27日～5月31日	第2地域	乗附小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年5月27日～6月1日	第3地域	八幡中央保育所	不検出	不検出	不検出
6月12日	令和元年6月3日～6月7日	第4地域	並榎中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月3日～6月7日	第5地域	浜尻小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月3日～6月8日	第6地域	京ヶ島保育所	不検出	不検出	不検出
6月19日	令和元年6月10日～6月14日	第7地域	塚沢中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月10日～6月14日	第8地域	佐野小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月10日～6月14日	第9地域	倉賀野小学校	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
6月26日	令和元年6月17日～6月22日	第10地域	群馬南保育園	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月17日～6月21日	第12地域	倉渕中学校	不検出	不検出	不検出
7月3日	令和元年6月25日～6月28日	第11地域	新町第二小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月25日～6月28日	第1地域	南小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月25日～6月28日	第2地域	寺尾小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年6月25日～6月29日	第3地域	八幡北部保育所	不検出	不検出	不検出
7月10日	令和元年7月1日～7月5日	第4地域	六郷小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年7月1日～7月6日	第5地域	新高尾北部保育所	不検出	不検出	不検出
	令和元年7月1日～7月5日	第6地域	滝川小学校	不検出	不検出	不検出
7月17日	令和元年7月8日～7月12日	第7地域	矢中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年7月8日～7月12日	第8地域	城南小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年7月8日～7月12日	第9地域	南八幡小学校	不検出	不検出	不検出
7月24日	令和元年7月16日～7月20日	第10地域	箕郷第一保育園	不検出	不検出	不検出
	令和元年7月16日～7月19日	第11地域	吉井給食センター	不検出	不検出	不検出
	令和元年7月16日～7月19日	第12地域	久留馬小学校	不検出	不検出	不検出
9月11日	令和元年9月2日～9月6日	第1地域	高松中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月2日～9月6日	第2地域	城山小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月2日～9月6日	第3地域	鼻高小学校	不検出	不検出	不検出
9月18日	令和元年9月9日～9月13日	第4地域	北部小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月9日～9月13日	第5地域	中川小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月9日～9月14日	第6地域	大類保育所	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
9月25日	令和元年9月17日～9月20日	第7地域	塚沢幼稚園	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月17日～9月20日	第8地域	中居小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月17日～9月20日	第9地域	南八幡中学校	不検出	不検出	不検出
10月2日	令和元年9月24日～9月28日	第10地域	箕郷第三保育園	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月24日～9月27日	第11地域	新町中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月24日～9月28日	第12地域	くらぶちこども園	不検出	不検出	不検出
10月9日	令和元年9月30日～10月4日	第1地域	北小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月30日～10月4日	第2地域	片岡小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年9月30日～10月4日	第3地域	豊岡中学校	不検出	不検出	不検出
10月16日	令和元年10月7日～10月11日	第4地域	長野郷中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年10月7日～10月11日	第5地域	新高尾小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年10月7日～10月12日	第6地域	滝川保育所	不検出	不検出	不検出
10月24日	令和元年10月15日～10月19日	第7地域	群南南部保育所	不検出	不検出	不検出
	令和元年10月15日～10月19日	第8地域	箕郷第二保育園	不検出	不検出	不検出
	令和元年10月15日～10月18日	第9地域	倉賀野中学校	不検出	不検出	不検出
10月30日	令和元年10月21日～10月26日	第10地域	国府保育園	不検出	不検出	不検出
	令和元年10月21日～10月26日	第11地域	吉井保育所	不検出	不検出	不検出
	令和元年10月21日～10月25日	第12地域	下室田小学校	不検出	不検出	不検出
11月6日	令和元年10月29日～11月1日	第1地域	高崎幼稚園	不検出	不検出	不検出
	令和元年10月29日～11月1日	第3地域	八幡小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月5日～11月8日	第2地域	群馬中央中学校	不検出	不検出	不検出
11月13日	令和元年11月5日～11月8日	第4地域	長野小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月5日～11月8日	第5地域	中尾中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月5日～11月8日	第6地域	大類小学校	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
11月20日	令和元年11月11日～11月15日	第7地域	岩鼻小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月11日～11月15日	第8地域	桜山小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月11日～11月16日	第9地域	倉賀野保育所	不検出	不検出	不検出
11月27日	令和元年11月18日～11月22日	第10地域	箕郷中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月18日～11月22日	第11地域	群馬学校給食センター	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月18日～11月22日	第12地域	下里見小学校	不検出	不検出	不検出
12月4日	令和元年11月25日～11月29日	第1地域	中央小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月25日～11月29日	第2地域	寺尾中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年11月25日～11月29日	第3地域	西部小学校	不検出	不検出	不検出
12月11日	令和元年12月2日～12月6日	第4地域	並榎中学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年12月2日～12月7日	第5地域	新高尾南部保育所	不検出	不検出	不検出
	令和元年12月2日～12月6日	第6地域	特別支援学校	不検出	不検出	不検出
12月18日	令和元年12月9日～12月13日	第7地域	塚沢小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年12月9日～12月13日	第8地域	城東小学校	不検出	不検出	不検出
	令和元年12月9日～12月13日	第9地域	倉賀野小学校	不検出	不検出	不検出
1月15日	令和2年1月7日～1月10日	第10地域	箕郷給食センター	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月7日～1月10日	第11地域	新町第二小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月7日～1月11日	第12地域	上郊保育園	不検出	不検出	不検出
1月22日	令和2年1月14日～1月17日	第1地域	高松中学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月14日～1月17日	第2地域	寺尾小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月14日～1月17日	第3地域	八幡中学校	不検出	不検出	不検出

検査日	調理期間	地域	調理施設	検査結果		
				ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
1月29日	令和2年1月20日～1月24日	第4地域	六郷小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月20日～1月24日	第5地域	東部小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月20日～1月24日	第6地域	高南中学校	不検出	不検出	不検出
2月5日	令和2年1月27日～1月31日	第7地域	矢中小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月27日～1月31日	第8地域	東小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年1月27日～1月31日	第9地域	南八幡幼稚園	不検出	不検出	不検出
2月13日	令和2年2月3日～2月8日	第10地域	箕郷第五保育園	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月3日～2月8日	第11地域	吉井保育所	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月3日～2月7日	第12地域	久留馬小学校	不検出	不検出	不検出
2月19日	令和2年2月10日～2月14日	第1地域	北小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月10日～2月14日	第2地域	片岡中学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月10日～2月15日	第3地域	八幡中央保育所	不検出	不検出	不検出
2月26日	令和2年2月17日～2月22日	第5地域	新高尾北部保育所	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月17日～2月21日	第6地域	京ヶ島小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月25日～2月29日	第4地域	箕郷第一保育園	不検出	不検出	不検出
3月4日	令和2年2月25日～2月28日	第7地域	矢中小学校	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月25日～2月29日	第8地域	群馬南保育園	不検出	不検出	不検出
	令和2年2月25日～2月28日	第9地域	南八幡中学校	不検出	不検出	不検出
3月11日	令和2年3月2日～3月7日	第10地域	群馬北保育園	不検出	不検出	不検出
	令和2年3月2日～3月7日	第12地域	くらぶちこども園	不検出	不検出	不検出

＜市内を流通する食品等の放射性物質検査＞

本市では、市内に流通する食品の安全性を確認するため、小売店に流通している食品のうち、市内で生産・製造された食品を中心に放射性物質の検査を実施しています。

[表] 市内を流通する食品等の放射性物質検査結果（令和元年度）（単位：Bq/kg）

No.	食品の品目	採取先 区分	放射性 セシウム 134	放射性 セシウム 137	合計
1	清涼飲料水 A	販売所	不検出(<9.0)	不検出(<6.9)	不検出
2	調味料 A	販売所	不検出(<9.0)	不検出(<6.8)	不検出
3	調味料 B	販売所	不検出(<8.8)	不検出(<8.8)	不検出
4	野菜加工品	販売所	不検出(<8.9)	不検出(<8.0)	不検出
5	めん類 A	販売所	不検出(<9.0)	不検出(<5.1)	不検出
6	清涼飲料水 B	販売所	不検出(<8.6)	不検出(<7.8)	不検出
7	梅加工品	販売所	不検出(<8.9)	不検出(<6.7)	不検出
8	漬物 A	販売所	不検出(<9.0)	不検出(<5.8)	不検出
9	漬物 B	販売所	不検出(<8.5)	不検出(<6.9)	不検出
10	めん類 B	販売所	不検出(<8.9)	不検出(<7.6)	不検出

(※) 検査結果の「不検出」とは、検出限界値未満のことで、検出限界値を下回ったことを示しています。

第2節 工場・事業場等に対する規制

1 大気・悪臭

(1) 大気

①ばい煙発生施設等の規制

大気汚染防止法では、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんなどを発生するばい煙発生施設、有機化合物の気体を発生する揮発性有機化合物排出施設、石綿などの粉じんを発生する特定粉じん発生施設及び特定粉じん以外の粉じんを発生する一般粉じん発生施設が規制の対象となっています。ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は施設ごとに排出基準が、特定粉じん発生施設は敷地境界での規制基準が定められています。また、一般粉じん発生施設については構造、使用及び管理の基準が定められています。これらの施設は設置または変更に際して事前に届出を行う義務があります。

さらに、群馬県の生活環境を保全する条例（以下「県条例」という。）では、大気汚染防止法では規制されていない施設ですが、大気環境に影響を及ぼす可能性がある施設をばい煙特定施設及び粉じん特定施設として規制を行っています。

大気汚染防止法の事務は都道府県知事の権限とされていますが、政令で指定する市の長に事務の一部を委任することができ、本市もこの指定を受け、平成7年4月1日から事業場に係る事務を行っています。また、平成23年度からは中核市への移行に伴い工場に係る事務についても行っています。

<ばい煙発生施設等の届出状況>

市内の工場・事業場に設置されているばい煙発生施設等の内訳は以下のとおりです。

[表] 大気汚染防止法に基づく届出施設の種類及び施設数（令和元年度末現在）

[ばい煙発生施設]

施行令別表第一の 項番号	施設種類	施設数
1	ボイラー	398
5	金属溶解炉	8
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	5
9	窯業焼成炉・熔融炉	15
11	乾燥炉	11
12	電気炉	1
13	廃棄物焼却炉	12
29	ガスタービン	18
30	ディーゼル機関	126
31	ガス機関	8
合 計		602

[揮発性有機化合物排出施設]

施行令別表第一の 二の項番号	施設種類	施設数
2	塗装施設	2
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗淨施設	1
合 計		3

[水銀排出施設]

施行令別表第一の 二の項番号	施設種類	施設数
8	廃棄物焼却炉	9
合 計		9

[一般粉じん発生施設]

施行令別表第二の 項番号	施設種類	施設数
2	堆積場	4
3	コンベア	22
4	破碎機・摩砕機	6
5	ふるい	3
合 計		35

[表] 県条例に基づく届出施設の種類及び施設数（令和元年度末現在）

[ばい煙特定施設]

施行規則別表第一 の項番号	施設種類	施設数
1	溶解炉	7
9	酸洗い施設・メッキ施設	162
合 計		169

[粉じん特定施設]

施行規則別表第五 の項番号	施設種類	施設数
1	帯のご盤・丸のご盤・かんな盤	55
3	塗装被膜施設	58
合 計		113

[表] 大気汚染防止法及び県条例に基づく届出施設を保有している工場・事業場数
(令和元年度末現在)

[大気汚染防止法]

対象区分	工場・事業場数
ばい煙発生施設を保有している工場・事業場	226
揮発性有機化合物排出施設を保有している工場・事業場	2
水銀排出施設を保有している工場・事業場	6
一般粉じん発生施設を保有している工場・事業場	11

[県条例]

対象区分	工場・事業場数
ばい煙特定施設を保有している工場・事業場	21
粉じん特定施設を保有している工場・事業場	55

<立入検査の状況>

大気汚染の防止を図るため、工場・事業場に対し立入検査を実施しています。
令和元年度は 43 工場・事業場へ立入検査を実施しました。

[表] 立入検査を実施した工場・事業場数及び施設数 (令和元年度)

[大気汚染防止法]

対象区分	工場・事業場数	施設数
ばい煙発生施設を保有している工場・事業場	26	69
揮発性有機化合物排出施設を保有している 工場・事業場	0	0
水銀排出施設を保有している工場・事業場	4	7
一般粉じん発生施設を保有している工場・事業場	3	7

[県条例]

対象区分	工場・事業場数	施設数
ばい煙特定施設を保有している工場・事業場	3	83
粉じん特定施設を保有している工場・事業場	12	25

(※) 1つの工場・事業場で大気汚染防止法、県条例に該当する場合は、1工場・事業場として集計しています。

(2) 悪臭

①悪臭の規制

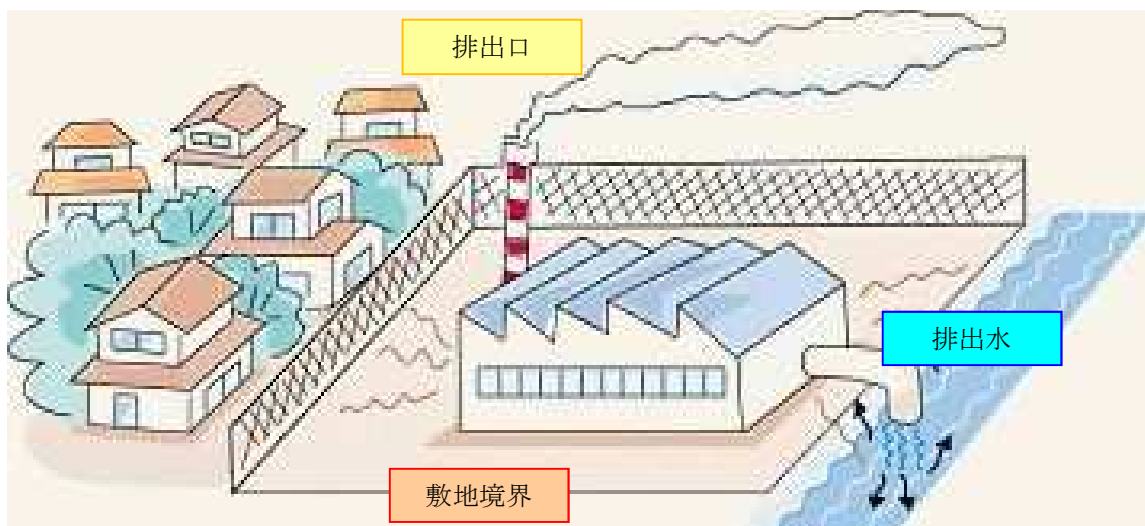
悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動で発生する悪臭について必要な規制を行い、生活環境の保全や、人の健康の保護を目的としています。

同法に基づく規制は、アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となる特定悪臭物質について規制をする「物質濃度規制」と人間の嗅覚を用いてにおいの程度を規制する「臭気指数規制」があります。本市では、複合臭に対する相談に的確に対応でき、未規制物質にも対応できる利点を持つ臭気指数規制を平成 16 年度に導入しました。

臭気指数の算出方法は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成 7 年 9 月環境庁告示第 63 号）」によって定められています。

②悪臭防止法に基づく規制対象

規制の対象になる物は、工場・事業場における敷地境界、排出口及び排水水から漏洩する悪臭が対象になります。



③規制地域の区分及び規制基準

本市は、平成 23 年 3 月末まで高崎、吉井地域を規制地域に指定していましたが、平成 23 年 4 月に未指定の地域にも規制を拡大し、次項のとおり本市全域が規制地域になりました。

[表] 規制地域の区分と区域名

区域の区分	区域名
A 区域	倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
B 区域	近隣商業地域及び商業地域の区域並びに倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の準工業地域の区域並びに倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域
C 区域	1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の工業地域及び工業専用地域の区域 2 群南工業団地の区域 3 宿大類工業団地の区域 4 阿久津工業団地の区域 5 行力工業団地の区域 6 浜川工業団地の区域 7 八幡原工業団地の区域 8 八幡原第二工業団地の区域
D 区域	A 区域、B 区域及び C 区域以外の区域

[表] 規制基準

区域の区分	規制基準		
	敷地境界	排出口	排水
A 区域	臭気指数 12	排出口から排出された臭気が地表に着地したときに、左記敷地境界の規制基準に適合するよう大気拡散式等を用いて算定します。(施行規則第 6 条の 2)	臭気指数 28
B 区域	臭気指数 15		臭気指数 31
C 区域	臭気指数 18		臭気指数 34
D 区域	臭気指数 21		臭気指数 37

④立入検査

悪臭被害の防止を図るため、相談が寄せられた工場・事業場に対しては立入検査を実施し、必要に応じて臭気測定を行っています。基準を超えた工場・事業場に対しては、文書により改善の指導を行っています。

令和元年度については、10 件の相談があり、立入検査を実施しました。

2 水質・土壌

(1) 水質

①特定施設の規制

水質汚濁防止法では、300 近くの施設が特定施設として定められており、特定施設を設置・変更する場合は届出を行う義務があり、排水基準の遵守も義務づけられています。

また、群馬県の生活環境を保全する条例においては、水質汚濁防止法で規制されていない施設で、ホルムアルデヒドを使用する施設などを水質特定施設として規制しています。

本市は、平成 4 年 4 月 1 日に水質汚濁防止法施行令第 10 条に基づく政令市となったことから、都道府県と同様に工場・事業場に係る事務を行っています。

<特定施設等の届出状況>

水質汚濁防止法に基づき届出された事業場は、令和元年度末現在 464 事業場あり、ガソリンスタンド等の自動式車両洗浄施設が 128 事業場（28%）と最も多く、次いで旅館業が 55 事業場（12%）、洗濯業が 54 事業場（12%）となっており、全体の約半数を占めています。

また、立ち入り調査対象事業場は 128 事業場で全体の 28%を占めており、これらの立ち入り調査対象事業場のうち有害物質を取り扱う事業場は 58 事業場で全体の 13%となっています。

[表] 特定施設別届出事業場（令和元年度末現在）

特定施設番号	分類	排水量 50m ³ /日 以上		排水量 30 m ³ /日 以上 50 m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 以上 30 m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 未満		合計
			うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用	
1-2	畜産農業			1		3		36		40
2	畜産食料品製造業	7	1					5	3	12
4	保存食料品製造業	1				1		5		7
5	みそ、しょう油製造業							1		1
10	飲料製造業	3						3		6
11	動物系飼料、 有機質肥料製造業							1		1
12	植物油脂製造業							1		1
15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1	1							1
16	めん類製造業							1		1
17	豆腐又は煮豆製造業	1						14		15
18-2	冷凍調理食品製造業							3		3
23-2	新聞業、出版業、印刷業							1		1
27	無機化学工業製品製造業							1		1
36	合成洗剤製造業							1		1
46	28～45号を除く有機化学 工業製品製造業							1		1
47	医薬品製造業	2	1					1		3
49	農薬製造業							2	2	2
54	セメント製品製造業			1				4		5
55	生コンクリート製造業							7		7
60	砂利採取業							1		1
61	鉄鋼業	1	1							1
62	非鉄金属製造業							1	1	1
63	金属製品製造業又は 機械機具製造業	1	1	1		1		4	2	7
64-2	水道施設、工業用水道施設	1						2		3
65	表面処理施設	6	3			2	2	8	3	16

特定施設番号	分類	排水量 50m ³ /日 以上		排水量 30 m ³ /日 以上 50m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 以上 30 m ³ /日 未満		排水量 10 m ³ /日 未満		合計
		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		うち有 害物質 を使用		
66	電気めっき施設	4	4	1	1	2	2	11	11	18
66-3	旅館業	9		1				45		55
66-4	共同調理場	1						1		2
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業	4		1		1		1		7
66-6	飲食店	2				2		7		11
67	洗濯業	2				1		51	2	54
68	自動式フィルム現像洗浄施設							2	1	2
68-2	病院							1		1
69	と畜業の用に供する解体施設	1								1
69-2	卸売市場	1								1
70-2	自動車特定整備事業の用に供する洗車施設							4		4
71	自動式車両洗浄施設							128		128
71-2	試験研究機関	2	1			2	2	7	4	11
71-3	一般廃棄物処理施設							2		2
71-4	産業廃棄物処理施設							1		1
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設					1	1	1	1	2
72	し尿処理施設	12		2		1		1		16
73	下水道終末処理施設	3								3
74	共同処理施設	4	2							4
小計		69	15	8	1	17	7	367	30	461
有害物質使用特定事業場（法第5条第3項関係）										1
有害物質貯蔵指定施設のみを所有する事業場										2
事業場数合計										464

(※) 分類は水質汚濁防止法施行令別表第一の号別とした。

(※) 一つの事業場に異なった分類の特定施設が設置されている場合は、主たる施設で計上した。

(※) 「うち有害物質を使用」は、当該特定事業場のうち有害物質を使用する事業場の数である。

<排水基準>

排水基準は排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用される有害物質と、1日の排水量が10 m³以上の特定事業場に適用される生活環境項目について定められています。

[表] 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量） 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1 「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 ほう素及びふっ素の排水基準は海域以外の公共用水域に排出されるものに限る。	

[表] 生活環境項目

項 目	許 容 限 度		
	豚房施設、牛房施設及び 馬房施設以外の特定施設		豚房施設、 牛房施設及び 馬房施設
	日平均 排水量が 30 m ³ 以上	日平均 排水量が 30 m ³ 未満	
水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下		
生物化学的酸素要求量	25 mg/L	60 mg/L	80 mg/L
化学的酸素要求量	25 mg/L	60 mg/L	80 mg/L
浮遊物質量	50 mg/L	70 mg/L	120 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）	5mg/L		
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）	30 mg/L		
フェノール類含有量	1 mg/L		
銅含有量	3 mg/L		
亜鉛含有量	2 mg/L		
溶解性鉄含有量	10 mg/L		
溶解性マンガン含有量	10 mg/L		
クロム含有量	2 mg/L		
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³		
窒素含有量	120 mg/L（日間平均 60 mg/L）		
リン含有量	16 mg/L（日間平均 8 mg/L）		
ホルムアルデヒド	10 mg/L		
備考	<p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当りの平均的な排出水の量が10 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>4 ホルムアルデヒドについての排水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例第2条第7項に規定する水質特定施設を設置している事業場に係る排水水に限って適用する。</p> <p>5 特定事業場が異なる種類の特定施設を併せて設置する場合において、異なる許容限度の排水基準が定められているときは、それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを当該特定事業場に係る排水水について適用する。</p>		

<立入検査の状況>

特定事業場の排水基準の遵守状況を調査するため、基準が適用される事業場に対し立入検査を実施しています。

令和元年度の立入検査は、延べ 146 事業場に対し実施し、排水基準に違反していた事業場は 4 件でした。違反の原因は、排水処理施設の維持管理の不徹底によるものがほとんどで、全ての違反事業場に対し、文書による改善の指導を行っています。

[表] 立入検査状況（令和元年度）

業種	区分	延べ実施 事業場数	延べ違 反 事業場 数	違反率 (%)	違 反 項 目 () 内は件数
畜産業		3	0	0	
食料品製造業		18	0	0	
医薬品製造業		5	1	20	水素イオン濃度 (1)
農薬製造業		3	0	0	
セメント製品製造業		1	0	0	
鉄鋼業及び非鉄金属製造業		3	0	0	
金属製品・機械機具製造業		6	0	0	
水道施設		1	0	0	
表面処理施設		11	0	0	
電気めっき業		25	1	4	BOD (1)
旅館業		10	0	0	
飲食店等		11	0	0	
洗たく業		3	0	0	
写真現像業		1	0	0	
と畜業及び死亡獣畜取扱業		1	0	0	
卸売市場		1	0	0	
自動式車両洗浄施設		0	0	0	
試験研究機関		13	0	0	
一般廃棄物処理施設		1	0	0	
し尿処理施設		16	1	6.3	水素イオン濃度 (1)
下水道終末処理施設		3	0	0	
共同処理施設		6	1	17	燐含有量 (1)
その他		4	0	0	
合 計		146	4	2.7	

(2) 土壌

①土壌汚染対策法の概要

土壌汚染対策法は、特定有害物質による土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を図ることにより、国民の健康を保護することを目的として、平成 15 年 2 月 15 日に施行されましたが、法に基づかない自主調査による土壌汚染の判明や、その浄化措置としての掘削除去の増加による土地の所有者等の過剰な負担、汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散などの課題が出てきたため、これまでに必要な改正が行われてきました。

平成 22 年 4 月の改正では、一定の規模（3,000m²）以上の土地の形質変更を行う際の都道府県知事（政令で定める市においては市長。以下同じ。）への届出が義務づけられ、平成 31 年 4 月の改正では、土壌汚染状況調査の実施を猶予されている土地等において、一定の規模（900 m²）以上の土地の形質変更を行う際にも都道府県知事への届出が義務づけられました。

都道府県知事は、届出のあった土地が特定有害物質に汚染されているおそれがあると判断したときは、当該土地の所有者等に対して、土壌汚染状況を調査し、その結果を報告することを命じることができます。

調査により基準値を超過する土壌汚染が判明した場合、当該土地は健康被害のおそれがあるか否かにより「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」として指定されます。区域指定された土地では、土地の所有者等に対し、人が特定有害物質を摂取しないようにするための措置や、土地の形質を変更する際の届出義務など、一定の制限を受けることになります。

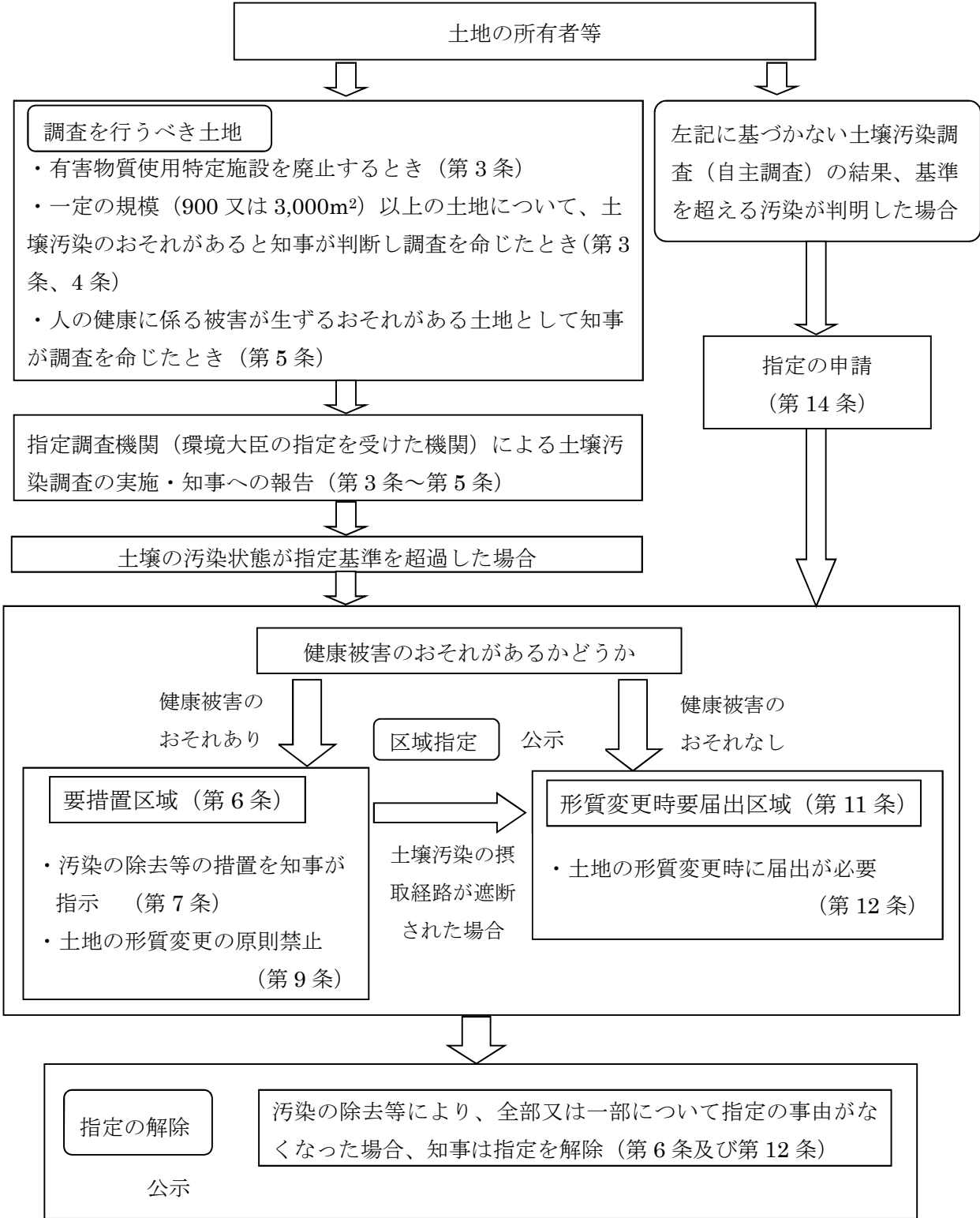
自主調査において土壌汚染が判明した場合には、土地の所有者等は都道府県知事に区域指定の申請をすることができます。都道府県知事は、申請に係る調査が適正に行われたものと認めるときは、申請のあった土地について、区域指定をすることができます。

このほか、要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合にも、都道府県知事への届出義務が生じ、汚染土壌の運搬・処理についても一定の基準が定められています。都道府県知事は、汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のために必要と認めるときは、汚染土壌の適正な運搬・処理のための必要な措置を命じることができます。

なお、汚染土壌の処理業を行うには、都道府県知事の許可が必要となります。

土 壌 汚 染 対 策 法 の 概 要

土壌汚染対策法は土壌の汚染の状況を把握し、土壌の汚染による人の健康の被害の防止に関する措置等の汚染対策を実施することにより、国民の健康の保護を図ることを目的としています。



(※) 本市の場合、知事を市長と読み替える。

②環境基準及び指定基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、土壌汚染に係る環境基準が定められています。また、区域指定の基準として、土壌溶出量基準（第二溶出量基準）と土壌含有量基準が定められています。環境基準及び指定基準は以下の表のとおりです。

[表] 土壌の環境基準

項目	環境基準
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下かつ農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下

[表] 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び指定基準

項 目		指 定 基 準		
		溶出量基準	第二溶出量基準	含有量基準
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 mg/L以下	0.02 mg/L以下	
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	3mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	0.3mg/L以下	
	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	1.5mg/L以下	250mg/kg以下
	シアン化合物	検出されないこと	1mg/L以下	50mg/kg以下 (遊離シアン)
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	0.005mg/L以下 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15mg/kg以下
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.3mg/L以下	150mg/kg以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	24mg/L以下	4,000mg/kg 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L以下	30mg/L以下	4,000mg/kg 以下
(農薬等／農薬+PCB) 第三種特定有害物質	シマジン	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下	
	チウラム	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	0.003mg/L以下	
	有機燐化合物	検出されないこと	1mg/L以下	

③市内の指定区域

令和元年度末現在、小八木町、宮原町、綿貫町、新町、島野町及び西横手町の一部が形質変更時
要届出区域に指定されています。

3 騒音・振動

①特定施設の規制

工場・事業場等の事業活動によって発生する騒音や振動は、住民の日々の生活において身近な問題であり、騒音や振動の相談件数に占める割合も高く、生活環境に与える影響も大きいものです。

このような問題に対応するために、騒音規制法、振動規制法及び群馬県的生活環境を保全する条例（以下「騒音規制法等」という。）において、著しく騒音や振動を発生する施設（金属加工機械、圧縮機械、木材加工機械等）を「特定施設」と定め、発生する騒音や振動の規制を行っています。

<特定施設等の届出状況>

騒音規制法等で届出が義務づけられている施設の届出状況は次ページ以後(89～90ページ)の表のとおりです。

[表] 騒音特定施設届出状況（騒音規制法・県条例騒音）（令和元年度末現在）

法令	施設番号	特 定 施 設 名		事業場数
騒音	1	金属加工機械	イ 圧延機械	2
			ロ 製管機械	5
			ハ ベンディングマシン	14
			ニ 液圧プレス	67
			ホ 機械プレス	138
			ヘ せん断機	65
			ト 鍛造機	4
			チ ワイヤフォーマーマシン	2
			リ プラスト	4
			ヌ タンブラー	9
			ル 切断機（といしを用いるものに限る。）	10
規制法	2	空気圧縮機及び送風機		391
	3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		17
	4	織機		2
	5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	13
			ロ アスファルトプラント	0
	6	穀物用製粉機		3
	7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	0
			ロ チッパー	3
			ハ 碎木機	1
			ニ 帯のご盤	19
			ホ 丸のご盤	23
ヘ かんな盤	19			
8	抄紙機		0	
9	印刷機械		38	
10	合成樹脂用射出成形機		46	
11	鋳型造形機		3	
県条例	1	コンクリートブロックマシン		6
	2	製びん機		0
	3	ダイカストマシン		8

[表] 振動特定施設届出状況（振動規制法・県条例振動）（令和元年度末現在）

法令	施設番号	特定施設名		事業場数
振動 規制 法	1	金属加工機械	イ 液圧プレス	66
			ロ 機械プレス	146
			ハ セン断機	106
			ニ 鍛造機	4
			ホ ワイヤーフォーミングマシン	0
	2	圧縮機		284
	3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		19
	4	織機		2
	5	コンクリートブロックマシン並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		9
	6	木材加工機械	イ ドラムバーカー	0
ロ チッパー			3	
7	印刷機械		23	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		2	
9	合成樹脂用射出成形機		46	
10	鋳型造形機		3	
県 条例	1	圧延機械		0
	2	送風機		208
	3	シェイクアウトマシン		2
	4	オシレイティングコンベア		3
	5	ダイカストマシン		8

<規制地域及び規制基準>

本市では、市内の一部地域を除くほぼ全域を騒音規制地域として指定しています。
指定地域の区分及び規制基準は以下のとおりです。

[表] 騒音規制法に基づく指定地域

区域の区分	区 域 名
第1種区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所及び榛名支所が所管する区域以外の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域の区域 2 東吉井団地の区域 3 神保住宅団地の区域
第2種区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域 2 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所が所管する区域以外の都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）の区域（第3種区域及び第4種区域を除く。） 3 倉渕町三ノ倉堀谷戸、同広表、同栗崎、同殿村、同中村、同八ツ長、同町西裏、同下村、同森下、同梅ノ木谷戸、同北高野谷戸、同南高野谷戸、同甲綱取、同乙綱取、同落ケ沢、同上ノ谷戸、同原ノ谷戸、同土城谷戸、同小谷戸、同石上、同田畑、同池端、同上久保、同下久保、同腰巻、同東山、同上原、同井戸山、同明神、同下原、同落合河原、同落合、同庭床、同川久保、同猿谷戸、同猿谷、同上野山、同前土風谷戸、同吉原、同藤井、同細入、同大遠見、同築地、同遠見、同蘭津及び同蛇沢の区域 4 倉渕町権田小倉、同熊久保、同甲亀沢、同乙亀沢、同丙亀沢、同丁亀沢、同戊亀沢、同乙大反、同丙大反、同甲陣田、同乙陣田、同丙陣田、同上大沢、同大島、同甲上ノ久保、同乙上ノ久保、同丙上ノ久保、同丁上ノ久保、同花輪、同鉄火、同高座、同観音山、同水有、同押平、同水出、同大番道、同甲山田、同乙山田、同甲小高、同乙小高、同関沢、同三ツ塚原及び同八幡峯の区域 5 倉渕町川浦神堀、同北大峯、同鷹ノ巣、同内手、同宮原、同桑本、同木ノ下、同榎ノ木、同梨子本、同中原、同堀之沢、同月並、同細尾、同矢陸、同赤竹、同西ケ渕、同上ノ山及び同坊峯の区域 6 倉渕町川浦高尾、同東高尾、同梨子林、同後沢、同猪毛、同唐堀、同三沢入、同富士山、同石津、同下夕村、同稲荷木、同中井戸、同中川原、同小橋、同広町、同三本木、同桑木原、同久根ノ内、同四ツ目町、同湯ケ沢、同諏訪平、同下道及び同西原の区域

区域の区分	区 域 名
<p>第 2 種区域 (続き)</p>	<p>7 倉渕町岩氷上野、同相間川、同本丸、同岩氷、同柳田、同下道久保、同下モ下道、同北原、同新屋敷、同栃ノ木、同上ミ下道、同下道平、同原谷戸及び同下田の区域</p> <p>8 倉渕町水沼上相間、同相間、同落合、同森、同大谷戸、同旭ヶ丘、同中尾、同十二平、同新井、同中郷、同沼田、同島山、同相吉及び同細尾の区域</p> <p>9 箕郷支所管内のうち第 3 種区域の項 17 に定める区域を除く区域</p> <p>10 群馬支所管内のうち第 3 種区域の項 18 に定める区域及び第 4 種区域の項 11 に定める区域を除く区域</p> <p>11 市道新町 - 2047 号線、同昭和通線、同 2043 号線、同 2041 号線、同 2035 号線、同 2031 号線、同 4029 号線、同岩倉橋下戸塚線、同 3047 号線、神流川堤防、烏川堤防及び温井川堤防に囲まれた区域</p> <p>12 県道藤岡大胡線、市道新町 - 8058 号線、同 8063 号線、同 8036 号線、同 205 号線、同 8030 号線、同 8013 号線、同 8011 号線、同 8015 号線、同インターチェンジ北口線、同岩倉橋下戸塚線、同 206 号線、同 7027 号線、同 7032 号線、同 206 号線、同 7034 号線、神流川堤防、市道新町 - 7012 号線、同 7006 号線、同 7007 号線、同 7011 号線、同 7008 号線、同岩倉橋下戸塚線、同 6019 号線、同 6012 号線、同 6005 号線、同 6007 号線及び同 6006 号線に囲まれた区域並びに新町 1308 番地 2、同番地 3、同番地 19、同番地 21 及び同番地 22 の区域</p> <p>13 榛名支所管内のうち第 3 種区域の項 23 から 25 までに定める区域を除く区域</p> <p>14 吉井支所管内のうち第 1 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域を除く区域</p>
<p>第 3 種区域</p>	<p>1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所及び榛名支所が所管する区域以外の用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域</p> <p>2 市道環状線、同 H71 号線、同 H71 号線の終点と同 H300 号線の起点とを結ぶ直線、同 H300 号線、同 H300 号線の終点と同 H316 号線の起点とを結ぶ直線、同 H316 号線、同 H316 号線の終点と同 H321 号線の起点とを結ぶ直線、同 H321 号線、同 H321 号線の終点と同 H449 号線の終点とを結ぶ直線、市道 H328 号線、同 H328 号線の起点と同 F497 号線の起点とを結ぶ直線、同 F497 号線、同 F491 号線、同大類中通り線、同 F389 号線、同 F386 号線、同 F386 号線の起点と同 F372 号線の終点とを結ぶ直線、同 F372 号線、同 F384 号線、同 F373 号線、同 F381 号線及び一貫堀川に囲まれた区域のうち市街化調整区域の区域</p> <p>3 井野川、主要地方道高崎駒形線北側 50m の線、市道 F216 号線、同 F216 号線の起点と同 F421 号線の起点とを結ぶ直線、同 F421 号線、同 F450 号線、同大類中通り線、同 F781 号線、同 F452 号線、同 F784 号線、同 F455 号線、同 F782 号線及び同 F783 号線に囲まれた区域</p> <p>4 滝川、市道 G146 号線、同 G98 号線、同 G153 号線、主要地方道前橋長瀬線、市道 G158 号線、同 G146 号線、同 G165 号線、同 G158 号線、同 G189 号線、同 G198 号線及び同滝川中通り線に囲まれた区域のうち市街化調整区域の区域</p>

区域の区分	区 域 名
第3種区域 (続き)	5 井野川以北の国道17号両側50mの範囲の区域のうち市街化調整区域の区域
	6 烏川緑地の区域
	7 烏川2号緑地の区域
	8 烏川の区域
	9 碓氷川の区域
	10 利根川の区域
	11 八幡霊園の区域
	12 阿久津水処理センターの区域
	13 浜川運動公園の区域
	14 観音山ファミリーパークの区域
	15 倉渕町三ノ倉石津、同七ツ石、同鍛冶屋、同糶屋、同窪谷戸、同潜堂、同森前、同暖井及び同町の区域
	16 倉渕町権田岩下、同滝ノ沢、同広町、同下平、同元村、同上宿、同田子塚、同権田谷戸、同関谷、同塚越、同糶谷、同長井、同堂ノ下、同中林及び同石津の区域
	17 箕郷支所管内の用途地域のうち第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び工業地域の区域
	18 群馬支所管内の用途地域のうち準工業地域の区域
	19 市道新町-201号線、同1038号線、同1016号線、同1007号線、国道17号、高崎市及び藤岡市の境界、県道藤岡大胡線、市道新町-6006号線、同6007号線、同6005号線、同6012号線、同6019号線、同岩倉橋下戸塚線、同7008号線、同7011号線、同7007号線、同7006号線、同7012号線、神流川堤防、自衛隊駐屯地界、市道新町-4029号線、同2031号線、同2035号線、同2041号線、同2043号線、同昭和通線及び同2047号線に囲まれた区域並びに新町2330番地61から同番地64までの区域
	20 市道新町-岩倉橋下戸塚線、同7032号線、同7027号線、同206号線、同7036号線、神流川堤防、市道新町-7034号線、同206号線、同7032号線、同7027号線及び同206号線に囲まれた区域
	21 市道新町-8011号線、同8013号線、同8030号線、同205号線、同8033号線、同岩倉橋下戸塚線、同8024号線及び同8014号線に囲まれた区域
	22 県道藤岡大胡線、高崎市及び藤岡市の境界、市道新町-8071号線、同8069号線、同8053号線、同8063号線及び同8058号線に囲まれた区域
	23 下室田町字高権、同清水、同町及び同下村の区域
	24 上里見町字天水、同上河原、同河岸、同町通及び同田中の区域
	25 中里見町、下里見町、上大島町、本郷町、高浜町及び神戸町の区域
	26 吉井町馬庭字上川原、同間々下、同上西久保及び同浜屋敷の区域

区域の区分	区 域 名
第4種区域	<p>1 倉渕支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所及び榛名支所が所管する区域以外の用途地域のうち工業地域及び工業専用地域の区域</p> <p>2 行力工業団地の区域</p> <p>3 浜川工業団地の区域</p> <p>4 群南工業団地の区域</p> <p>5 八幡原工業団地の区域</p> <p>6 八幡原第二工業団地の区域</p> <p>7 宿大類工業団地の区域（用途地域を除く。）</p> <p>8 阿久津工業団地の区域</p> <p>9 市道 F415 号線、一貫堀川、一貫堀放水路、市道 F398 号線、同大類中通り線、同江木元島名線、同 F790 号線、同 F789 号線、同 F787 号線、同 F788 号線、同 F786 号線、同 F784 号線、同 F452 号線、同 F781 号線、同大類中通り線及び同 F450 号線に囲まれた区域</p> <p>10 市道 H818 号線、同 H849 号線、同 H844 号線、同 H846 号線、同 H845 号線、同 H926 号線、同 H734 号線及び同 H939 号線に囲まれた区域のうち市街化調整区域の区域</p> <p>11 群馬支所管内の用途地域のうち工業地域</p> <p>12 県道中島新町線、高崎市及び藤岡市の境界、国道 17 号、市道新町 - 1007 号線、同 1016 号線、同 1038 号線及び同 201 号線に囲まれた区域のうち新町 2330 番地 61 から同番地 64 までを除く区域</p> <p>13 市道新町 - インターチェンジ北口線、同 8015 号線、同 8014 号線、同 8024 号線、同岩倉橋下戸塚線、同 8033 号線、同 205 号線、同 8036 号線、同 8053 号線、同 8069 号線、同 8071 号線、高崎市及び藤岡市の境界、神流川堤防、市道新町 - 7036 号線、同 206 号線、同 7027 号線、同 7032 号線及び同岩倉橋下戸塚線に囲まれた区域のうち新町 1308 番地 2、同番地 3、同番地 19、同番地 21 及び同番地 22 を除く区域</p> <p>14 池工業団地の区域</p> <p>15 多比良工業団地の区域</p> <p>16 岩井工業団地の区域</p> <p>17 吉井町坂口のうち字原 102 番地、同向平 109 番地から 119 番地まで、141 番地から 143 番地まで、152 番地、159 番地から 160 番地まで及び同上川原 995 番地から 997 番地までの区域</p>

[表] 振動規制法に基づく指定地域

区域の区分	区 域 名
第1種区域	騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域
第2種区域	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

[表] 特定工場等騒音規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
第 1 種区域	45dB	40dB	40dB
第 2 種区域	55dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	65dB	55dB

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分に応じて定める値（第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域に係るものに限る。）からそれぞれ 5dB を減じた値とする。

(※) 昼間とは、午前 8 時から午後 6 時までとし、朝とは、午前 6 時から午前 8 時までとし、夕とは、午後 6 時から午後 9 時までとし、夜間とは、午後 9 時から翌日の午前 6 時までとする。

[表] 特定工場等振動規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65dB	55dB
第 2 種区域	70dB	65dB

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 m の区域内における当該基準は、時間の区分及び区域の区分に応じて定める値からそれぞれ 5dB を減じた値とする。

(※) 昼間とは、午前 8 時から午後 7 時までとし、夜間とは、午後 7 時から翌日の午前 8 時までとする。

<立入検査の状況>

届出の内容や法令の遵守状況を確認する必要がある場合に、その都度立入を実施しています。その他、特定工場等に起因する騒音・振動の相談が申し立てられた場合にも立入を実施し、状況に応じて敷地境界の騒音・振動測定を行っています。令和元年度の立入検査件数は18件でした。

[表] 令和元年度 特定工場等立入検査結果

業種	事業場数
窯業・土石製品製造業	1
総合工事業	2
市町村機関	1
洗濯・理容・美容・浴場業	1
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1
飲食・たばこ・飼料製造業	1
食料品製造業	1
木材・木製品製造業	1
機械等修理業	1
金属製品製造業	4
自動車整備業	1
化学工業	1
鉄鋼業	1
廃棄物処理業	1
合 計	18

②特定建設作業

重機等を使用する作業は、作業時に大きな騒音や振動を発生させ、近隣の生活環境に大きな影響を与えます。このような作業は、騒音規制法等において「特定建設作業」として規定されています。

特定建設作業を実施する際には、法令に基づく事前の届出と規制基準の遵守が義務づけられています。

<特定建設作業の届出状況>

法令により定められている特定建設作業の種類及び令和元年度の届出状況は次表のとおりです。

[表] 特定建設作業届出状況（令和元年度）

法令	作業の種類	件数
騒音 規制法	・さく岩機を使用する作業	19
	・くい打ちくい抜き機を使用する作業 ・びょう打ち機を使用する作業 ・空気圧縮機を使用する作業 ・バックホウ等を使用する作業 ・コンクリートプラントまたはアスファルトを使用する作業 等	5
振動 規制法	・ブレーカーを使用する作業	15
	・くい打ちくい抜き機を使用する作業 ・鋼球を使用する作業 ・舗装版破碎機を使用する作業 等	6
県条例	・空気圧縮機を使用する作業	5
合 計		50

<規制基準>

[表] 特定建設作業の規制基準

特定建設 作業の場 所の敷地 境界にお ける基準	夜間作業		1日の作業時間		作業時間	日曜日その他の 休日の作業
	第1～3種 区域	左記以外 の区域	第1～3種 区域	左記以外 の区域		
騒音 85dB	午後7時から午前7時 までは行わ ないこと	午後10時 から午前 6時まで は行わな いこと	10時間を越 えて行わな いこと	14時間を 越えて行 わないこ と	連続して 6日を越 えて行わ ないこと	行わないこと
振動 75dB						
	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間作業を行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。		災害時により緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。	災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

(※) 第4種区域のうち学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の入院施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概80mの区域内

③飲食店営業等騒音規制基準

深夜営業を営む飲食店等から発生する騒音は、周辺住民の睡眠を妨げる原因となり、健康及び生活環境を著しく損なわせる等の問題を引き起こす可能性があります。

このような問題に対応するために、高崎市公害防止条例及び群馬県的生活環境を保全する条例において、深夜の飲食店営業等における騒音の規制基準を定め、また、カラオケ等の音響機器の使用制限を規定しています。

<規制基準及び音響機器の使用制限>

高崎市公害防止条例及び群馬県的生活環境を保全する条例で規定されている飲食店営業等の規制基準及び音響機器の使用制限の詳細については、以下の表のとおりです。

[表] 飲食店営業等騒音規制基準

区域の区分	許容限度 (午後10時から翌午前6時まで)	対 象 営 業
第1種区域	40db	・飲食店営業 ・喫茶店営業
第2種区域	45db	・ボーリング場営業 ・ゴルフ練習場営業
第3種区域	50db	・テニス練習場営業 ・バッティング練習場営業
第4種区域	55db	・ガソリンスタンド営業 ・液化石油ガススタンド営業 ・スイミングプール営業

[表] 音響機器の使用制限

制限の内容	音響機器	対象営業
午後11時から翌日の午前6時まで使用禁止。ただし、外に漏れない場合はこの限りではない。	カラオケ装置 拡声装置 楽器 ステレオセットその他の音声機器 録音・再生装置（カラオケ装置を除く） 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る）	飲食店営業

4 化学物質

①特定施設、特定事業場の規制

ダイオキシン類対策特別措置法では、大気の汚染または公共用水域の水質汚濁の防止のため、ダイオキシン類を大気に排出、またはこれを含む汚水もしくは廃液を排出する施設については、種類及び構造に応じて排出基準が定められています。

ダイオキシン類対策特別措置法の事務は都道府県知事の権限とされていますが、政令で指定する市の長に事務の一部を委任することができ、本市もこの指定を受け、平成23年4月1日から工場・事業場に係る事務を行っています。

<特定建設の届出状況>

ダイオキシン類対策特別措置法で届出を義務づけられている施設の届出状況は、以下のとおりです。

[表] ダイオキシン類特定施設届出状況（令和元年度末現在）

[大気基準適用施設]

施行令別表第一の 項番号	施設種類	燃焼能力	施設数	
			新設施設	既設施設
5	廃棄物焼却炉	4t/h 以上	0	3
		2t/h 以上～4t/h 未満	1	1
		2t/h 未満	8	7
合 計			20	

(※) 新設施設：法施行後（平成12年1月15日以降）に設置された施設

既設施設：法施行前に設置された施設

[水質基準適用施設]

施行令別表第二の 項番号	施設種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	2
15-イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	3
18	下水道終末処理施設	1
合 計		6

<立入検査の状況>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を設置している工場・事業場に対して、次ページのとおり立入検査を実施しました。

[表] 立入検査を実施した工場・事業場数及び施設数（令和元年度）

法対象区分	工場・事業場数	施設数
大気基準適用施設	3	6
水質基準適用施設	2	2

<自主測定結果の報告>

ダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設を設置している事業者は、毎年1回以上、排出ガスまたは排水について、ダイオキシン類による汚染状況の測定を行い、その結果を報告しなければなりません。

令和元年度は、14件の報告を受け付けましたが、排出基準に適合しない施設・事業場はありませんでした。

[表] 自主測定結果の報告値及び排出基準

[大気基準適用施設]

(単位:ng-TEQ/m³)

施設種類	燃焼能力	新設施設		既設施設	
		報告値	排出基準	報告値	排出基準
廃棄物焼却炉	4t/h 以上	—	0.1 以下	0.0015 ~0.0023	1 以下
	2t/h 以上~4t/h 未満	0.00058	1 以下	0.017	5 以下
	2t/h 未満	0.0022 ~1.3	5 以下	0.000026 ~0.87	10 以下

(※) 新設施設：法施行後に設置された施設 既設施設：法施行前に設置された施設

なお、既設施設で、大気汚染防止法において指定物質抑制基準が既に適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用

[水質基準対象施設]

(単位:pg-TEQ/L)

施設種類	報告値	排出基準
廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	0.028	10 以下
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	0.00063	
下水道終末処理施設	0.00027	

②PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）

PRTR とは、Pollutant Release and Transfer Register の略称で、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度です。

対象となる化学物質は、有害性についての国際的な評価や物質の生産量などを踏まえ、環境中に広く存在すると認められる物質として 462 物質（第一種指定化学物質）が指定されています。届出要件を満たす事業者は、前年度における第一種指定化学物質の排出量・移動量を届け出なければなりません。

PRTR 制度に関する事務は、特定指定物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づき都道府県知事の権限とされていますが、群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき、指定する市の長に事務の一部を委任することができ、本市はこの指定を受け、平成 23 年 4 月 1 日から事務を行っています。

<排出先・移動先>

平成 30 年度に市内の事業者が取り扱った指定化学物質の排出先・移動先は、主に廃棄物としての移動であり、次いで大気への排出でした。また、市内の排出量・移動量は県内の約 9.8% を占めています。（表 1、図 1 参照）

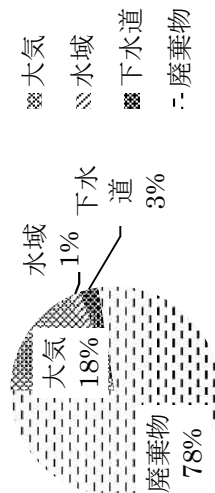
<排出量・移動量の合計が多い業種>

排出量・移動量の合計が多い業者は、化学工業、金属製品製造業となっています。化学工業は、化学的処理を主な製造過程で行う業種、金属製品製造業は、各種金属製品を製造する業種です。

また、届け出された 115 事業所のうち約半数の 61 事業所が燃料小売業となっています。燃料小売業は、自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び LPG を小売りする業種です。（表 2 参照）

[表1] 事業所外への排出量・移動量 (排出・移動年度：平成30年度)

自治体名	届出数	排出量 (kg)					移動量 (kg)			排出量・移動量	
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	合計 (kg)	
高崎市	115	180,949	14,374	0	0	195,323	28,953	773,230	802,182	997,505	
群馬県	771	4,061,226	58,789	0	0	4,120,016	30,207	6,008,632	6,038,839	10,158,855	
割合 (%) (高崎市/群馬県)	15	4.5	24	-	-	4.7	96	13	13	9.8	



[図1] 高崎市における排出量・移動量の割合

[表2] 排出量・移動量の合計が多い上位10業種 (排出・移動年度：平成30年度)

業種名	排出量 (kg)					移動量 (kg)				排出量・移動量	
	大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	合計 (kg)		
化学工業	3,994	304	0	0	4,298	28,362	618,281	646,643	650,941		
金属製品製造業	5,765	330	0	0	6,095	0	101,355	101,355	107,450		
倉庫業	72,182	0	0	0	72,182	0	0	0	72,182		
電気機械器具製造業	12,863	12,676	0	0	25,540	1	23,721	23,722	49,261		
一般機械器具製造業	34,046	0	0	0	34,046	590	6,858	7,448	41,494		
鉄鋼業	14,121	58	0	0	14,179	0	5,770	5,770	19,949		
輸送用機械器具製造業	13,000	0	0	0	13,000	0	0	0	13,000		
燃料小売業	10,633	0	0	0	10,633	0	0	0	10,633		
石油卸売業	10,118	0	0	0	10,118	0	0	0	10,118		
医薬品製造業	25	0	0	0	25	0	8,209	8,209	8,234		

5 その他項目（公害相談・あき地の環境管理）

（1）公害相談

公害相談の処理については、環境政策課が主体となり、関係機関等と連携、協力して解決に努めています。

しかしながら、近年においては商工農業地域と住宅地との混在化や、近隣住民関係の希薄化等が問題の解決を困難なものにしています。

令和元年度の公害相談の新規受付件数は 65 件でした（一過性等の軽微な相談については計上していません）。

[表] 公害相談受付状況（平成 27～令和元年度）（単位：件）

種類 \ 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
大気汚染	0	1	14	7	11
水質汚濁	0	0	1	9	1
騒音	5	3	35	34	27
振動	0	0	3	2	3
悪臭	3	1	13	11	10
廃棄物投棄	2	10	7	8	13
その他	1	3	2	2	0
合 計	11	18	75	73	65

[表] 令和元年度 発生源別相談件数（単位：件）

種類 \ 発生源	農業	建設業	製造業	熱供給・水道業	電気・ガス・	運輸業	卸売・小売業	医療・福祉	飲食店・宿泊業	教育・学習支援業	複合サービス業	サービス業	家庭生活	その他	不明	合 計
大気汚染	0	6	3	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	11
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
騒音	0	10	2	0	0	2	3	4	0	0	0	4	0	2	0	27
振動	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
悪臭	0	0	4	0	1	0	0	1	0	0	0	3	0	0	1	10
廃棄物投棄	0	0	0	0	0	2	1	2	0	0	0	1	6	0	1	13
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	18	9	0	1	5	4	7	0	4	6	6	6	2	3	65

[表] 令和元年度 公害相談解決状況

(単位：件)

	相談件数	解決件数
平成 30 年度以前からの継続相談	11	11
令和元年度受付相談	65	65
合 計	76	76

(2) あき地の環境管理

あき地の環境管理は、土地の所有者又は管理者の努めであり、管理不善な状況が継続した場合、周辺地域の住民に大変な迷惑をかけることとなります。

そのようなあき地に対しては、「高崎市あき地の環境管理に関する条例」に基づいて指導しています。

[表] あき地の管理指導状況（平成 27～令和元年度）

	除草指導したあき地		指導後改善されたあき地	
	筆数	面積 (m ²)	筆数	面積 (m ²)
平成 27 年度	349	118,804	218	72,219
平成 28 年度	328	136,875	247	105,467
平成 29 年度	333	121,328	220	80,689
平成 30 年度	391	175,120	274	127,834
令和元年度	274	112,114	124	48,857

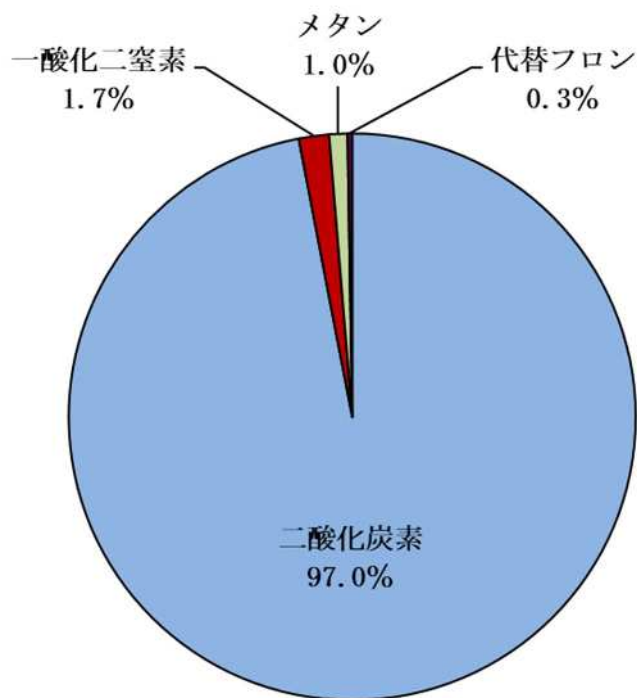
第3節 地球温暖化対策

1 温室効果ガス排出量の算定

<市域における温室効果ガス排出量の算定>

本市では、グリーン・クリーンたかさきアクションプラン（高崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））に基づき、高崎市域から排出される温室効果ガスの総排出量を平成15年度比で、中期目標年次の令和2（2020）年度に23%、長期目標年次の令和32（2050）年度に70～75%削減を目指しています。

市域における温室効果ガス排出量の内訳は、以下のとおりです。



[図] 高崎市の温室効果ガス排出量の内訳（平成29年度）

市域における温室効果ガス排出量の推移は、次ページに示した、年度別温室効果ガス排出量の推移のとおりです。

[表] 年度別温室効果ガス排出量の推移(平成 26~29 年度)【※新算出方法】 (単位:t-CO₂)

	【基準年度】 平成 15 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
二酸化炭素 (CO ₂) 部門別計	2,685,537	2,577,891	2,506,527	2,483,233	2,451,745
製造業	813,853	481,383	455,692	472,007	487,314
建設・鉱業	54,362	36,222	38,719	38,384	39,063
農業	22,701	2,521	2,259	2,441	2,221
民生業務	548,395	696,797	686,994	667,152	631,681
民生家庭	465,317	589,334	550,818	546,128	526,733
自動車	705,362	706,443	705,255	692,726	690,884
鉄道	19,265	27,935	27,360	26,521	25,584
廃棄物	56,282	37,256	39,430	37,875	48,265
その他の温室効果ガス計	76,552	70,832	76,675	76,467	76,558
メタン (CH ₄)	25,017	25,699	26,522	26,371	26,313
一酸化二窒素 (N ₂ O)	44,945	38,543	43,563	43,506	43,655
代替フロン 3 物質	6,590	6,590	6,590	6,590	6,590
温室効果ガス 総計	2,762,089	2,648,723	2,583,202	2,559,700	2,528,303

(※) 市内の温室効果ガス排出量について、算定の際に用いる国及び群馬県等の統計データなどが 2~3 年程度遅れて公表されるため、最新の市内の温室効果ガス排出量は、平成 29 年度の実績となります。

(※) 平成 28 年度から電力の小売全面自由化に伴い、市内の電力使用量の把握が困難となったことから、新算出方法では「都道府県別エネルギー消費統計」等を基に、過去に遡って算出し直しています。

(※) 端数処理のため、一部合計が合致しない箇所があります。

(※) 基準年度のメタン・一酸化二窒素・代替フロン 3 物質の排出量については、平成 20 年度の値を使用しています。

(※) 代替フロン 3 物質の排出量の推計については、環境省のマニュアルでは「都道府県レベルでは活動量の把握が困難な場合が多い」とされています。推計方法についても具体的な手順等は記載されていないので、最も確からしいデータとして環境自治体会議による推計値(2003)を用い、この値(CO₂換算で 6,590t)を各年度に採用しています。

[表] 年度別温室効果ガス排出量の推移（平成 26~27 年度）【※旧算出方法】（単位：t-CO₂）

	【基準年度】 平成 15 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
二酸化炭素（CO ₂ ）部門別計	2,685,537	2,808,977	2,764,058
製造業	813,853	933,065	908,609
建設・鉱業	54,362	47,326	52,566
農業	22,701	1,975	2,032
民生業務	548,395	609,520	620,814
民生家庭	465,317	478,370	434,421
自動車	705,362	681,970	686,833
鉄道	19,265	19,496	19,355
廃棄物	56,282	37,256	39,430
その他の温室効果ガス計	76,552	75,550	79,200
メタン（CH ₄ ）	25,017	26,466	23,056
一酸化二窒素（N ₂ O）	44,945	42,494	49,554
代替フロン 3 物質	6,590	6,590	6,590
温室効果ガス 総計	2,762,089	2,884,527	2,843,258

- (※) 平成 28 年度から電力の小売全面自由化に伴い、市内の電力使用量の把握が困難となったことから、新算出方法では「都道府県別エネルギー消費統計」等を基に、過去に遡って算出し直しました。旧算出方法は東京電力㈱からの電力使用量に関するデータ等を基にしています。
- (※) 端数処理のため、一部合計が合致しない箇所があります。
- (※) 基準年度のメタン・一酸化二窒素・代替フロン 3 物質の排出量については、平成 20 年度の値を使用しています。
- (※) 代替フロン 3 物質の排出量の推計については、環境省のマニュアルでは「都道府県レベルでは活動量の把握が困難な場合が多い」とされています。推計方法についても具体的な手順等は記載されていないので、最も確からしいデータとして環境自治体会議による推計値（2003）を用い、この値（CO₂換算で 6,590t）を各年度に採用しています。

<市の事務事業による温室効果ガス排出量の算定>

本市では、高崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、節電の推進や自動車の効率的な使用、ごみの発生抑制など職員ができる現実的な取り組みを着実に実施していくことで温室効果ガスの排出量を抑制し、地球温暖化防止につなげることを目指しています。

直近 5 年間の排出量は、以下に示した年度別温室効果ガス排出量の推移のとおりです。

[表] 年度別温室効果ガス排出量の推移 (単位：t-CO₂)

温室効果ガスの種類 (排出につながる活動)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
① 高浜及び吉井クリーンセンターの一般廃棄物焼却による二酸化炭素排出量	39,430	37,875	48,265	40,779	36,835
② 上記の二酸化炭素排出量を除く、高崎市役所が排出する温室効果ガスすべて	52,658	48,625	52,416	52,801	52,482
合 計	92,088	86,500	100,681	93,580	89,317

(※) 一般廃棄物焼却による二酸化炭素排出量は、総量に占める割合や年度ごとの変動が大きいため、その推移を別に示す必要があることから、①の二酸化炭素排出量には、一般廃棄物焼却によるメタンや一酸化二窒素を含めず、②の温室効果ガスに含めています。

2 太陽光発電設備の導入

＜公共施設における太陽光発電設備の主な導入状況＞

本市では、温室効果ガス排出量の積極的な削減を目指して、市有施設の新築や改築の際に、自家消費型の太陽光発電設備を導入しています。

現在の導入状況は以下のとおりです。

[表] 公共施設における太陽光発電設備の主な導入状況

施設名	出力 (kW)	導入開始年	付帯設備
倉渕中学校	10	平成 17 年	
高崎市総合保健センター	30	平成 23 年	
吉井支所	30	平成 23 年	
高崎市市民活動センター	15	平成 23 年	
佐野中学校	20	平成 24 年	
東部公民館	10	平成 25 年	
塚沢小学校	10	平成 25 年	
東部小学校	10	平成 26 年	
吉井福祉センター	30	平成 26 年	蓄電池 30kWh
中央小学校	20	平成 27 年	蓄電池 30kWh
新町第一小学校	20	平成 27 年	蓄電池 30kWh
箕郷文化会館	10	平成 27 年	
第一中学校	10	平成 28 年	
高崎市斎場	45	平成 28 年	
中室田小学校	10	平成 28 年	
並榎中学校	10	平成 29 年	
高崎アリーナ	50	平成 29 年	
高南中学校	20	平成 30 年	
箕輪小学校	20	平成 30 年	
高崎芸術劇場	30	令和元年	

(※) 10kW 以上の設備を記載

第4節 廃棄物処理関係

1 ごみ・資源物の収集運搬体制

昭和 62 年度から民間業者への収集の委託化を計画的に実施し、現在では高崎地域の燃やせるごみの集積所数の約 5%（平成 31 年 4 月 1 日現在）を直営で収集し、そのほかの燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物については民間委託による収集を行っています。

(1) 指定袋制度

平成 10 年 4 月から中身の確認できる透明・半透明の袋をごみの排出袋に指定しています。ごみ排出者の責任と自覚を促し、排出マナーを向上させ、分別がより一層徹底されることで、資源物の増加やごみの減量が図られました。また収集及び処理作業の安全性も確保されました。

なお、指定袋は無地の透明又は白色系の半透明の袋とし、サイズは 20L・30L・45L で、材質は非塩ビ系のもので形態は U 字袋か角袋としています。

(2) 燃やせるごみ・燃やせないごみ

燃やせるごみは月・木曜日と火・金曜日の週 2 回収集、燃やせないごみは、小学校区を原則とした地区割により、月 2 回（倉渕地域のみ月 1 回）収集しています。

なお、ごみステーションの数は全市で燃やせるごみ約 7,403 箇所、燃やせないごみ約 2,743 箇所（令和元年度末現在）となっています。ごみステーションの新設、変更及び廃止については各町内の環境保健委員が市に申請する方式をとっています。

(3) 粗大ごみ

大型家庭ごみについては、受益者負担の原則から平成 10 年 4 月より戸別有料収集を実施しています。収集は委託業者が行い、平成 14 年度から受付業務も委託化しています。合併後、平成 20 年度には収集地域を全市域に拡大しました。

粗大ごみは 1 辺の長さが 60cm 以上（概ね 180cm 以下）、もしくは重さが 10kg 以上のもので収集には 1 点について 510 円（令和元年 10 月 1 日から 520 円）の手数料（粗大ごみ処理券を購入する）が必要です。

粗大ごみの中で、まだ使用できるものや、簡易な修繕により使用できるものは、高崎市リユースセンターで公開し、希望者に抽選でお渡ししています。

[表] 粗大ごみ処理券販売実績及び収集品数（平成 27～令和元年度）

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
収集品数	17,748	19,211	19,319	18,795	19,337
販売枚数	18,783	20,273	20,749	20,158	21,013
売上金額（円）	9,579,330	10,339,230	10,581,990	10,280,580	10,819,010

(4) 臨時ごみ

引越し等により一時的に排出される多量ごみは、市民からの依頼により市が有料で戸別収集を行っています。

また、犬・猫等動物の死体は、飼い主からの依頼により市が有料で収集しています。飼い主不明の場合は、平日は直営あるいは燃やせるごみの収集委託業者が収集し、休日は委託業者が収集しています。

[表] 有料戸別収集料金表（令和元年度）

区 分		金 額	
使用車両	最大積載量 0.5t のもの	1 台 1 回につき	3,300 円
	〃 1.0t のもの	〃	6,600 円
	〃 2.0t のもの	〃	11,800 円
犬猫等の死体		1 頭につき	1,040 円

[表] 臨時ごみ収集件数（平成 27～令和元年度）

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度
引越しごみ等（件）		108	95	117	239	383
引越しごみ等総重量		131	137	158	377	641
犬猫等の死体	飼主有	253	194	202	188	180
	飼主不明	2,203	1,938	1,954	2,009	1,673
	合計	2,456	2,132	2,156	2,197	1,853

2 廃棄物処理施設

(1) 高浜クリーンセンター

①ごみ処理施設

ごみ処理については、昭和 41 年に高崎市和田多中町に処理能力 300t/日の連続焼却炉を建設し処理にあたってきましたが、増大するごみ量と設備の老朽化により処理が難しくなったことから、当時の榛名町大字高浜に焼却施設を昭和 60 年に、粗大ごみ処理施設を昭和 62 年にそれぞれ着工し、昭和 63 年 11 月に施設が完成しました。



[表] 施設概要 (高浜クリーンセンター：ごみ処理施設)

所在地	高崎市高浜町 248 番地 1
処理能力	(ごみ焼却能力) 450t/日 (150t×3 炉) (不燃・粗大ごみ処理能力) 55t/5 時間
処理料金	1kg につき 15 円+消費税相当額 (100kg まで無料。100kg を超えると総量に対して手数料がかかります。)

②リサイクルセンター

ごみの排出量は、住民の生活様式の変化に伴って年々増加の一途をたどっています。また、地球環境の保全と限りある資源の有効利用を図る目的で容器包装リサイクル法なども施行されたこともあり、増加するごみを分別処理することによりごみを減量し、合わせて従来の焼却施設、粗大ごみ処理施設の負荷軽減ならびに埋立処分場の延命のために、平成 8、9 年度に資源化施設として高浜クリーンセンター内にリサイクルセンターを建設しました。

[表] 施設概要 (高浜クリーンセンター：リサイクルセンター)

所在地	高崎市高浜町 248 番地 1
処理能力	68.5t/5 時間 【内訳】(空き缶処理) 14t/5 時間、(空き瓶処理) 16t/5 時間 (古紙類圧縮梱包処理) 37t/5 時間、(ペットボトル圧縮処理) 1.5t/5 時間
処理料金	1kg に付き 15 円+消費税相当額 (100kg まで無料。100kg を超えると総量に対して手数料がかかります。)

(2) 城南クリーンセンター（し尿処理施設）

昭和44年12月から総合衛生センター科学工場において、し尿処理の業務を開始しました。しかし、生活環境の変化に伴い水洗化が進み、浄化槽汚泥量が増加したこと、また、施設全体の老朽化により、し尿処理が難しくなってきました。

そこで、平成2年7月より3か年かけて、旧清掃工場跡地に科学的知見による環境の保全や処理負荷の削減を基本方針として、城南クリーンセンターを建設しました。



[表] 施設概要（城南クリーンセンター）

所在地	高崎市和田多中町 610 番地
処理能力	174kL/日 (し尿) 46kL/日、(浄化槽汚泥) 128kL/日
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理

(3) エコパーク榛名（一般廃棄物榛名最終処分場）

エコパーク榛名は、本市の一般廃棄物最終処分場で、高浜クリーンセンター等の焼却残渣、不燃残渣、資源物残渣及びし尿汚泥残渣を埋立る施設として平成13年4月に供用開始しました。平成24年3月には第二期の拡張工事も完了し、同年4月から供用開始しています。焼却残渣等を安心・安全かつ清潔に処理し、周辺環境の保全に配慮した施設です。

[表] 施設概要（エコパーク榛名）

所在地		高崎市上室田町 1850 番地
①埋立処分地	埋立面積	37,500m ²
	埋立容量	438,000m ³
	埋立方法	サンドイッチ+セル工法
②浸出水処理施設	処理能力	80m ³ /日
	処理方式	カルシウム除去+接触ばっ気(硝化・脱窒)+凝集膜ろ過+活性炭吸着+膜処理(脱塩)+消毒+放流
	処理水質	pH6.5~8.5、BOD10mg/L、COD10mg/L、SS10mg/L、T-N10mg/L、Ca ²⁺ 100mg/L、Cl ⁻ 500mg/L、大腸菌群数 3,000 個/cm ³ その他排水基準値以下

[表] 埋立実績 (平成 27～令和元年度)

(単位 : m³)

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R 元年度
埋立量	14,185	14,005	13,398	13,049	13,317
焼却残渣	12,282	11,696	12,282	11,352	11,590
不燃・資源物残渣	1,603	1,579	1,603	1,584	1,624
し尿汚泥残渣	120	123	120	113	104
埋立残余量	181,716	167,711	154,313	141,264	127,947

(※) 搬入量は重量で計測しているが、残余量積算のため焼却残渣及びし尿汚泥残渣は重量に 0.85 を、不燃残渣及び資源物残渣は重量に 0.85 を乗じて埋立量を算出しています。

(4) 一般廃棄物最終処分場

昭和 50 年からセル方式で埋め立てを開始し、平成 13 年 4 月の一般廃棄物最終処分場エコパーク榛名の稼動まで高浜クリーンセンターから出る焼却灰及び不燃残渣などを埋め立てていました。

現在は、一般家庭から直接搬入される石、コンクリート、タイル、素焼きの植木鉢等の埋め立てのみを行っています。処理料金は 1kg に付き 12 円＋消費税相当額 (40kg まで無料、40kg を超えると総量に対して手数料がかかります) です。

[表] 施設概要 (一般廃棄物最終処分場)

所在地		高崎市吉井町上奥平 2109 番地
①埋立処分地	埋立面積	100,000m ²
	埋立容量	940,000m ³
②浸出水処理施設	処理能力	130m ³ /日
	処理方式	

[表] 埋立面積及び容量

工 区	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	備 考
第 1 工区	22,460	217,000	埋 立 完 了
第 2 工区	8,540	62,000	〃
第 3 工区	20,000	146,000	〃
第 4 工区	49,000	515,000	埋 立 中
合計	100,000	940,000	

(※) 最終処分場全体を見直し延命を図るため、第2次整備計画を実施し昭和60、61年に第4工区を造成するとともに新たな浸出水処理施設を整備しました。平成9年度には遮水工事を行い、平成11年度には浸出水処理調整槽(800m³)の築造を実施しました。平成12年度に測量調査を実施したところ、計画より約60,000m³の余裕があることが確認されたため、埋立容量を940,000m³に変更し埋立終了期間を平成16年3月まで延長しました。平成13年度以降は高浜クリーンセンターからの搬入がなくなり埋立量が大幅に減少したため、終了期間を搬入量の推移を見ながら5年ごとに期間の延長を実施し、現在は令和6(2024)年3月までとしています。

浸出水処理施設では前段で生物処理を行い、凝集沈殿、砂ろ過及び活性炭処理の4段階で処理した後、滅菌して放流しています。

[表] 埋立実績(平成27～令和元年度)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
埋立量(m ³)	2,237	1,424	1,167	1,018	1,146
(覆土量(m ³))	(373)	(237)	(194)	(170)	(132)
残余量(m ³)	39,696	38,658	38,089	36,452	35,826

(5) 新町クリーンステーション

本施設は、平成14年から休止されていた新町清掃センターを解体した跡地に、自己搬入による一般廃棄物の受入及び高浜クリーンセンターへの収集運搬効率を考慮した、一時積替保管施設として平成25年3月に竣工しました。

[表] 施設概要(新町クリーンステーション)

所在地	高崎市新町893番地1
機能	自己搬入ごみ及び収集ごみの一時積替保管、事務所
延床面積	鉄骨造平屋建 652m ²

(6) 吉井クリーンセンター

本施設は、ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設として平成4年より処理にあたっています。また、ごみの焼却により発生するダイオキシン対策として、平成14年度にごみ焼却炉の改修工事を行いました。



[表] 施設概要(吉井クリーンセンター)

所在地	高崎市吉井町多比良4374
処理能力	(ごみ焼却能力) 30t/日(15t/8時間×2炉) (不燃・粗大ごみ処理能力) 6t/5時間
処理料金	1kgにつき15円+消費税相当額 (100kgまで無料。100kgを超えると最初の1kgから有料)

3 し尿処理（浄化槽・汲取りによる）

浄化槽は、し尿と生活排水の処理の過程で汚泥が発生しますが、浄化槽清掃（汚泥の引き抜き）は、市で許可した業者により実施しています。し尿の汲取りは、市で許可した業者が地域を定めて実施し、浄化槽の汚泥及びし尿は、吉井を除く地域は城南クリーンセンター、吉井地域は岡之郷クリーンセンターで処理しています。

（1）浄化槽関係

浄化槽は法律により保守点検、法定検査（浄化槽法に基づく検査）及び清掃が義務づけられています。

このうち浄化槽の保守点検は、浄化槽が正しく機能しているか点検し、装置の調整や清掃時期の判定、消毒液の補充等を行うもので、定期的な実施が義務づけられています。

保守点検は浄化槽法に基づき、市の登録を受けた業者が行い、市では公害（悪臭・水質汚濁等）のない完全な維持管理が実施されるよう指導に努めています。

また、清掃は、年1回以上実施することが義務づけられています。

[表] 浄化槽処理人口等及び汚泥処理量（平成27～元年度）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
世帯数	34,391	33,782	33,417	33,262	32,357
人口	104,817	103,182	102,857	102,216	101,113
処理量 (kL)	53,429.8	54,346.9	52,128.9	53,171.6	52,637.0

（2）汲取り関係

[表] 汲取り処理人口等及び処理量（平成27～元年度）

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
世帯数	4,016	3,754	3,439	3,113	3,008
人口	9,670	8,861	7,947	7,197	6,815
処理量 (kL)	4,562.9 (4,340.4)	4,238.4 (4,030.8)	3,737.9 (3,568.1)	3,587.0 (3,401.6)	3,379.7 (3,211.2)

(※) 括弧内は城南クリーンセンターの実績であり、岡之郷クリーンセンターでの処理実績を含まない。

[表] 汲取り料金表（令和元年度）

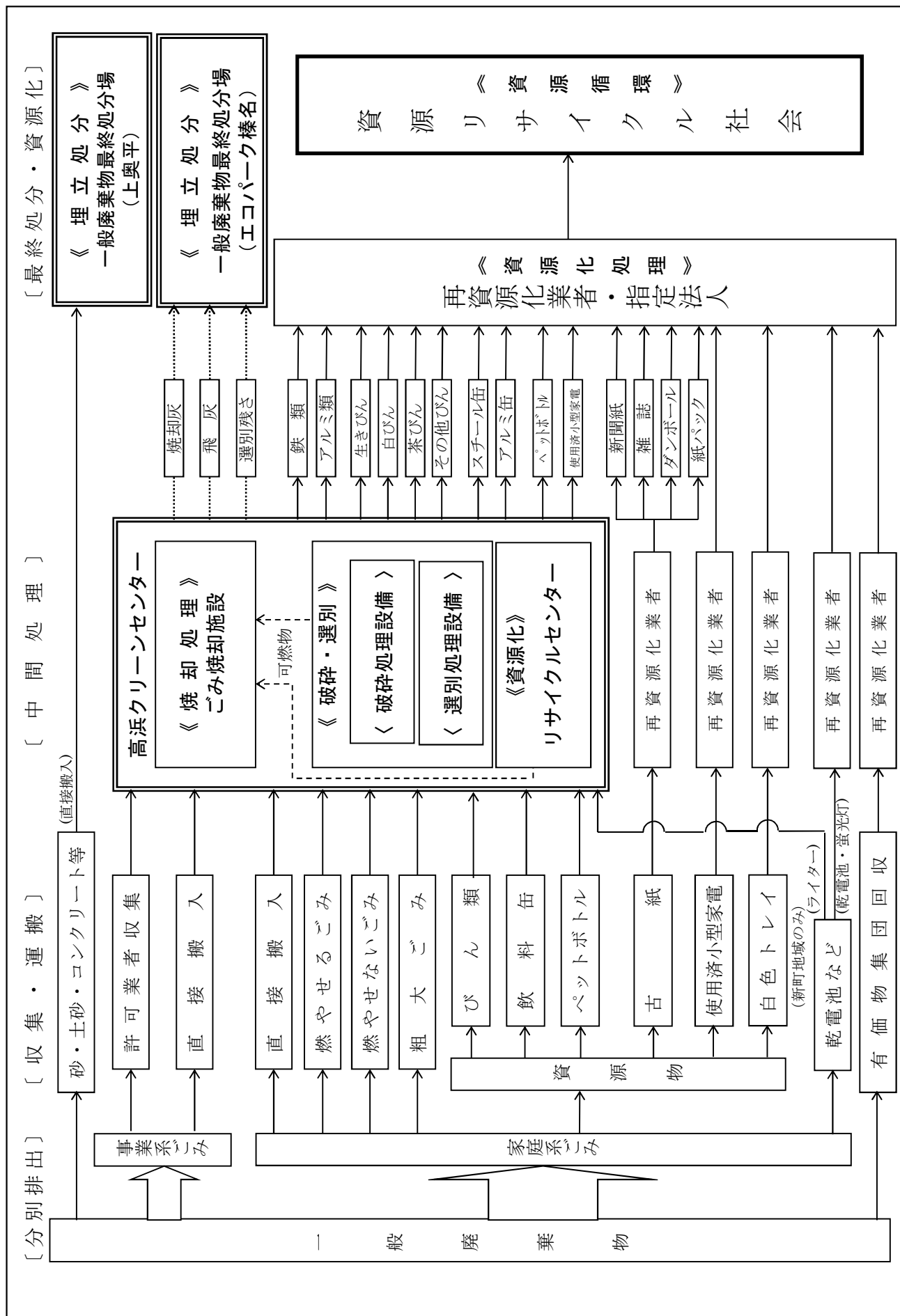
作業対策		料金	
高崎	定額日数制によるもの（一般家庭）	1人1日 13円	
	従量制によるもの（事業所等）	36Lにつき 367円	
	特別 加算	無臭トイレ	1回につき 408円
		月2回以上汲取りする場合	2回目より1回につき 204円
引越等臨時に汲取する場合		1回につき 204円	
倉渕	委託業者による従量制	36Lにつき 260円（汲取り券方式）	
箕郷	許可業者による従量制	36Lにつき 300円	
群馬	委託業者による従量制	36Lにつき 310円（汲取り券方式）	
新町	許可業者による従量制	36Lにつき 260円	
榛名	委託業者による従量制	36Lにつき 310円（汲取り券方式）	
吉井	許可業者による定額制	ア) 世帯割（基本料金）100円 水洗清掃料イ) 月1回収集する場合は230円 ウ) 月2回以上収集する場合は2回目から36Lにつき230円をイ)に加算	
	許可業者による従量制	36Lにつき 230円	

※消費税に伴い令和元年10月1日から金額改定

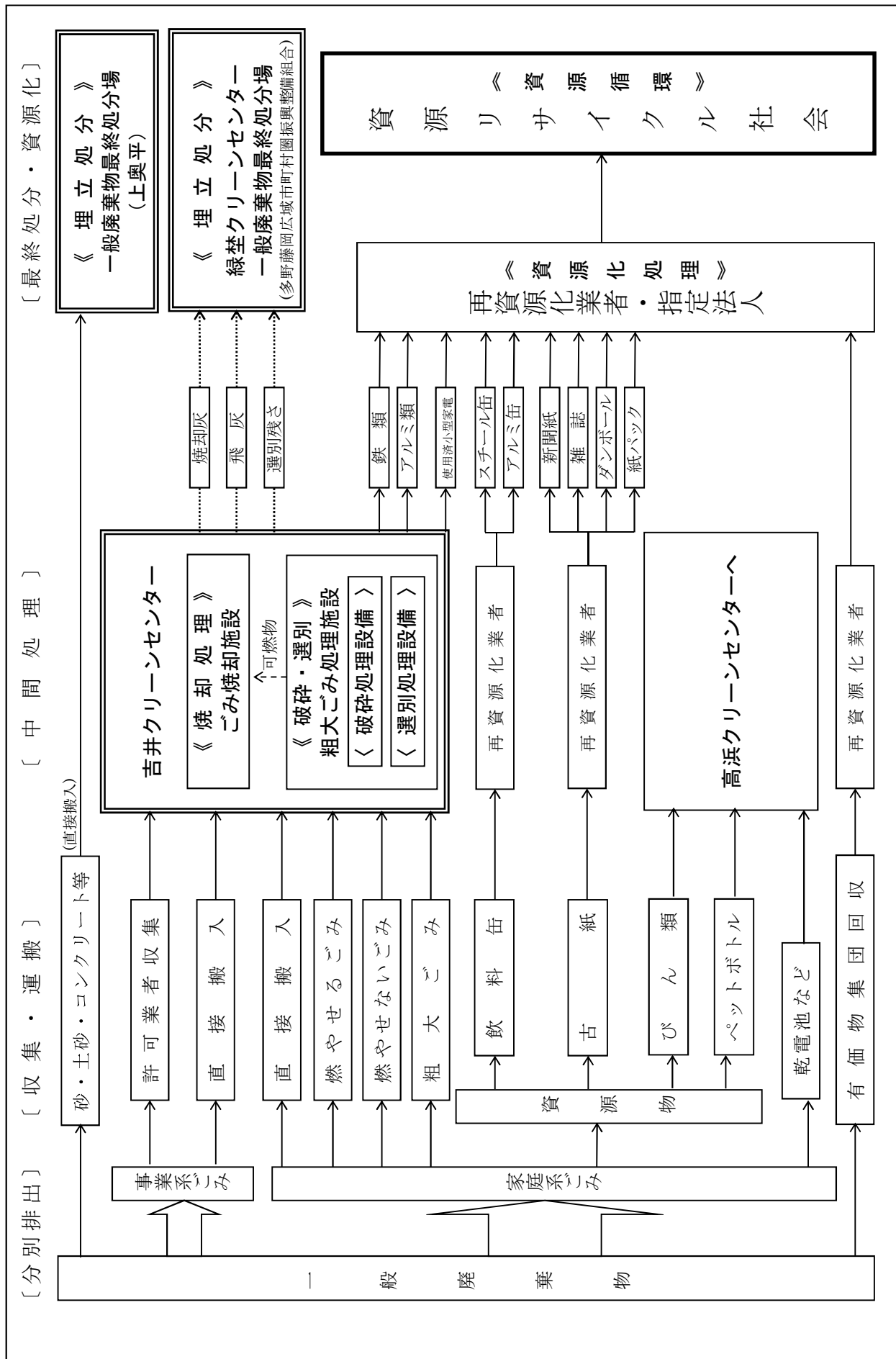
4 ごみ処理フロー図

本市のごみ処理の流れを、119～120 ページへ示しています。

(1) 高崎市ごみ処理フロー図(吉井地域を除く)



(2) 吉井地域のごみ処理フロー図



第5節 環境行政年表

1 条例・計画等

年度	主な事項
昭和 46	・「公害防止条例」制定
昭和 47	・「公害防止条例施行規則」制定
昭和 48	・「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 ・「あき地の環境管理に関する条例」制定 ・「公害防止条例」の一部改正（拡声機による商業宣伝放送を規制）
昭和 50	・「公害防止条例」の一部改正（事故時の措置：事故報告と改善命令を追加）
平成 4	・「ごみ処理基本計画」策定
平成 5	・「ごみ処理短期実施計画」策定
平成 7	・「環境基本条例」制定
平成 8	・公害対策審議会の環境審議会への移行について報告 ・「環境審議会規則」及び「環境調整会議規則」制定
平成 10	・「高崎市環境基本計画」を策定
平成 12	・附属機関等の改革実施に伴い「高崎市廃棄物減量等推進審議会」を統合 ・「高崎市緑の基本計画」策定 ・環境基本計画に定める環境調査指針について審議 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の実行計画を策定 ・ISO14001 認証取得（対象範囲：高崎市庁舎）
平成 13	・「グリーン購入調達方針」を策定
平成 14	・「高崎市環境基本計画」を改定 ・「高崎市一般廃棄物処理基本計画」策定
平成 15	・ISO14001 の対象範囲に『清掃管理事務所、図書館、中央公民館、若田浄水場、阿久津水処理センター、城南水処理センター』を新たに追加
平成 17	・ISO14001 自己宣言 ・「高崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正 （市に資源物の所有権が帰属すること、条例で定めた者以外の資源物の収集、運搬を禁止することを明記） ・「高崎市地域省エネルギービジョン」策定
平成 19	・ISO14001 の対象組織に『各支所庁舎』を新たに追加
平成 20	・「高崎市第3次環境基本計画」策定 ・ISO14001 の対象組織に『高浜クリーンセンター、エコパーク榛名、城南クリーンセンター』を新たに追加 ・「高崎市循環型社会形成推進地域計画」策定
平成 22	・ISO14001 の対象組織に『吉井支所、吉井クリーンセンター』を新たに追加 ・「高崎市地球温暖化対策実行計画」を策定 ・「高崎市地域新エネルギービジョン」策定

年度	主な事項
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ・「高崎市一般廃棄物処理基本計画」（平成 24～33 年度）策定 ・ ISO14001 自己宣言を廃止し、独自の環境マネジメントシステムを構築
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・「高崎市第 3 次環境基本計画後期計画（2013-2017）」策定 ・「高崎市循環型社会形成推進地域計画（第 2 次計画）」策定
平成 27	<ul style="list-style-type: none"> ・「高崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ・「高崎市第 4 次環境基本計画」策定 ・「高崎市一般廃棄物処理基本計画」（平成 30～令和 9（2027）年度）策定

2 公害対策関係

年度	主な事項
昭和 43	<ul style="list-style-type: none"> 厚生省（現在 厚生労働省）が神通川流域のイタイイタイ病の原因とされるカドミウム汚染について政府見解を発表。これにより碓氷川流域を要観察区域として指定
昭和 45	<ul style="list-style-type: none"> 石原町の葎田地区の水田玄米に基準（1ppm）以上のカドミウムが含まれていることが判明し、2.3ha が汚染田の指定を受け、関係農家 22 戸の保有米を凍結する。 東京都、千葉県等の利根川から取水している水道で発生した「臭い水」事件があり、フェノールを排出している大八木町内の事業所で除去装置を整備する。
昭和 46	<ul style="list-style-type: none"> 安中市内の事業所の一連の公害防止対策が完成したことにより、通商産業省（現 経済産業省）、群馬県、高崎市及び安中市で発生源の環境調査を実施する。 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律によるカドミウム汚染田として鼻高地区及び乗附地区の一部が指定され、石原町の葎田地区とあわせて 22.3 ha になる。 大気汚染防止法の硫黄酸化物の排出基準に係る K 値改定 11.7（14.0）……八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 22.3（26.3）……上記以外の地区（ ）内は改定前 騒音規制法の地域指定、規制基準決まる。 水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準（上乘せ基準）決まる。
昭和 47	<ul style="list-style-type: none"> 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による公害防止管理者等からなる「高崎市公害防止管理者等連絡協議会」が発足 烏川・井野川などの河川の環境基準が決まる。 烏川・碓氷川（B 類型）、井野川（D 類型）
昭和 48	<ul style="list-style-type: none"> 市立中央体育館（栄町）に二酸化硫黄・粉じんの自動測定機、風向風速計を設置。（市立中央体育館（栄町）で二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、風向風速の測定を開始） 高崎地区に群馬県内で初めて光化学スモッグ予報（現 光化学オキシダント注意報）が発令される。 オキシダント自動測定機、風向風速計を青年センター（現 台新田測定局）に設置（青年センター（現 台新田測定局）で光化学オキシダント、風向風速の測定を開始） 悪臭防止法の規制区域と規制基準が決まる。 連雀町の第一勸業銀行（現 みずほ銀行）に一酸化炭素自動測定機を設置 大気汚染防止法の硫黄酸化物の排出基準に係る K 値改定 8.76（11.7）……八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 14.6（22.3）……上記以外の地区（ ）内は改定前
昭和 49	<ul style="list-style-type: none"> 高崎市公害防止管理者等連絡協議会の名称を「高崎地区公害防止管理者等連絡協議会」に変更 乗附町のカドミウム汚染田の土壌改良事業完了 窒素酸化物自動測定機を青年センターに、オキシダント自動測定機を南八幡公民館（昭和 52 年度まで）に設置

年度	主な事項
昭和 50	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法の K 値改定 6.42 (8.76)八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 11.7 (14.6)上記以外の地区 () 内は改定前 ・ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準制定 ・ 二酸化硫黄・粉じん自動測定機を倉賀野農協に設置
昭和 51	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄・粉じん自動測定機を勤労青少年ホームに設置 ・ 大気汚染防止法の K 値改定 6.0 (6.42)八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町 9.0 (11.7)上記以外の地区 () 内は改定前 ・ 染谷川にシアンを排出する事故が 4 月に発生
昭和 53	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定 ・ 工場の新・増築について建築確認申請前の事前協議を実施
昭和 54	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「家庭雑排水等処理対策規程」を制定 ・ 「高崎市異常水質汚濁通報連絡及び調査実施要領」を制定
昭和 55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一酸化炭素自動測定機を江木町に移設
昭和 58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一酸化炭素自動測定機を塚沢農協へ移設 ・ 二酸化硫黄・粉じん自動測定機 (倉賀野農協) を倉賀野公民館へ移設
昭和 63	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染測定データ処理システム導入
平成 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水自動計測装置を市庁舎屋上に設置
平成 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法の政令市となる。 ・ 下和田町 (下水道局下和田中継ポンプ場脇) に自動車排出ガス測定局を設置
平成 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法の政令市となる。 ・ 青年センターに一般環境大気測定局を設置 ・ 井野川の環境基準が D 類型から C 類型へ変更 ・ 倉賀野公民館に風向風速計を設置
平成 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤労青少年ホームに風向風速計を設置
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高崎地区公害防止管理者等連絡協議会の名称を高崎地区産業環境保全連絡協議会に変更 ・ 元 勤労青少年ホーム駐車場に一般環境大気測定局を設置
平成 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水自動計測装置を元 勤労青少年ホーム駐車場に移設
平成 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気常時監視テレメータシステム導入
平成 13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例市移行に伴う、騒音・振動、悪臭の規制基準及び規制地域を告示
平成 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭規制方法を物質濃度から臭気指数による規制に変更する告示
平成 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に伴う、騒音規制法の指定地域を告示 (倉渕・箕郷・群馬・新町)
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に伴う、騒音規制法の指定地域を告示 (榛名)
平成 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に伴う、騒音規制法の指定地域を告示 (吉井) ・ 烏川 (森下橋) から上流を環境基準 AA 類型に格上げ指定 ・ 二酸化硫黄・粉じん自動測定機を倉賀野公民館から青年センターへ移設

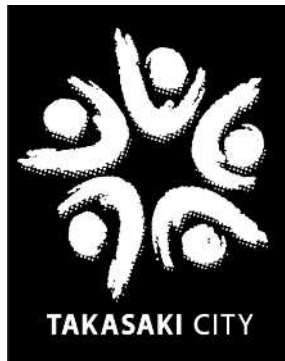
年度	主な事項
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ・小八木町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市移行に伴い、大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設を設置している工場についての事務を県から移譲 ・中核市移行に伴い、ダイオキシン類対策特別措置法の政令市となる。 ・悪臭防止法に基づく規制地域を高崎市全域に拡大 ・群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定に基づき PRTR 制度（化管法）の届出に関する事務委任を受ける。 ・第 2 次地域主権改革推進一括法の改正による県知事権限の市への一部移譲に伴い、騒音規制法の騒音に係る環境基準の類型の地域指定及び幹線交通を担う道路の指定を告示
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県から箕郷測定局を譲り受け浮遊粒子状物質と光化学オキシダントの測定を開始 ・利根川水系の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出され、約 35 万世帯が断水。関係自治体による合同調査の結果、市内事業者がヘキサメチレンテトラミンを烏川へ排出したことによるものと推定された。 ・宮原町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労青少年ホーム測定局及び榛名測定局で微小粒子状物質（PM2.5）の測定を開始
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> ・綿貫町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定 ・都市計画用途変更に伴う、騒音規制法の指定地域を告示（綿貫町の一部）
平成 27	<ul style="list-style-type: none"> ・「勤労青少年ホーム測定局」を「並榎一般環境大気測定局」に名称変更し、並榎一般環境大気測定局で酸性雨の測定（降水捕集装置及び雨量計を設置）を開始 ・「青年センター局舎」を「台新田一般環境大気測定局」に名称変更 ・「箕郷測定局」を「箕郷一般環境大気測定局」に名称変更 ・「榛名一般環境大気測定所 局舎」を「榛名一般環境大気測定局」に名称変更 ・「城南自排局舎」を「城南自動車排出ガス測定局」に名称変更
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・「並榎一般環境大気測定局」における雨量計設置および降水採取開始に伴い、高崎市役所 本庁 2 階デッキテラスでの降水採取を廃止 ・「榛名一般環境大気測定局」の二酸化硫黄自動測定機を撤去 ・群馬県の生活環境を保全する条例に基づく騒音及び振動に係る規制地域を指定する権限を県から移譲 ・新町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の一部が改正され、「水銀排出施設」について新たに規定された。 ・土壤汚染対策法の一部が改正され、一定の規模以上の形質変更届出に土壤汚染状況調査結果を添付できること、汚染土壌処理業に係る承継等について新たに規定された。 ・島野町、西横手町の一部を土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定 ・都市計画用途変更に伴う、騒音規制法の指定地域を告示（高崎市総合卸売市場地区）
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染対策法の一部が改正され、土地の形質の変更を行う場合の届出要件が拡大された。

3 廃棄物関係

年度	主な事項
明治 33	・常盤町烏川地先に焼棄場設置
明治 42	・箱車で収集搬出
昭和 2	・乗附町にごみ焼却場設置
昭和 39	・倉賀野町に総工費 870 万円を投じ 10t/8h (回転炉) 完成
昭和 41	・高崎市和田多中町に総工費 2 億 3,300 万円を投じ 45t/8h×2 基清掃工場完成 ・旧市街地収集
昭和 43	・収集地域一部 2 回収集となる (可燃ごみ)
昭和 47	・総工費 4 億 4,000 万円を投じ 150t/24h×2 基の清掃工場完成 (組合)
昭和 48	・全市週 2 回収集となる (可燃ごみ) ・(昭和 41 年に完成した) 清掃工場解体
昭和 49	・総工費 1 億 8,000 万円を投じ 150t/5h 破砕機工場完成 (組合) ・粗大、不燃ごみ 学校区ごと月 1 回収集
昭和 50	・不燃・粗大ごみ 学校区ごと月 2 回収集 ・ごみ処理手数料有料となる (キロ 2 円)
昭和 51	・ごみ処理手数料改定 (キロ 3 円)
昭和 52	・有価物集団回収事業開始
昭和 55	・不燃粗大ごみ収集の 2 分の 1 の地区を業者委託 ・高層住宅団地を中心にコンテナ収集を始める (可燃ごみ) ・ごみ処理手数料改定 (キロ 6 円)
昭和 59	・廃乾電池収集開始 ・有価物集団回収事業奨励金 2 円/kg に改定
昭和 60	・不燃粗大ごみの残り 2 分の 1 の地区の業者委託 ・ごみ処理手数料改定 (キロ 7 円)
昭和 61	・有価物集団回収事業奨励金 5 円/kg に改定
昭和 62	・可燃ごみの収集市内全域の約 34%を業者委託 ・榛名町高浜に総工費 72 億 9,000 万円を投じ 150t×24h×3 基の清掃工場完成 (組合) ・有価物集団回収事業奨励金 8 円/kg に改定
昭和 63	・榛名町高浜に総工費 10 億 6,900 万円を投じ 55t/5h 破砕機工場完成 (組合)
平成元	・ごみゼロ記念大会開催 ・ごみ処理手数料改定 (キロ 10 円)
平成 2	・牛乳パック回収事業実施 ・本庁舎古紙回収実施 ・可燃ごみの収集市内全域の 11%を追加委託し全体の 45%を業者委託 ・雑びん分別回収開始 (若松町・5 町内)
平成 3	・高浜クリーンセンター施設見学会開始 ・雑びん分別回収開始 (南地区)
平成 4	・雑びん分別回収開始 (城南地区)

年度	主な事項
平成 5	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器補助金制度発足 ・有価物集団回収事業奨励金 10 円/kg に改定 ・有価物集団回収事業回収業者奨励金 2 円/kg 開始 ・雑びん分別回収開始（中央地区） ・ごみの投げ捨て防止街頭キャンペーン開始 ・一般廃棄物処分業許可証等交付手数料の徴収を開始
平成 6	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油石けんづくり講習会開始 ・ごみ処理手数料改定（キロ 13 円） ・廃冷蔵庫（フロンガス回収）分別回収開始雑びん分別回収開始（北・東地区）
平成 7	<ul style="list-style-type: none"> ・有価物集団回収事業回収業者奨励金 3 円/kg に改定 ・雑びん処理業者に雑びん処理奨励金 3 円/kg 開始 ・雑びん分別回収開始（西・塚沢地区）
平成 8	<ul style="list-style-type: none"> ・雑びん分別回収開始（城東・片岡・佐野・倉賀野地区） ・ペットボトル分別回収開始（各市立公民館）
平成 9	<ul style="list-style-type: none"> ・雑びん分別回収開始（六郷、豊岡、大類、南八幡、中居、矢中、東部地区） ・ペットボトル分別回収開始（店頭回収協力店舗） ・廃乾電池収集終了
平成 10	<ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ戸別有料収集開始 ・指定袋制度開始 ・ごみの分別回収（缶、びん、古紙）開始 ・リサイクルセンター稼動
平成 12	<ul style="list-style-type: none"> ・倉賀野町に高崎市リユースセンターを開場
平成 13	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場「エコパーク榛名」稼動 ・生ごみ堆肥化容器補助金の対象に EM ボカシ、電動式を追加 ・可燃ごみ収集の業者委託を約 68% に拡大 ・廃冷蔵庫（フロンガス回収）分別回収終了 ・ごみ処理手数料改定（キロ 15 円）
平成 14	<ul style="list-style-type: none"> ・廃乾電池資源回収開始
平成 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルのごみステーションでの回収を開始 ・廃蛍光灯資源回収開始 ・市内全域でごみ減量市民説明会を実施 ・市内ごみコンテナ一部廃止（市営上大類団地、高砂団地、シティギャラリー、上並榎団地、斎場、原郷団地、鼻高団地、北久保団地）
平成 16	<ul style="list-style-type: none"> ・祝日、振替休日のごみ収集を開始 ・リユースセンターの開催に合わせて廃タイヤ・廃バッテリーの有料回収を実施 ・市内ごみコンテナ一部廃止（県営上佐野団地、市営佐野団地、県営中尾団地、市営井野団地）

年度	主な事項
平成 17	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ収集（城山地区 11 基）を廃止し、コンテナ収集終了 ・生ごみ処理機器購入費補助金のうち電動式の補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げる
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てライターの分別回収を開始
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみの収集業者委託を拡大 ・学校給食残渣堆肥化事業を支所管内を含む 73 校園に拡大
平成 20	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ収集の業者委託を拡大 ・粗大ごみ収集及び休日犬猫収集を市全域に拡大 ・市立公民館等にて植物性廃油の回収を開始（廃食用油リサイクル）
平成 21	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ収集の業者委託を拡大 ・在宅医療廃棄物の回収を開始（10 月 1 日より） ・家電リサイクル対象品目の追加（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機） ・化粧品びんの分別回収開始
平成 22	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミ付紙パックの分別回収開始
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ収集の業者委託を拡大
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場「エコパーク榛名」第二期造成分、稼動 ・新町クリーンステーション改修
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> ・「古着・古布」を有価物集団回収の品目に追加（11 月実施分から） ・使用済小型家電のボックス回収を開始（平成 26 年 1 月から）
平成 26	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済小型家電のピックアップ回収を開始 ・雑がみりサイクルモデルステーション事業を開始 ・危険物（スプレー缶等）の分別回収を開始
平成 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（63 台）
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（251 台） ・資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」配信を開始
平成 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（149 台）
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（142 台）
令和元	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション見守りカメラを設置（143 台）



令和2年版（2020年版） たかさき環境白書【資料編】

令和3年（2021年）3月発行

発行 高崎市

編集 高崎市 環境部 環境政策課

〒370 - 8501

群馬県高崎市高松町 35 番地 1

TEL : 027 - 321 - 1251

E-mail : kankyous@city.takasaki.gunma.jp